

中。而無二辭意。南面聽天下。而無二驕色。如此而後。可三以爲天下王。所以謂德者。不爲動而疾。不爲告而知。不爲而成。不召而至。是德也。故天不動。四時云下。而萬物化。君不動。政令陳下。而萬物成。心不動。使四肢耳目。而萬物情寡。交多親。謂之知人。寡事成。功。謂之知用。

に天は動かすして四時下に云ぐり、萬物化し、君は動かすして政令下に陳して、萬功成り、心動かすして四肢耳目を使ひて、萬物情あり。交寡くして親多き、之を人を知ると謂ひ、事寡くして功を成す、之を用を知ると謂ひ、一言を聞きて萬物を貫く、之を道を知ると謂ふ。多言して當らざるは、其の寡に如かざるなり。博學して自ら反せざるは、必ず邪あり。孝悌は仁の祖なり。忠信は交の慶なり。内孝弟を考さず、外忠信を正さざるは、其の四經に澤して、誦學する者も、是れ其の身を亡す者なり。

● 物とは、爵位財寶等をいふ ● 身に富るは、身に在るなり ● 爵位もなく、庶民の中にもありても、失意を感ぜず ● 天子の位に在りても、別に驕る氣色なし ● 徳とは何如なるものと、其の義を説明するなり ● 身を動かさずして、疾く速きに俾はるなり ● 人の相告げ知らずを俟たずして、天下其の人の徳あるを知る ● 徳ある者は、自然に事を成し得ること、天の物を生ずる如し ● 人を召さざるも、人自ら來る ● 云は流行するなり ● 萬物の情をして、各欲する所を得しむ ● 唯博學するのみにして、身に反して行ふ所を顧みざる者は、邪曲あるを免れず ● 友に交るに忠信を以てすれば、相互に益を得、故に慶すべきなり ● 考は成なり ● 正は修むるなり ● 若し孝悌忠信を缺けば、徒に詩書禮樂の四經書を誦學し、學問淵深なるも、反つて其の身を亡するに至るなり

聞二一言以貫萬物。謂之知用。多言而不當。不如其寡也。博學而不自反。必有邪。孝悌者仁之祖也。忠信者交之慶也。內不考孝弟。外不正忠信。澤其四經。而誦學者。是亡其身者也。

桓公。明日弋。在廩。管仲。臨朋朝。公望。子。弛弓。脫。鉞。而迎之。曰。今夫鴻鵠。春北而秋南。而不失其時。夫唯有意於天下。乎。今孤之不得意於天下。非皆二子之憂也。桓公再言。二子不對。桓公曰。孤既言矣。二子何

桓公、明日弋して廩に在り。管仲・隰朋朝す。公二子を望み、弓を弛べ、鉞を脱して之を迎へて曰く、今夫れ鴻鵠、春北して秋南し、其の時を失はず。夫れ唯羽翼ありて、其の意を天下に通ずるか。今孤の意を天下に得ざるは、皆二子の憂にあらざるかと。桓公再言するも、二子對へず。桓公曰く、孤既に言へり。二子何ぞ對へざるやと。管仲對へて曰く、今夫れ人勞を患ひて、上の使ふこと時ならず、人飢を患ひて、上重く斂し、人死を患ひて、上刑を急にす。此の如くにして又有色を近け、有徳を遠く、鴻鵠の翼あり、大水を濟るの舟楫ありと雖も、其れ將に君を若何せんとせん。桓公蹙然として遂遁す。管仲曰く、昔先王の人を理むるや、蓋人勞を患ふるありて、上之を使ふに時を以てすれば、人勞を患へざるなり。人飢を患ひて、上薄く斂すれば、人飢を患へず。人死を患ひて、

不封乎。管仲對曰。今夫人患勞而上使不時。人患飢而上重斂焉。人患死而上急刑焉。如此而遠有德。雖鴻鶴之有翼。濟大水之有舟楫也。其將若君何。桓公曰。昔先王之理人也。蓋人有患勞而上使之以時。則人不患勞也。人患飢而上薄斂焉。則人不患飢矣。人患死而上寬刑焉。則人不患死矣。如此而近有德。而遠有色。四封之內。視君其猶父母。母邪。四方之外。歸君其猶流水。水一乎。

● 臣は、尹知章云ふ、米粟を糶る所以のもの、禽鳥多く集る故に此に在りてマサト。セは(いぐるみ)矢に鏃を附け、射たる鳥類をくむものなり ● (ゆがひ)射るとき、手にはむるものなり ● 鴻鶴は、左右の羽翼ありて、南北に翔舞(かける)し、意を天下に通ず ● 孤は、諸侯自稱する辭なり。言ふは、今我の意を天下に得ざるは、皆孤を左右する二子の憂ばかりならず、孤も亦憂ふるなりと。其の實は、二子の如き、羽翼ありながら、孤の志を天下に得ざるは何如と、反詰せしなり ● 斂は政税なり ● 女色なり ● 君の非行此の如くならば、羽翼あるも、君を何如ともする能はずと ● 容を正しく改むるなり ● 却退するなり ● 租税を軽くするなり ● 封内の人民が、君を視ること、父母のごときなり ● 四方の外とは、封外即ち他諸侯の地をいふ。言ふは、他國の人民までも、我に歸するに至るとなり

公、射を緩め、綏を撥りて乗じ、自ら御し、管仲左となり、隰朋參乗す。朔日三日に、二子を里官に進め、再拜頓首して曰く、孤の二子の言を聞くや、耳は聰を加へて、視は明を加ふ。孤に於いて、敢て獨り之を聴かずして、之を先祖に薦めんと。管仲、隰朋再拜頓首して曰く、君の如きは、之れ王たらん、此れ臣の言にあらざるなり。君の教なりと。是に於いて管仲、桓公と照誓し、令をなして曰く、老弱は刑するなかれ。參宥して而る後に弊せよ。關幾て正せず、市正して布せず、山林梁澤は時を以て禁發して、正せざるなり。草封澤鹽者之に歸するや、譬へば市人の若し。三年人を教へ、四年賢を選びて長となし、五年始めて車を興し乘を踐し、遂に南楚を伐ち、門して施城に傳る。北山戎を伐ち、冬蔥と戎菽とを出し、之を天下に布き、果して天子を三匡して、諸侯を九合せり。

公緩射。授綏而乘。自御。管仲爲左。隰朋參乘。朔日三日。進二子於里官。再拜頓首。曰。孤之聞二子之言也。耳加聰。而視加明。於孤。不取獨聽之。薦之先祖。管仲。隰朋。再拜頓首。曰。如君之王也。此非臣之言也。君之教也。於是管仲。與管公。盟誓。爲令。曰。老弱勿刑。參宥。

公、射を緩め、綏を撥りて乗じ、自ら御し、管仲左となり、隰朋參乗す。朔日三日に、二子を里官に進め、再拜頓首して曰く、孤の二子の言を聞くや、耳は聰を加へて、視は明を加ふ。孤に於いて、敢て獨り之を聴かずして、之を先祖に薦めんと。管仲、隰朋再拜頓首して曰く、君の如きは、之れ王たらん、此れ臣の言にあらざるなり。君の教なりと。是に於いて管仲、桓公と照誓し、令をなして曰く、老弱は刑するなかれ。參宥して而る後に弊せよ。關幾て正せず、市正して布せず、山林梁澤は時を以て禁發して、正せざるなり。草封澤鹽者之に歸するや、譬へば市人の若し。三年人を教へ、四年賢を選びて長となし、五年始めて車を興し乘を踐し、遂に南楚を伐ち、門して施城に傳る。北山戎を伐ち、冬蔥と戎菽とを出し、之を天下に布き、果して天子を三匡して、諸侯を九合せり。

● 綏は車(たづな)なり ● 左となり云々、長者を敬するなり ● 關幾に云ふ、朔は野、里官は隰宮、桓公の父賢公の廟とあり ● 其の言終ぶべき故に、即り聽かず、祖先にも進めんとなり ● 先きに若鴻鶴に感して

而後弊。關幾而不正。市正而不布。山林梁澤。以時禁發。而不正也。草封澤鹽者。之歸之也。譬若市人。三年教人。四年選賢。以爲長。五年始與車踐乘。遂南伐楚。門傳施城。北伐山戎。出三冬。惠與我。布之天下。果三匡天子。而九合諸侯。

臣等以下問あり、臣等其れに導かれて、一言したるなれば、君より教へられたるものなり。① 刑に、論らざしめて爲したること、過誤死等（としとりてばける）の三者を考へ、然る後に罪を斷ず、弊は版にして斷なり。② 正は征、收税なり。③ 多少を考量して收税し、少きものは之を免する等、獨り取らざるなり。④ 時宜を以て、開放し又は禁示す、發は開放なり。⑤ 車封は、車を列する者、草を刈取りて積むこと土封の如し。澤鹽は、鹽を澤中に煮る者、此の如き人々は、喜びて我が封内に歸すとたり。⑥ 車は軍の誤なり。⑦ 鹽は鹽なるべし、車乘を修繕するなり。⑧ 門は、城門を攻むるなり、施は鹽に、於の誤とあり。⑨ 子は下の誤、三は一の誤なり。

桓公外舍。而中婦饋。中婦諸子。謂宮人。盍不出從乎。君將有行。宮人皆出從。公怒曰。孰謂我有行者。宮人曰。賤妾聞之。中婦諸子。公

桓公外舍して鼎饋せず。中婦諸子宮人に謂ふ、盍ぞ出で從はざるや。君將に行くあらんとすと。宮人皆出で從ふ。公怒りて曰く、孰か我が行くあらんと謂ふ者ぞと。宮人曰く、賤妾之を中婦諸子に聞くと。公は中婦諸子を召して曰く、女焉にか吾が行くあるを聞くやと。對へて曰く、妾人く之を聞く、君外舍して鼎饋せざるは、内憂あるにあらざるば、必ず外患ありと。今君外舍して鼎饋せざるは、君内憂あるにあらざるなり。妾は是を以て君の將に行くあらんと欲するを知るなり。

召中婦諸子曰。女焉聞吾有行也。對曰。妾人聞之。君外舍而不鼎饋。非有内憂。必有外患。今君外舍而不鼎饋。君非有内憂也。妾是以知君之將有行也。公曰。善。此非吾所與女及也。而吾乃至焉。吾是以語女。吾欲致諸侯。而不至。爲之奈何。中婦諸子曰。自妾之身。不爲人持接也。未嘗得二人之布織也。意者更容不審邪。明日管仲朝。公告之。管仲曰。此聖人之言也。君必行也。

と。公曰く、善し。此れ吾が女と及ぶ所にあらざるなり。而るに言乃ち至る、吾れ是を以て女に語けん。吾れ諸侯を致さんと欲して至らず、之を爲す奈何と。中婦諸子曰く、妾の身、人の爲めに持接せざりしより、未だ嘗て人の布織を得ざるなり。意ふに、更に審かならざるべきかと。明日管仲朝す。公之を告ぐ。管仲曰く、此れ聖人の言なり。君必ず行へと。

● 外朝に宿して、内殿に居らざるなり。● 鼎を以て食物を饋（おく）るなり。● 婦人の宮中を監督する者、宮人は宮女なり。● 言ふは、何人が吾の行くあらんとするを告げたるなり。● 言ふは汝は何れより吾が行くことあるを聞きしかとたり。● 人は久の誤なり。● 言ふは、此の事は吾が汝と謀るに及ぶべきことならずと思ひしも、今汝の言此に至れば、吾れ汝に其の由を語げんと。● 言ふは、宮中に居る故に出てて人と相持して接對したることなく、隨つて外人の布織を得ず、されば外問の事に暗れれども、私に及ぶに、君は未だ諸侯を致すの道を審にせざる所あるならんと。● 言婦人の口より出づるも、聖人の言も、此の如きに過ぎず。

意者更容不審邪。明日管仲朝。公告之。管仲曰。此聖人之言也。君必行也。

公又問曰。不幸而失仲父也。二三大夫者。其猶能以國寧乎。管仲對曰。君請嬰已乎。鮑叔牙之爲人也。好直。賓胥無之爲人也。好善。齊威之爲人也。能事孫在之爲人也。善言。公曰。此四子者。其孰能一人之上也。寡人并而臣之。則其不以國寧何也。對曰。鮑叔之爲

公又問ひて曰く、不幸にして仲父を失はば、二三大夫は其れ猶、能く國を以て寧するかと。管仲對へて曰く、君の請、嬰くのみか。鮑叔牙の人と爲りや、直を好み、賓胥無の人と爲りや、善を好み、齊威の人と爲りや、事を能くし、孫在の人と爲りや、言を善くすと。公曰く、此の四子は、其れ孰れか能く一人の上なるか。寡人并せて之を臣とするに、國を以て寧からずとするは何ぞやと。對へて曰く、鮑叔の人と爲りや、直を好むも、國を以て誦する能はず。賓胥無の人と爲りや、善を好むも、國を以て誦する能はず。齊威の人と爲りや、事を能くするや、足を以て息する能はず。孫在の人と爲りや、言を善くするも、信を以て默する能はず。臣之を聞く、消息盈虛、百姓と誦信す、然る後に能く國を以て寧す。已むなくば、朋其れ可ならんか。朋の人と爲りや、動けば必ず力を量り、擧ぐれば必ず技を量ると。言終り喟然として嘆じて曰く、天の朋を生ずる、以て夷吾の舌となすなり。其の身死し、舌焉んぞ生くるを得んやと。

人也。好直。而不能以國誦。賓胥無之爲人也。好善。而不能以國誦。齊威之爲人也。能事孫在之爲人也。善言。公曰。此四子者。其孰能一人之上也。寡人并而臣之。則其不以國寧何也。對曰。鮑叔之爲

● 誦は情なり、古語多くは誦情同意に用ふ、言ふは、若は情に於て徒に驚くのみか、宜く心靜に考慮すべしとなり
● 言論を詳くするなり ● 言ふは、此の四子には、孰れ一人其の上に加ふる者ありや、恐くは無かるべし
● 此のナレたる四子を臣とするに、國を寧からしむる能はざるは何如 ● 直を好み、國事に就きて時宜に隨ひ國信する能はず ● 足を以て息する能はず ● 其の言ふ所信せらるるも尙默止する能はず、反て人の嫌疑を受くるに至る ● 朋も亦已れに隨つて早く亡し、齊に久しからざるを言ふ

管仲曰。夫江黃之國。近於楚。爲臣死乎。君必歸之。楚而寄之。君不歸。楚必私之。私之而不救也。則不可救也。

管仲曰く、夫れ江黃の國は楚に近し。臣死するとせんか、君必ず之を楚に歸して之を寄せよ。君歸さずば、楚必ず之を私せん。之を私して救はずば、不可なり。之を救はば亂此れより始まらんと。桓公曰く、諾と、管仲又言ひて曰く、東郭に狗あり、唯唯且暮に我が瑕を齧まんと欲す、而も使めざるなり。今夫れ易牙は子を愛する能はず、將た安ぞ君を能く愛せん。君必ず之を去れと。公曰く、

之。則亂自此始矣。桓公曰。諾。管仲又言曰。東郭有狗。嚙嚙。且暮欲

管仲又言曰。四郭有狗。嚙嚙。且暮欲。我豎而不使也。今夫易牙。子之不能愛。將安能愛君。君必去之。公曰。諾。管子又言曰。北郭有狗。嚙嚙。且暮欲。豎我豎而不使也。今夫易牙。子之不能愛。將安能愛君。君必去之。公曰。諾。管子又言曰。北郭有狗。嚙嚙。且暮欲。豎我豎而不使也。今夫易牙。子之不能愛。將安能愛君。君必去之。公曰。諾。

諾と。管子又言ひて曰く、北郭に狗あり。嚙嚙且暮に我豎を齧まんと欲す、而も使めざるなり。今夫れ豎刁は、其の身を愛せず。焉ぞ能く君を愛せん。君必ず之を去れと。公曰く、諾と。

● 江黄の二小國は、楚に近ければ早く楚に降し、其の助力を得しむるに如かずと、寄せるとは委託するの意なり
● 私せんとは、代ち亡ぼして其の地を有するなり
● 嚙嚙は、犬の齧まんとする聲なり
● 豎は他家、愚にして力なし、犬は易牙に、豎は諸公子に喩ふ
● 言ふは、已れある故に易牙を制し、豎を爲さしめず、已れは管仲なり
● 桓公人肉を欲す、易牙其の子を殺し、其の肉を桓公に進む
● 前段の意に同じ
● 桓公、後宮の治まらざるを憂へしに、豎刁は後宮に入り、之を監督せん爲め、自ら勢を制して後宮に入る、此れ身を愛せざるなり

管子又言ひて曰く、西郭に狗あり、嚙嚙且暮に我が豎を齧まんと欲す、而も使めざるなり。今夫れ衛の公子開方は、其の千乗の太子を去りて、君に臣事す。君に得るを願ふ所の者、是れ將に其の千乗に過ぐるを欲せんとするなり。君必ず之

子開方去其千乘之太子。而臣事君。是所願也。得於君者。是將欲過其千乘也。君必去之。桓公曰。諾。管子遂卒。卒十月。隰朋亦卒。桓公去易牙。豎刁。衛公子開方。五味不至。於是乎復反。易牙。宮中亂。復反。豎刁。利言卑辭不在。側。復反。衛公子開方。桓公。內不量力。外不量交。而力伐四鄰。公薨。六子皆求立。易牙與衛公子。內與豎刁。因共殺二羣

を去れと。桓公曰く、諾と。管子遂に卒す。卒して十月、隰朋亦卒す。桓公は易牙、豎刁、衛の公子開方を去る。五味至らず。是に於いてか復易牙を反す。宮中亂る。復豎刁を反す。利言卑辭側にあらず。復衛の公子開方を反す。桓公は内力を量らず、外交を量らずして、四鄰を力伐す。公薨じ、六子皆立つことを求む。易牙、衛の公子と内の豎刁と、因りて共に羣吏を殺して、公子無虧を立つ。故に公死する、七日斂せず九月葬らず。孝公宋に奔る。宋の襄公、諸侯を率ゐて齊を伐ち、甌に戦ひ、大に齊の師を敗り、公子無虧を殺し、孝公を立てて還る。襄公立つ、十三年。桓公立つて四十二年なり。

● 衛に居れば、千乗の太子たるを去て、君に事ふるは、齊國の君位を欲するなりと
● 食の調理に事を取きたる故に、復た易牙を召し反せり
● 宮内の取柄成らず、故に復た豎刁を召し反せり
● 利口、言、卑辭の辭の我を悦ばすものなし、故に復公子開方を召し反せり
● 易牙が衛の公子と共謀し、又宮中は豎刁に因りて群吏を殺し、無虧を立つ
● 斂は棺に入る、なり

史。而立公子無虧。故公死。七日不斂。九月不葬。孝公。魯宋。宋襄公。率諸侯。以伐齊。戰于甄。大敗。齊師。殺公子無虧。立孝公而還。襄公立。十三年。桓公立。四十二年。

地圖第二十七

短語一

凡兵主者。必先審知地圖。糧輜之險。蓋車之水。名山通谷。經川陵陸。丘阜之所。在。直草林木。蒲葦之所。茂。道里之遠近。城郭之大小。名邑廢邑。困殖之地。必盡知之。地形之出入相錯者。

凡兵主なる者は、必ず先づ地圖を審知し、輜輳の險、濫車の水、名山通谷、經川陵陸、丘阜の在る所、直草林木蒲葦の茂る所、道里の遠近城郭の大小、名邑廢邑困殖の地、必ず盡く之を知り、地形の出入相錯る者、盡く之を藏し、然る後に軍を行き、邑を襲ひ、舉錯先後を知り、利を失はざるべし。此れ地圖の常なり。人の衆寡、士の精麁、器の功苦、盡く之を知る。此れ乃ち形を知る者なり。形を知るは、能を知るに如かず。能を知るは、意を知るに如かず。故に主

盡藏之。然後可下以行軍。製邑。舉錯知先。後。不。失。利。此地圖之常也。人之衆寡。士之精麁。器之功苦。盡知之。此乃知形者也。知形。不。如。知能。知能。不。如。知意。故。主。兵。必。參。具。者。也。主。明。相。知。將。能。之。謂。參。具。故。將。出。令。發。士。期。有。二。日。數。矣。宿。定。所。征。伐。之。國。使。羣。臣。大。夫。父。

兵は必ず參具する者なり。主明、相知、將能之を參具と謂ふ。故に將令を出して士を發し、期日數あり。宿づ征伐する所の國を定め、羣臣、大夫、父兄、便辟、左右をして、成敗を議する能はざらしむるは、人主の任なり。功勞を論じ、賞罰を行ふに、敢て賢を蔽ひ、私あらず。貨財を行用し、軍の求索に供給し、百吏をして肅敬し、敢て解怠し、邪を行はざらしめ、以て君の令を待つは、相室の任なり。器械を繕ひ、練士を選び、教服を爲し、什伍を連ね、徧く天下を知り、審に機數を御するは、此れ兵主の事なり。

- 將なり
- 輜輳は地名
- 濫車は川名
- 大谷なり、其の名天下の通知するもの
- 經川は大川にして、海に運するもの
- 困陸の地と、物の能く生殖する地
- 地形の出入錯綜したる所を經く心の内に承知する
- 着手するの先後を知り得るなり
- 士は兵士なり、兵士の練不練なり
- 功は精なり、苦は精ならざるなり
- 材能の何如を知るなり
- 兵を主る者は、參具を知らざるべからず
- 主君の聰明宰相の知慮、將軍の本能を參具といふ
- 必ず日數を期定す
- 宿は先なり
- 便辟は近侍の者をいふ、辟は壁に同じ
- 事の成敗は、人主獨り其の心に斷定し、各人をして聽せしめず
- 貨財を運用して、國富を増し、軍の求めに給し、乏からしめず
- 相室は宰相なり
- 尹知章云、教令を設け、士をして聽習せしむ
- 卒伍を連結す
- 徧く天下の形能意を知る
- 機數術數を使用するは將の事なり

兄便辟左右不能議成敗。人主之任也。論功勞。行賞罰。不敢蔽賢有私。行貨財。供給軍之求索。使百吏肅敬。不敢解怠。行邪以待君之令。相室之任也。繕器械。選練士。爲教服連什伍。徧知天下。審御機數。此兵主之事也。

參患第二十八

短語二

凡人主者。猛毅則伐。懦弱則殺。猛毅者何也。輕誅殺人之謂也。猛毅。懦弱者何也。重誅殺人之謂也。此皆謂之偏。此皆有失。彼此。凡輕誅者。殺不辜。而重誅者。殺不辜。則道上殺不辜。則道

凡そ人主なる者は、猛毅なれば伐たれ、懦弱なれば殺さる。猛毅とは何ぞや。人を誅殺するを輕する、之を猛毅と謂ふ。懦弱とは何ぞや。人を誅殺するを重する、之を懦弱と謂ふ。此れ皆彼此を失ふあり。凡そ誅を輕する者は不辜を殺し、誅を重する者は有辜を失ふ。故に上不辜を殺せば、正に道る者安からず。上有罪を失へば、邪を行ふ者變ぜず。正に道る者安らざれば、才能の人去じし、邪を行ふ者變ぜざれば、羣臣朋黨す。才能の人去じすれば、宜しく外難あるべく、羣臣朋黨すれば、宜しく内亂あるべし。故に曰く、猛毅なる者は伐たれ、懦弱なる者は殺さると。君の卑尊なる所以、國の安危する所以の者は、兵より要なるは

正者不安。上失有罪。則行邪者不變。道正者不安。則才能之人去亡。行邪者不變。則羣臣朋黨。才能之人去亡。則宜有外難。羣臣朋黨。則宜有内亂。故曰。猛毅者伐。懦弱者殺也。君之所以卑尊。國之所以安危者。莫要於兵。故誅不辜。國必以兵。禁辟民。必以刑。然則兵者外以誅暴。內以禁邪。故兵者。尊主安國之經也。不可廢也。若夫世主。則不然。外不以兵。而欲誅暴。則地必虧矣。內不以刑。而欲禁邪。則國必亂矣。

なし。故に暴國を誅するに必ず兵を以てし、辟民を禁するに必ず刑を以てす。然らば則ち兵なる者は、外以て暴を誅し、内以て邪を禁す。故に兵なる者は、主を尊び國を安するの經なり。廢すべからざるなり。若し夫れ世主は然らず。外兵を以てせずして暴を誅せんと欲すれば、地必ず虧く。内刑を以てせずして邪を禁せんと欲すれば、國必ず亂る。

- 伐は、他國より伐たるなり
- 内亂にて殺さるなり
- 罪ある者にも懼りて、手を出し得ざるをいふ
- 猛毅、懦弱、二者俱に宜きを失ふ
- 有罪なり
- 道は由なり、正き道を守る者、反て安心せず
- 邪を行ふ者は、正に反らず
- 才能ある者、去りて他國に使用せられる故に外難あり
- 國の君が卑くして威なく、又尊くして威あること、國の安危する所以は、兵の強弱何如に在り、故に兵より肝要なるなしといふ
- 邪辟の民なり
- 誅は法なり
- 然るに今世の主は、往々此の理に従はず、外に向ひて兵を用ひずして、暴を誅せんとするあらば、土地は必ず削られ、又内に於ては刑を以てせずして、邪を禁せんとせば、反抗せられて、必ず殺さるゝに至る

故凡用兵之計。三驚當一。至。三至當一。軍。三軍當一。戰。故一期之師。十年之蓄。積。一戰之費。累代之功。盡。今交刃接。兵。而後利之。則戰之自勝。者也。攻城圍。邑。主人易子。而食之。析骸。而爨之。則攻。之自拔者也。是以聖人。小。征。而大匡。不。失。天時。不。空。地利。用。日。維。

故に凡そ兵を用ふるの計、三驚は一至に當り、三至は一軍に當り、三軍は一戰に當る。故に一期の師に一年の蓄積、一戰の費に累代の功盡く。今刃を交へ兵を接して、而る後に之を利するは、之に戰ひて自らに勝つ者なり。城を攻め邑を圍み、主人子を易へて之を食ひ、骸を析して之を爨くは、之を攻めて自ら抜く者なり。是を以て聖人は、小征して大匡し、天時を失はず、地利を空くせず、日を用ひ、夢を維ひ、其の數、計より出でず。故に計必ず先づ定りて、兵竟より出づ。計未だ定らずして、兵、竟より出づれば、之と戰ひて自ら敗り、之を攻めて自ら毀つ者なり。衆を得て其の心を得ざれば、獨り行く者と實を同くす。兵完利ならざれば、操るなき者と實を同くす。甲堅密ならざれば、饑者と實を同くす。弩遠きに及ぶべからざれば、短兵と實を同くす。射て中る能はざれば、矢なき者と實を同くす。中りて入る能はざれば、鏃なき者と實を同くす。徒人を將るるは、饒者と實を同くす。短兵遠矢を待つは、坐して死を待つ者と實

を同じくす。

● 三たび兵を聚めて敵を驚かすこと、此の實は恰も一たび敵國に至る費用と相當す ● 三たび其の地に至るの費用は、一軍を屯駐するの費用と同じ ● 三屯軍の實は、一戰の費用と同じ ● 一年の屯軍に十年の蓄積無く ● 功は累代蓄積する所の業なり ● 言ふは、敵に勝つにあらざりて、自分に勝つなり ● 言ふは、自分で自分の城を抜くものなり ● 征伏する所は小にして、正す所は大なり ● 吉日を用ひ吉夢を思ひ考へて、兵卒の心を統一する等、其の術數を用ふることを、皆謀計の爲めなり ● 衆人ありとも、其の心を我に得るにあらざれば、獨行者に同じ ● 兵器完利ならざれば、兵を操らざる者と同じ ● 饒は鏃(はだか)なり ● 弩が遠きに及ぶ能はざれば、短き兵器と同じ ● 鏃(やじり)なり ● 徒人とは、教練せざる者なり、此の如き者を戰役に用ふるは、身に兵甲なき者を使ふと同じ

夢。其數。不出。於計。故計必。先定。而兵出。於竟。計未定。而兵出。於竟。則戰之自敗。攻之自毀。者也。得衆而不。得其心。則與。獨行者同實。兵不完利。與。無操者同實。甲不堅密。與。饒者同實。弩不可以及遠。與。短兵同實。射而不能中。與。無矢者同實。中而不。能入。與。無鏃者同實。將徒人。與。饒者同實。短兵待遠矢。與。坐而待死者同實。

故凡兵有大論。必先論其器。論其士。其將。論其主。故曰。器。蓋。惡。

故に凡そ兵は大論あり。必ず先づ其の器を論じ、其の士を論じ、其の將を論じ、其の主を論ず。故に曰く、器蓋惡にして利ならざる者は、其の士を以て人に予ふるなり。士用ふべからざる者は、其の將を以て人に予ふるなり。將兵を知らざる者

征。千里徧知之。築堵之牆。十人之聚。日五問之。大征徧知天下。日一問之。散金財。用聽明也。

故善用兵者。無溝壘。而有耳目。兵不呼敵。不荷聚。不妄行。不強進。呼敵。則敵人戒。荷聚。則衆不用。妄行。則群卒困。強進。則銳士挫。

故凡用兵者。攻堅則勦。乘瑕則神。攻堅則瑕者堅。乘瑕則堅者瑕。故堅其堅者。屠牛。其瑕者。屠牛。坦朝解九牛。而刃可。以莫鐵。則刃游。

前行多く修まりし故なり、凡そ事は必ず前より備ありて、始めて成功す。① 小征とは、郡國に兵を用ふるをいふ、此の場合敵の情況は徧く之を知らざるべからず、其方式の築堵も十人の聚の如き小事も、必ず日に五たび之を問ひ、大征として兵を四方に用ふるときは、廣汎にして猶同も問ふ能はざるも、一日一問は必ず之を爲し、聰明の人に金財を與へて、其の情況を探らしむべし。② 言ふは、溝壘を設けざるも、耳目の確なるある故に、敵を防ぐに足る。③ 兵卒を呼び戒めず。④ 必しも用ひざるに苟も兵を聚むるときは、衆人我が用を爲さず。⑤ 軍行は幾里と定度あるを妄りに度を超ゆれば、士卒困む。⑥ 難きを知りながら、妄りに進む。

故に凡そ兵を用ふる者は、堅を攻むれば初まり、瑕に乗すれば神なり。堅を攻むれば瑕者堅く、瑕に乗すれば堅者瑕なり。故に其の堅き者を堅しとし、其の瑕なる者を瑕とす。屠牛坦朝に九牛を解して、刃以て鐵に莫るべきは、刃間に游べばなり。故に天道行はれざれば、屈すれども從ふに足らず、人事荒亂すれば、十を以て百を破り、器備行はれざれば、半を以て倍を撃つ。故に軍争の者は、完城池に行かず、有道の者は、君なきに行かず。故に其の將に至らんとするを知るなきなり。至りて圍ぐべからず、其の將に去らんとするを知るなきなり。去りて止むべからず。敵人衆しと雖も、止待する能はず。治者は富を道ふ所なり。而も治未だ必ずしも富まざるなり。必ず富の事を知りて、然る後に能く富む。富なる者は、強を道く所なり。而も富未だ必ずしも強ならざるなり。必ず強の數を知りて、然る後に能く強なり。強なる者は、勝を道ふ所なり。而も強未だ必ずしも勝たざるなり。必ず勝の理を知りて、然る後に能く勝つ。勝なる者は制を道ふ所なり、而も勝未だ必ずしも制せざるなり。必ず制の分を知りて、然る後に能く制す。是の故に國を治むるに器あり、國を富すに事あり。國を強くするに數あり。國に勝つに理あり。天下を制するに分あり。

問也。故天道不行。風不足。從。人事荒亂。以十破百。器備不行。以半擊倍。故軍争者。不行於完城池。有道者。不行於無君。故莫知其將。至也。至而不。可圍。莫知其將。去也。去而不可止。敵人難。衆不能止。持。治者所道。富也。而治未。必富也。必知。富之事。然後能富。富者所。

● 止まりて進む能はず。● 敵の隙に突ければ、其功神の如くなり。● 敵の形、堅中に堅あり、瑕中に堅あり、其の堅きを攻むれば我罷れ、瑕反て堅となる。● 其の堅き所は堅しとして破て攻めず、瑕を求めて之を攻む。● 要路に云、莫は暴にして、繼に鎬(孟)るなり、言ふは九牛を切解するも、其の刃少しも毀せずして、其の利劍に鈍るべし。● 以上の如きは、其刃が骨の關節に入りて、骨に中らざればなり。● 天道敵に行はれざれば、我勝

道強也。而富未二必強一也。必知二強之數。然後能強。強者所道勝也。而強未二必勝一也。必知二勝之理。然後能勝。勝者所道制也。而勝未二必制一也。必知二制之分。然後能制。是故治國有器。富國有事。強國有數。勝國有理。制天下有分。

周すとも、未だ彼れに服従するに足らず。① 完全なる城地に、兵を行はず。② 君を愛ひたる國に兵を行はず。③ 善く兵を用ふる者、戦は我が至らんとするを知る能はず、料らざるに至るを以て、我を困る能はず。④ 敵は我を止むることも、我を待つことも能はず。⑤ 事は官を致すの事理を知らざり。⑥ 敵は法なり、強を致すの法を知りて、始めて強を致すべし。⑦ 制とは、天下を制することなり。⑧ 天下を制するの辨を知りて、始めて能く制すべし。⑨ 器は人材なり。

君臣上第三十

短語四

為人君者。修官上之道。而不言其中。為人臣者。比官中之事。而不言其外。君道不明。則受令者疑。權度不一。則修義者惑。民有二疑惑。貳豫之心。而上不能匡。則百姓之與間。猶揭表而令之止也。

人君たる者は、官上の道を修めて、其の中を言はず。人臣たる者は、官中の事を比して、其の外を言はず。君道明かならざれば、令を受くる者疑ふ。權度一ならざれば、義を修むる者惑ふ。民疑惑貳豫の心ありて、上匡す能はざれば、百姓の與間、猶表を掲げて之をして止めしむるがごときなり。

● 百官を置くことは、人君の爲すべき道なり、之を官上といふ。● 中とは、百官の職務なり、職務の事は人臣の事なり。● 人臣は其の官中の事を控次し、官外の事を言はず。● 權は輕重を量るもの、度は長短を計るもの法のことなり。● 貳豫は、疑ひて決まざるなり。● 上と下百姓との間隔ありて通ぜざること、隔れるべからずとの表標を掲げて、百姓の來歸するを止むることし。

是故能象其道於國家。加之於百姓。而足以飾官化下者。明君也。能上盡言於主。下致力於民。而足以修義從令者。忠臣也。上惠其道。下教其業。上下相希。若望參表。則邪者可知也。

是の故に能く其の道を國家に象し、之を百姓に加へて、官を飾め下を化するに足る者は、明君なり。能く上は言を主に盡し、下は力を民に致して、義を修め令に従ふに足る者は、忠臣なり。上其の道を惠し、下其の業を教くし、上下相希し、參表を望むが若くなれば、邪なる者知るべきなり。

● 尹知章云ふ、象は法なり、能く道に本づきて法を立つるをいふ。● 飾は防にして、正すなり。● 相希は露詰に摩なり、磨切破と言ふことしと、相互に勉勵するなり。● 尹知章云ふ、參表は、表を立て曲直を參驗する所をいふと。

吏嗇夫任事。人嗇夫任教。教在百姓。論在不燒。賞在信誠。體之以君臣。其誠也。以守戰。如此。則人嗇夫之事究矣。吏嗇夫。盡有警程。事律。論法。辟衡。權斗。斛。文効。不私。論。而以事爲正。如此。則吏嗇夫之事究矣。人嗇夫。成教。吏嗇夫。成律。教懲忠信者。

吏嗇夫事に任じ、人嗇夫は教に任じ、教百姓にあり。論は燒まざるにあり、賞は信誠にあり。之を體するに君臣を以てし、其の誠なるや、以て守戰す。此の如くなれば、人嗇夫の事究まる。吏嗇夫は、盡く警程事律あり。法、辟、衡、權、斗、斛を論じ、文効し、私を以て論ぜずして、事を以て正となす。此の如くなれば、吏嗇夫の事究まる。人嗇夫教を成し、吏嗇夫律を成すの後は、教懲忠信なる者ありと雖も、善を得ざるなり。戲豫怠傲なる者も、敗を得ざるなり。此の此くなれば、人君の事究まる。

● 群吏を檢束するの官吏嗇夫は、事務に就き、吏を督す ● 人嗇夫は、百姓を檢束す ● 百姓教に従はざるあれば、其の罪を論じ、決して法を燒(たわめ)め、私を行はず ● 幕詰に云ふ、之を教ふるに君臣の道を以て體となす、此くして誠の實敷するに至れば、守戰ともに功を奏すべし ● 究とは、其の職事至り盡くるなり ● 尹知章云ふ、警程は限程なり、事律とは、毎事律に據りて行ふなり ● 辟は刑なり、吏の行ふ法、斷する刑衡權斗斛を以て量計するの事を論じ、過失あれば、文書を以て之を彈劾し、事實を確得すれば、吏嗇夫の職務は充分なりと ● 教成れば、善あるも罷り善とするを得ず、律成れば、戲豫怠傲の者あるも、敗とするを得ず、善はとくに損益するを得ざるをいふ

不得善也。而戲豫怠傲者。不得敗也。如此。則人君之事究矣。

是故。爲人君者。因其業。乘其度。而積之。以度。有善者。賞之。以列爵之尊。田地之厚。而民不慕也。有過者。罰之。以廢亡之辱。辱死之刑。而民不疾也。殺生不遠。而民莫遺其親。者。此唯上有明法。而下有常事也。天有常象。地有常形。人有常禮。

是の故に人君たる者は、其の業に因り、其の事に乗じて、之を積ふるに度を以てし、善ある者は、之を賞するに列爵の尊、田地の厚を以てして、民慕はざるなり。過ある者、之を罰するに、廢亡の辱、辱死の刑を以てして、民疾まざるなり。殺生遠はずして、民其の親を遺る者なし。此れ唯上明法ありて、下常事あればなり。天に常象あり。地に常形あり。人に常禮あり。一設して更らず。此れを三常と謂ふ。兼ねて之を一にするは、人君の道なり。分ちて之を職とするは、人臣の事なり。君其の道を失へば、其の國を有つなく、臣其の事を失へば、其の位を有つなし。然らば則ち上の上を畜ふ妄ならずして、下の上に事ふる虚からず。上を下を畜ふ妄ならざれば、法を出し度を制する者明かなり。下の上に事ふる虚からざれば、義に循ひ令に従ふ者審かなり。上明に下審にして、上下徳を同じくし、代相序づるなり。

一設而不更。此謂三常。兼而一之。人君之道也。分而職之。人臣之事也。君失其道。無以有其國。臣失其事。無以有其位。然則上之畜下不妄。而下之事上不虛。上之畜下不妄。則所出法制度者明也。下之事上不虛。則循義從令者衆也。上明下衆。上下同德。代相序也。

君不失其威。下不曠其產。而莫相德也。是以上之人務德。而下之人守節。義禮成。形於上。而善下通於民。則百姓上歸親於主。而下君其的威を失はず、下其の産を曠くせずして、相徳とするなきなり。是を以て上の人徳を務めて、下の人節を守り、義禮形を上成して、善民に下通し、百姓上主に歸親して、下農に盡力す。故に曰く、君明に相信あり五官肅し、士廉に農愚に、商工愿なれば、上下體して外内別るなり。民性因りて三族制ありと。夫人君たる者は、徳を人に膺ふ者なり。人臣たる者は、生を上仰ぐ者なり。人の上たる者は、功を量りて之を食ひて足し、人臣たる者は任を受けて之に處し

● 人に事業を爲さしめ、法度を以て其の功過を考へ、善者は爵位田地を以て之を賞する故に、民敢て安りに實を慕はず
● 殺生其の當を得る故に、民敢て其の親を遺して他國へ走る者なし
● 天に日月星辰の象あり、常に更はず
● 地に高下燥濕の常形あり
● 人に尊卑の常威あり、萬古變ぜず
● 君道は失はず、臣事を失はざるときは、上を下を畜ふこと妄ならず、下の上に事ふることも誠實なるべし
● 法を出し度を知するも、二道に率由すること明白なり
● 上下次序ありて、皆道を失はず

盡力於農矣。故曰君明。相信。五官肅。士廉。農愚。商工。願。則上下體。而外内別也。民性因。而三族制也。夫爲人君者。廢德於人。者。廢德於上。者。仰生於上。者。爲人上。者。量功而食之。以足。爲人臣者。受任。而處之以教。布政有均。民足於産。則國家豐矣。以勞授祿。則民不辛。生刑罰不煩。則下無怨心。名正分明。則民不惑。於道也者。上之所以導民也。是故道德出於君。制令傳於相。事業程於官。百姓之力也。胥令而動者也。

以て教へ、政を布く均あり。民産に足れば、國家豊なり。勞を以て祿を授くれば、民辛せず。刑罰煩ならざれば、下怨心なく、名正く分明かなれば、民道に惑はず。道なる者は、上の民を導く所以なり。是の故に道德君に出づれば、制令相に傳はり、事業官に程あり。百姓の力や、令を胥ちて動く者なり。

● 下は其の君に敬事する故に、君其の威を失はず、君は其の下を恩愛する故に、下産業を失はずして、各其の職を盡し互に恩徳ありと思はず
● 義禮上に成るときは善は自然に下に通じ、百姓は主に歸服して、安んじて農事に力を致すなり
● 愚とは、愚直にして一心業に従ふなり
● 願は謙直なり
● 上下合體するなり
● 然るに又外内の分に明にして相優さず
● 民性因とは、民其の天性に因りて愷心を失はず、父族已族子族其制を守るなり
● 恩徳を下に施すなり
● 足は満足せしむるなり
● 上より委任せられ官に居りて下に均一の政を布くものなり
● 功なきに、僥倖生を食するなり
● 願は偏頗なり
● 身の分限なり
● 君は道徳を以て下に臨み、宰相は制度號令を下に傳ふ
● 百官各章程に従ひて職を掌る
● 百姓は皆上の命令を待ちて動くものなり

是故君人者也。無三責如三其言。人臣也者。無三愛如其力。言下力上。而臣主之道畢矣。是故主畫之。相守之。相畫之。官守之。相畫之。民役之。則又有符節。印璽。典法。筭籍。以相揆也。此明公道而滅姦僞之術也。論材量能。謀德而舉之。上之道也。專意一心。守職而不勞。下

是の故に人に君たる者は、貴き其の言に如くなし。人臣なる者は、愛其の力に如くなし。言下力上して、臣主の道畢る。是の故に主之を畫し、相之を守り、相之を畫し、官之を守り、官之を畫し、民之に役す。又符節・印璽・典法・筭籍ありて、以て相揆るなり。此れ公道を明かにして、姦僞を滅するの術なり。材を論じ、能を量り、徳を謀りて之を擧ぐるは、上の道なり。意を專にし、心を一にし、職を守りて勞せざるは、下の事なり。人君たる者、下官中の事に及べば、有司任せず。人臣たる者、上に共專すれば、人主威を失ふ。是の故に有道の君は、其の徳を正しくして民に莅みて、智能聰明を言はず。智能聰明なる者は下の職なり。智能聰明を用ふる所以の者は、上の道なり。上の人、其の道を明にし、下の人其の職を守り、上下の分任を同じくせずして、復合して一體となる。是の故に善を知るは人君なり。身善なるは人役なり。君の身善なれば公ならず。人君公ならざれば、常に賞に恵みて刑に忍びず。是れ國に法なきなり。國を治む

るに法なければ、民朋黨して下比し、巧を飾りて其の私を成す。法制常あれば、民散せずして上合し、情を竭くして其の忠を納る。

● 人君に貴きものは、言即ち命令に及ぶものなく、人臣に愛すべきものは、其の力に及ぶものなし。● 君の言即ち命令は臣に下り、臣は其の助力を君に上りて、君臣の道を立つるなり。● 畫すとは、計畫するなり。● 符節(わりよ)、印璽、法度、記録等を以て、眞僞是非を揆り、姦僞を防ぐなり。● 臣下の材能器器を考へて擧げ用ふるは、上人君の道なり。● 専心一意職を守りて勞苦を厭はざるは、臣下の事なり。● 人君にして、下官中の事に手出をすれば、有司は職に任せず。● 人臣にして、上人君の事を君と共に爲すときは、人主の威は地に墮つるなり。● 言よは、自己の智能聰明を顯はさず。● 智能聰明を用に立つるは臣の職なり。● 智能聰明の人を擧用することは、上人君の道なり。● 上下の分限を守りて、任務を同じくせずと雖も、國に心を盡すは、同體一心なり。● 此に善と言ふは、才能を指す。● 言よは、君の身材能あれば、臣下と競争することとなりて、人を視ること自ら公平ならず。● 人君公ならざれば、運の正を讀る能はず。故に賞に於て往々惠に偏して、刑の場合に亦忍びざるの弊あり。● 兩つをばらば然を得ず。● 下比とは、下の者相比黨して上を欺き、私を爲すなり。

之事也。爲人君者。下及官中之事。則有司不任。爲人臣者。上共專於上。則人主失威。是故有道之君。正其徳以蒞民。而不言智能聰明。知能聰明者。下之職也。所以用智能聰明者。上之人明其道。下之人守其職。上下之分不同。任而復合爲一體。是故知善。人君也。身善。人役也。君身善則不公矣。人君不公。常惠於賞。而不忍於刑。是國無法也。治國無法。則民朋黨而下比。飾巧以成其私。法制有常。則民不散而上合。竭情以納其忠。

是以不言智。能而順事治。國患解。大臣之任也。不言於聰明而善人舉。姦偽誅。視聽者衆也。是以爲人君者。坐萬物之原。而官諸生之職者。一也。選賢論材。而待之以法。舉而得其人。坐而收其福。不可勝收也。官不勝任。奔走而奉其敗事。不可勝救也。而國未嘗乏於

是を以て智能を言はずして事に順ひて治め、國患解くは大臣の任なり。聰明を言はずして善人舉げられ、姦偽誅せらるゝは、視聽する者衆なればなり。是を以て人君たる者は、萬物の原に坐して、諸生の職に官する者なり。賢を選び、材を論じて、之を待つに法を以てし、舉げて其の人を得、坐して其の福を收む。勝けて收むべからざるなり。官は任に勝へず、奔走して其の敗事を奉ず、勝けて救ふべからざるなり。而るに國は未だ嘗て任に勝ふるの士に乏しからず。上の明適之を知るに足らず。是を以て明君は、審に任に勝ふるの臣を知る者なり。故に曰く、主道得、賢材遂げ、百姓治まると。治亂は主に在るのみ。故に曰く、主の身は、徳を正すの本なり。官治るは、耳目の制なり。身立ちて民化し、徳正くして官治る。官を治め民を化す、其の要は上に在り。故に君子は民に求めずと。是を以て上の下の事に及ぶ、之を矯と謂ひ、下の上の事に及ぶ、之を勝と謂ふ。上となりて矯なるは悖なり。下となりて勝なるは逆なり。國家悖逆反逆の行あるは、

土を有ち民を主る者、其の紀を失ふなり。

- 人君聰明を言はずして自然に善人用ひられ、姦偽誅せらるゝに至るは、材智の人を擧用し、禍難免ければなり
- 諸生の職とは百貨魚獸草木等、總べて支配するの職といふことなり
- 賢材を論選して登用すと雖も、亦必ず待つに法を以てして之を備置す
- 以上の如くなるは、國の福を收むること、收めきれざるほど多からんとす
- 官人若し其の任に勝へず、徒に親親して敗事を奉承するに至りては、救はんとするも救ふ能はざるべし
- 賢材の臣、君を輔佐すること、耳目の身に於ける如き制法なる故に、官治まるなり
- 官治民化、其の本は上の行爲如何に在り。故に君子は民に求めず
- 上たる者が、下の人の爲す事に手を出すは、損横といふ
- 下の者、上の事に干預するは、威權君に勝つ故なれば、之を勝といふ
- 逆は違なり
- 紀は規律なり

勝任之士。上之明。適不足。以知之。是以明君審知。三勝任之臣者。也。故曰。主道得。賢材遂。百姓治。治亂在。主而已矣。故曰。主身者。正徳

之本也。官治者。耳目之制也。身立而民化。徳正而官治。治官化民。其要在上。是故君子不求於民。是以上及下之事。謂之矯。下及上之事。謂之勝。爲上而矯悖也。爲下而勝逆也。國家有悖逆反逆之行。有土主民者。失其紀也。

是故。別交。正分。之謂理。順理而不失。之謂道。道德定。而民有軌矣。

是の故に交を別ち分を正す、之を理と謂ひ、理に順ひて失はざる、之を道と謂ふ。道德定りて、民軌あり。有道の君は、善く明に法を設けて、私を以て防がざる者なり。無道の君は、既已に法を設くれば、法を捨てて私を行ふ者な

有道之君者。善明設法。而不以私防者也。而無道之君。既已設法。則舍法而行。私者也。爲人上者。釋法而行。私則爲人臣者。按私以爲公。公道不遠。則是私道不遠者也。行公道而託其私焉。寔久而不知。姦心得無積乎。姦心之積也。其大者。有侵僞殺上之禍。其小

り。人の上たる者、法を釋して私を行へば、人臣たる者は、私を援りて公となす。公道違はざれば、是れ私道の違はざる者なり。公道を行ひて、其の私を託す。寔久くして知らず。姦心積るなきを得んや。姦心の積るや、其の大なる者は、侵僞上を殺すの禍あり。其の小なる者は、比周内争の亂あり。此れ其の然る所以の者は、主徳立たずして、國常法なきに由るなり。主徳立たざれば婦人能く其の意を食、國常法なければ、大臣敢て其の勢を侵し、大臣は女の能を假りて主の情を規ひ、婦人の嬖寵は、男の知を假りて外權を援く。是に於てか夫人を外にし、太子を危くし、兵亂内に作りて、外寇を召ぶ。此れ君を危くするの微なり。

● 上下の交を別ち、君臣の分を正す ● 法を設けたる上は、決して自己の便利の爲に法を拒むことをせず ● 法を設けながら、私の爲に法を捨て、用ひざるなり ● 私を以て、反て公となす ● 既に私を以て公道とし、之に違はざるは、是れ私道に違はざるなり ● 公道を行ふと稱して、實は私を行ふときは、姦邪の心は益積るばかりなり ● 上の權を擡ちて、終には賊逆を爲すに至る ● 下の者互に黨を立て内争するに至る ● 雜詁

者有比周内争之亂。此其所以然者。由主徳不立。而國無常法也。主徳不立。則婦人能食其意。國無常法。則大臣敢侵其勢。大臣假於女之能。以規主情。婦人嬖寵。假於男之知。以援外權。於是乎。外夫人。而危太子。兵亂内作。以召外寇。此危君之微也。

に云ふ、食は得の如しと。言ふは、婦人が君の欲する所を知り、因りて私をなす ● 君の勢を侵す ● 嬖は親なり、大臣は婦人の才能を假りて、君主の情を窺ひ知る ● 外權を擡り勢を内外に得るに至る ● 嬖

是故。有道之君。上有五官。以牧其民。則衆不敢除軌而行矣。下有五橫。以揆其官。則有司不敢離法而使矣。朝有定度。衡儀以尊主位。衣服繚繞。

是の故に有道の君は、上に五官ありて其の民を牧すれば、衆敢て軌を踏えて行はず。下に五横ありて其の官を揆れば、有司敢て法を離れて使はず。朝に定度衡儀ありて、主位を尊ぶ。衣服繚繞。盡く法度あれば、君法を體して立つ。君法に據りて令を出し、有司命を奉じて事を行ひ、百姓上に順ひて俗を成し、著久にして常を成す。俗を犯し教を離るる者は、衆共に之を姦とし、上たる者は佚す。天子令を天下に出す、諸侯令を天子に受け、大夫令を君に受け、子令を父母に受け、下其の上に聴き、弟其の兄に聴く、此れ至順なり。衡石一稱、斗斛一量、丈

盡有法度。則君體法而立矣。君據法而出令。有司奉命而行事。百姓順上而成俗。著久而成常。犯俗離教者。衆共姦之。則爲上者。伏矣。天子出令於天下。諸侯受令於天子。

大夫受令於天子。受令於父母。下聽其上。弟聽其兄。此至順矣。衡石一稱。斗斛一量。丈尺一緯。制戈兵一度。書同名。車同軌。此至正也。從順獨逆。從正獨辟。此猶夜有求而得火也。姦僞之人。無所伏矣。此先王之所以一民心也。

是故。天子有

尺一緯。制に戈兵一度。書名を同じくし、車軌を同じくす。此れ至正なり。順に従ふに獨り逆、正に従ふに、獨り辟なるは、此れ猶ほ夜求むるありて、火を得るがごときなり。姦僞の人伏す所なし。此れ先王の民心を一にする所以なり。

① 五行に法りて、五の官を置く ② 牧は養なり ③ 軌は法なり ④ 標は監察即ち目付役なり ⑤ 監察官を置きて、諸有司の所爲を視察す。標即ち傍より視るの義をり ⑥ 朝廷には、定法正儀ありて、君位を尊くす ⑦ 尹知章云、繩繞は古の亮堂の字、衰は君主の禮服、衰服の服、衰は禮冠なり ⑧ 尹知章云、著明にして久しきなり ⑨ 其の人を養となし、之を斥くる故に、上たる者は、勞せずして同治る ⑩ 衡石は重さをはかるもの、一稱は同一なり ⑪ 斗斛は量をはかるもの、此れ亦必ず量と同じくす ⑫ 此れ亦必ず寸尺と同じくす ⑬ 戈の長さは必ず同じくす ⑭ 衆人皆順に従ふに獨り逆に、正に従ふに獨り辟なるは、夜、物を探り求むるに燈火を得る如く、其の不善なること明白なれば、姦僞の人隠るゝを得ず

善。讓德於天。諸侯有善。慶之於天子。大夫有善。納之於君。民有善。本於父。慶之於長老。此道法之所從來。是治本也。是故。一官者君也。時省者相也。月稽者官也。務四支之力。修耕農之業。以待令者。庶人也。是故。百姓量其力於父兄之間。聽其言於君臣之義。而

あれば、之を君に納れ、民善あれば、父に本け、之を長老に慶す。此れ道法の從うて來る所にして、是れ治本なり。是の故に歳に一言する者は君なり。時に省みる者は相なり。月に稽ふる者は官なり。四支の力を務め、耕農の業を修めて、令を待つ者は、庶人なり。是の故に百姓其の力を父兄の間に量り、其の言を君臣の義に聽き、官其の德能を論じて之を待ち、大夫官中の事を比し、其の外を言はずして相爲にし、常に具して以て之を給す。相は要を總べ、官を者へ、士を謀り、義美を量實し、疑ふ所を匡請し、君は、其の明府の法瑞を發して之を稽へ、三階の上に立ち、南面して要を受く。是を以て上餘日ありて、官其の任に勝へ、時令淫せずして、百姓肅給す。唯此れ上に法制あり、下に分職あればなり。

① 言ふは、天の恵に因るとして、德を天に讓るなり ② 己れの善は、父の善より生ずるものとなし、父を敬れば長者に讓りて之を慶す ③ 歳首の朝令を天下に布くなり ④ 又四時毎に、時宜に従ひ命を施くは、宰相の任なり ⑤ 毎月施行すべき事を考ふるは、百官有司の任なり ⑥ 百姓は、父兄の間に在り、力を廣り田を耕し、暇あれば長者に従ひ、君臣の義を請す ⑦ 官は、百姓の德行あるものを論選して、之を給す ⑧ 大夫は、

官論其德能一而待之。大夫比官中之事。不言其外。而相爲常具。以給之。相總要者。官謀士。量實義美。匡請所疑。而君發其明府之法。端以稽之。立三階之上。南面而受要。是以上有二餘日。而官勝其任。時令不淫。而百姓肅給。唯此上有法制。下有三分職一也。

其の職分の事を比較し、職分外の事を言はず。相與に常に自己の職分の事を修め、案を具して上に供給す。宰相は國家の要務を總管し百官の功績を考へ、士行を詳察し、美事善舉を驗し、疑あれば之を問ひて匡正す。文中の者は考問は問。明府は大府にして、明法を藏むる所なり。其の明法を發して、宰相及百官の爲す所の法端に合ふや否を稽ふるなり。端は信に同じ。發詰に云ふ、堂南に賢階階あり、北に銅階あり。是れ三階なり。階階に立ちて、臣下の上る事項の大事を受く。淫は亂なり。敬して上に供するなり。

道者誠人之性也。非在人也。而聖王明君善知而道之者也。是故治民有常道。而生財有常法。道也者萬物之要也。爲人君者執要

道なる者は、誠に人の性なり。人に在るにあらざるなり。聖王明君は、善く知りて之を道く者なり。是の故に民を治むるに常道あり。財を生ずるに常法あり。道なる者は萬物の要なり。人君たる者、要を執りて之を待てば、下姦偽の心ありと雖も、敢て殺さざるなり。夫れ道なる者は虚設なり。其の人在れば通じ、其の人亡ければ塞る者なり。茲れにあらざれば、是れ以て人を理むるなく、茲れにあらざれば、是れ以て財を生ずるなし。民治り財育し、其の福上に歸す。是を以て

而待之。則下雖有姦偽之心。不敢殺也。夫道者虚設。其人在則通。其人亡則塞者也。非技。是無以理人。非財。民治財育。其福歸於上。是以知明君之重道法。而輕其國上也。故君一國者。其道君之也。王天下者。其道王之也。大王天下。小君一國。其道臨之也。是以其所欲者。能除諸民。所不欲者。能得諸民。故賢材遂。所惡者。能除諸民。故姦偽省。如治之於金。陶之於埴。制在工也。

明君の道法を重じて、其の國を輕するを知るなり。故に一國に君たる者は、其の道之を君とするなり。天下に王たる者は、其の道之を王とするなり。大は天下に王とし、小は一國に君たるは、其の道之に臨むなり。是れ其の欲する所の者能く民に得、其の惡む所の者能く民に除くを以てなり。欲する所の者能く民に得、故に賢材遂ぐ。惡む所の者能く民に除く。故に姦偽省す。治の金に於ける、陶の埴に於けるが如し。制は工に在るなり。

言ふは、道は人と與に生ず。別に人身に附隨するにあらず。下に姦偽の心ある者ありとも、君を殺すに至らず。虚設とは、人なれば唯通あるのみ、實行せられざるを云ふ。行はれざるなり。故は道を指す道ありて行はるれば、民治り財育す。道と法とを圖より重んずるは、二つの者なれば同立たざる故なり。道ありて始めて君たるを得るなり。道なければ身あるも君たる能はず。道を以て下々に臨む故なり。君の欲する所は賢才にして、能く民の爲めに賢才を得、惡む所は姦偽にして、能く民の爲めに姦偽を除く。故に賢才其功を遂げ姦偽減するなり。されば銀治の金を鑄、陶者の磁器を作る如く、民を治むること自在なりと。

而待之。則下雖有姦偽之心。不敢殺也。夫道者虚設。其人在則通。其人亡則塞者也。非技。是無以理人。非財。民治財育。其福歸於上。是以知明君之重道法。而輕其國上也。故君一國者。其道君之也。王天下者。其道王之也。大王天下。小君一國。其道臨之也。是以其所欲者。能除諸民。所不欲者。能得諸民。故賢材遂。所惡者。能除諸民。故姦偽省。如治之於金。陶之於埴。制在工也。

是故將與之。惠厚不能供。將殺之。嚴威不能振。嚴威不能振。惠厚不能供。聲實有間也。有善者。不留其賞。故民不私其利。有過者。不宿其罰。故民不疾其威。威罰之制。無踰於民。則人歸親於上矣。如天雨然。澤下尺。生上尺。是以官人不官。事人不事。獨立而無種者。

是の故に將に之に與へんとすれば、惠厚も供する能はず、將に之を殺さんとすれば、嚴威も振ふ能はず。嚴威も振ふ能はず、惠厚も供する能はざるは、聲實間あればなり。善ある者には、其の賞を留めず、故に民其の利を私せず。過ある者には、其の罰を宿せず、故に民其の威を疾まず。威罰の制民に踰ゆるなれば、人は上に歸親す。天雨の如く然り。澤下ること尺、生上ること尺なり。是を以て人を官にして官せず、人を事へども事とせず、獨立して稽ふるなき者は、人主の位なり。先王の天下に在るや、民之を神明の德に比す。先王善く之を民に牧する者なり。

●賞罰は相當ならざるべからざるに過愛して一心之に與へんとすれば、惠厚の意あるも、偏く其の求めに供する能はず。又一意之を殺さんとすれば、嚴威も人をして畏れしむるに足らざるべし。畢竟其の當を過ぐる故に、賞罰の權立たざるなり。●賞罰は公平にして、治を助くるの弊あるに、實際は愛する者を賞して憎む所の者を殺すは、名實相反することなり。●言ふは、善ある者は速に賞して、罰漏せざれば、民は私恩を賣らず。過ある者はたとひ愛する所なりとも、速に罰して決して漏漏することなし。故に下は上の威を疾恐せず。●民心に踰えずとは、其の罰が罪に適當にして、民心を慰するに足るなり。●尹知章云ふ、澤下降し苗上引すること、猶君恩の下流し

て、人心の上は就くがごとしと。●言ふは、人に官を授けて自らは官とならず。●人に任ずるに事を以てして自らは事を爲さず。●言ふは、善く民の情を察するなり。

人主之位也。先王之在天下也。民比之。神明之德。先王善牧之於民者也。

夫民。別而聽之。則愚。合而聽之。則聖。雖有湯武之德。復合於市人之言。是以明君。順人心。安民情。性而發於衆心之所聚。是以令出而不用。先王善與民爲一體。與民爲一體。則是以國守。

夫れ民別れて之を聴くときは愚、合して之を聴くときは聖なり。湯武の德ありと雖も、復た市人の言に合ふ。是を以て明君は、人心に順ひ、情性に安じ、衆心の聚まる所に發す。是を以て令出でて稽まらず、刑設けて用ひず。先王善く民と一體となる。民と一體となれば、是れ國を以て國を守り、民を以て民を守るなり。然らば則ち民非をなすに便ならず。明君ありと雖も、百歩の外は聽きて聞かず。之が堵牆を問つれば、窺ひて見ざるなり。而るに名づけて明君となす者は、君善く其の臣を用ひ、臣善く其の忠を納るればなり。信以て信を繼ぎ、善以て善を傳ふ。是を以て四海の内得て治むべし。是を以て明君の其の下を擧ぐるや、盡く其の長短を知り、其の益す能はざる所を知り、之に任ずるに事を以てするが若

國以民守。民也。然則民不便。爲非矣。雖有明君。百步之外。聽而不聞。間之塔。窺而不見也。而名爲明君者。君善用其臣。臣善納其忠也。信以繼信。善以傳善。是以四海之內。可得而治。是以明君之舉。其下。盡知其短長。知其所不能。若其任之。以事。賢人之臣。其主也。盡知其短長。與身力之所不至。若其量。能而授官。上以此畜下。下以此事上。上下交期。於正。則百姓男女皆與治焉。

し。賢人の其の主^に臣たるや、盡く短長と身力の至らざる所とを知り、能を量りて官を授くるが若し。上之を以て下を畜ひ、下之を以て上に事へ、上下交正に期するときは、百姓男女皆與に治る。

● 各自の言ふ所を聽りば愚なるも、人情の好悪は賢愚同じからざるなし。故に合して之を聽けば聖なり。● 湯王武王は、聖人の徳あるも、好悪市人の言に合はざるなし。所謂民の惡む所之を惡み、民の好む所は之を好むもの是なり。● 衆心の歸する所に從ひて令を出す。● 衆善上の令を聽く故、刑法を設け嚴くも用ふることをなし。● 既に民を以て民を守るときは、獨り非を爲せば衆に惡まる、故に非を爲すに便ならず。● 言ふは、明君と雖も、明百歩の外は見聞するを得ず。然るに明君と稱するは、君臣相合して、其の義を證せばなり。● 信以て信に繼ぎ、善以て善を傳へ、遠近一體なる故に、君の聰明敏はる、所なきなり。● 其の人の短なる所と長する所とを知り、又其の才能の限りある所を知り、其の能くする所の官を授く。● 自己の短長と身力の短長を知り、其の官を受くるや、恰も他人の才能を量りて之に官を授くる如くし、決して自己に堪へざることを受けず。

卷第十一

君臣下第三十一

短語五

古者未^レ有^レ君臣上下之別。未^レ有^レ夫婦妃匹之合。獸處羣居。以^レ力相征。於是智者弱。愚者強。老幼孤獨。不得^レ其所。故以^レ禁^レ彊^レ慮^レ而暴人止。爲^レ民興^レ利^レ除^レ害。正^レ民之徳。而民師^レ之。是故道

古者は未だ君臣上下の別あらず、未だ夫婦妃匹の合あらず、獸處羣居し、力を以て相征す。是に於て智者は愚を詐り、彊者は弱を凌ぎ、老幼孤獨其所を得ず。故に智者は衆力を假り、彊慮を禁じて暴人止み、民の爲に利を興し、害を除きて、民の徳を正しくして、民之を師とす。是の故に道術徳行賢人に出で、其の義理に従ひ、民心に兆形するときは、民道に反る。物を名け違を處し、是非の分あれば、賞罰行はる。上下設け、民體を生じて國都立つ。是の故に國の國たる所以の者は、民體して以て國たり。君の君たる所以の者は、賞罰以て君たり、賞を致すは匱く、罰を致すは虐。財匱く令虐なるは、其の民を失ふ所以なり。是の故に明君は居處の教を審にして民使ふべし。居れば治り、戦へば勝

術德行。出於
賢人。其從義
理。兆形於民
心。則民反道
矣。名物處違
是非之分。則
賞罰行矣。上
下設。民生體
而國都立矣。
是故國之所
以爲國者。民
體以爲國。君
之所以爲君
者。賞罰以爲
君。致賞則賈
致罰則虐。財
賈而令虐。所
以失其民也。
是故明君審
居處之教。而

ち、守れば固き者なり。夫れ賞重ければ、上給せざるなり。罰虐なれば、下信せざるなり。是の故に明君は、食飲弔傷の禮を飾めて、物之に屬する者なり。是の故に之を厲すに八政を以てし、之を旌すに衣服を以てし、之を富すに國裏を以てし、之を貴ぶに王禁を以てすれば、民は君に親み用ふべきなり。民用ふべければ、天下は致すべきなり。

● 力強き者は弱き者を征服す ● 智者は、愚者を欺きて己れを利す ● 老知孤獨の者は、安處を得ず ● 是に於て善習の人、衆力を合して強國の者を禁誅して民を教ひ、民之を師とし尊ぶ ● 道術を行賢人より出で、民之に感じて、義理に従ふの君民の心は形あらはるるに至れば、民始めて道に反る。兆もあらはるるの意 ● 善惡を明に指名し、背理の違を處すれば、是非善惡自ら分明なり。善惡分明なれば、賞罰正しく行はる ● 此くして貴賤上下既に設定し、民は君體するの心を生じて、國都始めて立つ。體は親むなり ● 民親しみて國立つ ● 賞罰當を得て、君の位を保つを得 ● 賞は十分ならず、罰は酷處なるは民心を失ふ ● 民の居處に於ける教を審にす ● 賞過重なれば、不足を生じて供給する能はざるに至る ● 罰酷なれば、罪なき者誅せらるる恐れあり、故に下信せず ● 食飲弔傷の禮を修めて、民の爲にする故、物即ち民は君に親附す。飾は修なり ● 齊桓公の八政なり。一に食、二に貨、三に祀、四に居、五に教、六に法、七に交、八に刑、是なり ● 官は、貴賤を逐はすに衣服を以てす ● 貨財なり、裏み蓋ふる意なり ● 貧者の外、禮の禁する所のものをいふ

民可使。居治。戰勝。守固者也。夫賞重。則上不給也。罰虐。則下不信也。是故明君。飾食飲弔傷之禮。而物屬之者也。是故厲之以八政。旌之以衣服。富之以國裏。貴之以王禁。則民親君可用也。民用。則天下可致也。

天下道。其道
則至。不道。其
道。則不至也。
夫水波而上。
盡其搖。而復
下。其勢固然
者也。故德之
以懷也。威之
以畏也。則天
下歸之矣。有
道之國。發號
出令。而夫婦
盡歸親於上。
矣。布法出憲。
而賢人烈士。
盡功能於上。
矣。千里之內。

天下其の道を道とすれば至る。其の道を道とせざれば至らざるなり。夫れ水は波だちて上り、其の搖を盡くして復下る。其の勢固より然る者なり。故に之を徳して以て懐くるなり。之を威して以て畏るなり。天下は之に歸す。有道の國は、號を發し令を出して、夫婦盡く上に歸親し、法を布き、憲を出して、賢人烈士功能を上を盡し、千里の内、東布の罰一献の賦盡く知るべきなり。斧鉞を治むる者は、敢て刑を讓らず。軒冕を治むる者は、敢て賞を讓らず。墳然として一父の子の若く、一家の實の若くなるは、義禮の明なり。夫れ下は其の上を戴かず、臣其の君を戴かざれば、賢人來らず。賢人來らざれば百姓用ひす。百姓用ひざれば、天下至らず。故に曰く、徳侵せば、君危し。功ある者危し。令侵せば官危し。刑侵せば、百姓危し。明君は審に淫侵を禁する者なり。上淫侵の

東布之罰。一
知也。治之。盡可
者。不。敢。讓。刑。
治。軒。冕。者。不。
敢。讓。賞。壞。然。
若。一。父。之。子。
若。一。家。之。實。
義。禮。明。也。夫。
下。不。戴。其。上。
臣。不。戴。其。君。
則。賢。人。不。來。
賢。人。不。來。則。
百姓。不。用。百姓。
不。用。則。天下。不。
至。故。曰。德。侵。則。
君。危。論。侵。則。有。
功。者。危。令。侵。則。
官。危。刑。侵。則。
百姓。危。而。明。君。
者。審。禁。淫。侵。者。
也。上。無。淫。侵。之。
論。則。下。無。冀。幸。
之。心。一。矣。

論なければ、下冀幸の心なし。

● 天下の人、我が道とする所を同じく道とすれば、我が来り歸す ● 水は、波たてば上るも、落ちつくときは復すること自然の勢にして、民の有道の君に歸すること、此れに同じ ● 天下の匹夫匹婦、皆我が歸服す ● 賢人烈士、功能を上に乗くす。故に千里の内の東布の罰一畝の賦の如き此類の事も、皆知るを得 ● 罪を治むる刑官は、刑すべきを刑して、避くることなし ● 軒冕とは、軒車に乗り、冠冕を戴る。行政官は、賞すべき人を賞して誦らば ● 尹知章云ふ、墳は順ふ貌と。言ふは、刑賞を違へざる事、子の父に順ひ、家の長に順ふことし。此れ禮義明なる故なり ● 百姓が、上の用を爲さざる事 ● 天下の人、来り歸せず ● 徳は厚なり我が恩徳が人に使し用ひらるゝなり ● 論議を侵さるゝときは、功過明ならずして、功ある者危し ● 令すべからずして合すれば、民従はずして官吏危し ● 刑すべからずして刑すれば、無罪殺せる、恐ありて民危し ● 下の苦心を安んずる故に、萬一を憐憐するの心なし

爲人君者。倍
道棄法。而好
行私。謂之亂。

人君たる者、道に倍き、法を棄てて、好みて私を行ふ、之を亂と謂ふ。人臣たる者、故を變じ、常を易へて、巧官以て上に諂ふ、之を亂と謂ふ。亂至れば虐

爲人臣者。變
故易常。而巧
官以諂上。謂
之亂。亂至則
虐。虐至則北。
四者有。一至。
敗。敗人謀之。
則故施舍優
猶以濟亂。則
百姓悅。選賢
遂材。而禮。孝
弟。則姦偽止。
要淫佚。則男
女。則通亂隔。
貴賤有義。倫
等不踰。則有
功者勳。國有
常式。故法不
隱。則下無怨
心。此五者。與

せられ、亂至れば北ぐ。四の者、一至あれば敗ち敵人之を謀る。則故に施舍優猶して亂を濟へば、百姓悦ぶ。賢を選び材を遂けて、孝弟を禮すれば、姦偽止み、淫佚を要し、男女を別てば、通亂隔り、貴賤義あり。倫等踰えざれば、功ある者勳み、國常式あり、故法隠れざれば、下怨心なし。此の五つの者は、徳を興し、過を匡し、國を存じ、民を定むるの道なり。夫れ人に君たる者は大過あり。人に臣たる者は大罪あり。國は有する所なり、民は君たる所なり。國を有ち民に君として、民の惡む所をして之を制せしむ。此れ一過なり。民三務ありて、其れを布かざれば、民は其の民にあらざるなり。民其の民にあらざれば、以て守戰すべからず。此れ人に君たる者の二過なり。夫れ人に臣たる者は、君の高爵重祿を受け、大官を治めて其の官に倍き、其の事を遺れ、君の色を穆にし、其の欲に従ひ阿りて之に勝つは、此れ人に臣たるの大罪なり。君過ありて改めざる、之を亂と謂ひ、臣罪に當りて誅せざる、之を亂と謂ふ。君倒君たり、臣亂臣たらば、國家の

德匡過存國定民之道也。夫君人者有大過。臣人者有大罪。國所由也。民所由也。有國君民。而使民所惡制之。此一過也。民有三務。不布其民。非其民也。民非其民。則不可守。職。此君人者。二過也。夫臣人者。受君高爵重祿。治大官。倍其官。遺其事。穆君之色。從其欲。阿而勝之。此臣人之大罪也。君有過而不改。謂之倒。臣當罪而不誅。謂之亂。君爲倒。君臣爲亂。臣國家之衰也。可坐而待之。

是故。有道之君者。執本相執要。大夫執

衰ふるや、坐して之を待つべし。

- 居官巧者にして、上に臨ふことを要といふ。要は奔馳して人臣の節度を逸するなり。● 處とは、人に機密せらるゝをいふ。● 北ぐとは、敬へば敢北するをいふ。● 前段の四危をいふ。● 則は是なり。● 懲々迫らば、措置すれば亂を濟ふを得。● 施舎は措置なり。● 要は之を抑止するなり。● 内外通亂せんとする者、隔絶す。● 貴賤威儀制あり。● 等級を論えざれば、功ありて官貴くなる者、榮譽ある故に弛むなり。● 同の典故現行すれば下怨心なし。● 民は、我が君たる所の民なり。● 民の惡む所の官吏をして、之を削せしむ。● 民に三務ありて、君が其の徳を布きて其れを浚げしめざれば、民は畔きて去るなり。● 暴訪は云ふ、農時を奪はず、不足を補ひ、不給を助くるは、其の徳を布くなり。● 君の顔色を悦ばすことのみ務むるなり。● 之に勝つとは、其の欲する所を得るをいふ。● 倒は逆なり。

是の故に、有道の君は本を執り、相は要を執り、大夫は法を執りて、其の羣臣を牧し、羣臣は智を盡し力を竭して、其の上に役し、四守の者、得れば治り、

法。以牧其羣臣。羣臣盡智竭力。以役其上。四守者。得則治。易則亂。故不可不明。設而守固。昔者聖王。本厚民生。審知禍福之所生。是故慎小事。微遠非。索辯以根之。然則躁作姦邪。偽詐之人。不敢試也。此禮正民之道也。古者有二言。牆有耳。伏寇在側。牆有耳者。微

易れば亂る。故に明設して、守り固からざるべからず。昔者聖王は、民生を本厚にして、審に禍福の生ずる所を知る。是の故に小事を慎み、微く遠非あれば、索辯して之を根す。然らば則ち躁作姦邪偽詐の人は、敢て試みざるなり。此れ禮をもちて民を正すの道なり。古者に一言あり、牆に耳あり、伏寇側に在りと。牆に耳ありとは、微謀外泄の謂なり。伏寇側に在りとは、沈疑民を得るの道なり。微謀の泄るゝや、狡婦主の請を襲ひて、游愚を資くるなり。沈疑の民を得る者は、前に貴くして後に賤き者、之が騙をなすなり。

- 政治の根本を執り守り、宰相は要領を執り、大夫は法を執りて、群臣を治む。● 牧は治なり。● 上に事へるなり。● 君、相、大夫、群臣の四の者、其の道を得れば國治り、之を易ふれば國亂る。● 上に言ふ所の四つの者の執るべき法を明に設け、固く守らざるべからず。● 民をして本を務めしめて、生活を豊にするをいふ。● 本に農事なり。● 少しにても過非即ち四邪の行あれば、聚求辨別して其の根を究む。● 故に姦邪の人は、敢て非を爲すを試みず。● 沈と疑は、主に疑はれ、下に沈滞する者、此の如き者は、不平の餘、私恩を以て民を傾け、君に叛くに至る故に民を得るの道といふ。● 謀の泄るゝときは、宮中の狡婦は主の情を騙取して外より來る。游説姦隱の者を助け、私利を謀るなり。● 言ふは、前に貴かりし者、今賤くなり、不平なる故に、君を怨むに至る。是れ君は民を騙りて、之に騙せしむるものなり。

謀外泄之謂也。伏寇在側者。沈疑得民之道也。微謀之泄也。狡婦襲主之請。而資游恩也。沈疑之得民者。前貴而後賤者。爲之驅也。

明君在上。便僻不能食其意。刑罰亟近也。大臣不能侵其勢。比黨者。誅明也。爲人君者。能遠讒諂。廢比黨。淫悖行食之徒。無下爵。列於朝者。此止詐拘姦。厚國存身之道也。爲人上者。制羣臣百姓。通中央之人。和是。以中央人。

明君上に在れば、便僻其の意を食る能はず。刑罰近きに亟かなり。大臣其の勢を侵す能はず。比黨する者は、誅明かなり。人君たる者は、能く讒諂を遠け、比黨を廢し、淫悖行食の徒、朝に留列する者なし。此れ詐を止め、姦を拘し、國を厚くし、身を存するの道なり。人の上たる者は、羣臣百姓を制し、中央の人和を通ず。是を以て中央の人は、臣主の參なり。制令の民に布くや、必ず中央の人に由る。中央の人は、緩を以て急となす。急は以て威を取るべし。急を以て緩となす。緩は以て民を惠むべし。威惠下に遷れば、人主たる者は危し。賢不肖の上知らるゝは、必ず中央の人に由る。財力の上に貢するは、必ず中央の人に由る。能く賢不肖を易へて、黨を下に威すべし。有能く民の財力を以て、上其の主を陷れて、勞を下に爲すべし。上下を兼て、其の私を環らし、留制あるも加

臣主之參。制令之布於民也。必由中央之人。中央之人。以緩爲急。急可以取威。以急爲緩。緩可以惠民。威惠遷於下。則爲人上者危矣。賢不肖之知於上。必由中央之人。中央之人。力之貢於上。必由中央之人。能易賢不肖。而可威黨於下。有能以民之財力。上陷其主。而可

ふべからざれば、人の上たる者危し。其の君に先ずるに善を以てする者は、其の賞を侵して之が實を奪ふ者なり。其の君に先ずるに惡を以てする者は、其の刑を侵して之が威を奪ふ者なり。外に詭言する者は、其の君を脇かす者なり。令を鬱して出さざる者は、其の君を幽する者なり。四つの者一作して、上知らざれば、國の危きこと坐して待つべきなり。

● 食は獲物に、得のごとしとあり。便僻即ち近侍の者、君の意を知る能はずして盜を爲すに由なし。● 刑罰、先づ近侍の者に加ふ。● 大臣は君の勢を侵奪する能はず。比黨の如きは罪を明にし誅を加ふ。● 淫悖とは、淫蕩悖戻の者なり。● 行食とは、誘食の徒なり。● 中央の人とは、宰相大夫等なり、中央の人和を上下に通ず。● 君の意の下に通じ、臣の才の上知らるゝは、中央の人が、君と臣との間に參與すればなり。● 然るに中央の人は、君に代りて令を下に布く。故に或は緩急の如くし、民に私恩を施す、是等の人に君權の遷ることあらば、危しとなり。● 中央の人は、上下の間に立ちて諸事をなす。故に或は不肖者を賢とし、私恩を以て黨を下に結び、又賢者の罪を主に負はしめ、己れは之を救ひたりとの勢を下に示し、上下の間に私を行ふことあり。● 又留制は、權臣の手にあり。君は之を人に加ふる能はざれば危し。● 君に先だちて、人に善きことをする者、即ち賞を與ふる如きは、君の賞賜を侵奪するなり。● 君に先だちて、人を憎惡する者、官位財物を削奪する如きは、君の威を奪ふ者なり。● 根なしごとを外に言ひ觸らす者は、君を脅かす者なり。● 君の令を擧げて通ぜざる者は、君を幽因する者なり。● 四者一ありて上知らざれば國危し、況んや悉く之れあるをや

以爲勞於下。兼上下。以環其私。爵制而不可加。則爲人上者危矣。先其君以善者。侵其賞。而奪之實者。先其君以惡者。侵其刑而奪之威也。詭言於外者。聽其君者也。聽令而不出者。幽其君者也。四者一作而上不知也。則國之危。可坐而待也。

神聖者王。仁智者君。武勇者長。此天之道。人情通者實。寵者從。天道人情通者實。寵者從。此數之因也。是故始於患者。不與其事。親其事者。不規其道。是以爲人上者。患而不勞也。百姓勞而不患也。君臣上下之分。則禮制立矣。是故

神聖なる者は王、仁智なる者は君、武勇なる者は長たるは、此れ天の道、人の情なり。天道人情通する者は實、寵する者は從、此れ數の因なり。是の故に患に始むる者は、其の事に與らず。其の事を親する者は、其の道を規せず。是を以て人の上たる者は、患ひて勞せざるなり。百姓は勞して患へざるなり。君臣上下の分素かなれば、禮制立つ。是の故に人を以て上に役し、力を以て明に役し、刑を以て心に役す。此れ物の理なり。心道は進退して刑道は滔趕す。進退は制を主とし、滔趕は勞を主す。勞を主とする者は方に、制を主とする者は圓なり。圓なる者は運び、運ぶ者は通ず。通ずれば和ぐ。方なる者は執る、執る者は固し、固ければ信なり。君は利を以て和し、臣は節を以て信あり。上下邪なし。

● 神聖なる者は王たる徳あり。仁智は君子、武勇は官長たる徳あり ● 天道人情の理に通ずる者は、賢明も主となり、通ぜずして但之を寵賞する者は、徒師も臣たるなり。此れ理數の相因る自然なり ● 國家の患を以て首とし關係する者は、官中の諸務に關係せず。又事務を執る者は國家を安んずるの道に關係せず。各分職あるなり ● 人の上たる者は、國家の治安を心掛け、力を勞することなく、百姓は唯力を勞す、治安の事に與からず ● 素は明なり ● 言ふ、下の人には上は役使せられ、力ある者は明智の人に役使せられ、形は心に役作せらる、は物の道理なり。刑は形なり ● 進退當を得るは心の道にして、陥み走りて努力を用ふるは、形の爲すべき道なり ● 進退は物に制するを主とし、滔趕は勞に服するを主とす ● 方とは、固守する意なり ● 圓とは、圓轉運用なり ● 君たる者は民を利するを以て和を致し、臣は節を守るを以て信を成し、斯くして上下和睦し、姦邪の起ることなし

以人役上。以力役明。以刑役心。此物之理也。心道進退。而刑道滔趕。進退者主。滔趕者主。勞主者方。主制者圓。圓者運。運者通。通則和。方者執。執者固。固則信。君以利和。臣以節信。則上下無邪矣。

故に曰く、人の君たる者は仁を制し、人に臣たる者は信を守る。此れ上下の禮を言ふなり。君の國都に在るや、心の身體に在るが若きなり。道徳上に定まれば、百姓下に化す。戒心内に形るれば、容貌外に動く。正なる者は、其の徳を明にする所以なり。諸を己れに得るを知り、諸を民に得るを知るは、其の理に従ふなり。諸を民に失ふを知り、退きて諸を己れに修むるは、其の本に反るなり。己れに求む

故曰。君人者制仁。臣人者守信。此言上下之禮也。君之在國都也。若心之在身也。道徳定於上。則百姓

化於下矣。戒心形於內則容貌動於外矣。正也者所以明其德。知得諸己。知得諸民。從其理也。知失諸民。退而修諸己。反其本也。所求於己者多。故德行立。所求於人者少。故民輕給之。故君人者上注。臣人者下注。上注者紀天時。務民力。下注者發地利。足財用也。

る所の者多し、故に德行立つ。人に求むる所の者少し、故に民之に給し輕し。故に人に君たる者は上注し、人に臣たる者は下注す。上注する者は、天時を紀し、民力を務め、下注する者は、地利を發し、財用を足すなり。故に能く大義を飾め、時節を審にし、上以て神明を禮し、下以て補佐を養する者は、明君の道なり。能く法に據りて阿らず、上以て主の過を匡し、下以て民の病を振ふ者は、忠臣の行ふ所なり。

● 仁政を制定す ● 道德の方針上に一定して、行ひ違はざれば、百姓は自然に下に於て之に化することば、戒心内にあれば、外貌に見はるるが如し ● 己れ徳を得て民從ひ、内外失なきは、政理に従ふの證なり ● 民徳を修め、我に従はざる時は、己れの徳修まらず、政失するを知りて、返きて己れの身を省みるは、其の根に反るものなり ● 人を責めずして、己れの身に求むる故に德行立つ。人に責め求むるもの少き故に、民は之に供給し易し ● 藝詁に云ふ、上注は意を天時に屬するなり。下注は意を地利に屬するなり ● 天時に從ひ、農事を審はざるごときをいふ ● 地に隱伏せる利を開發す ● 飾は修なり。大義は治國の大義なり ● 農事の時を審知するなり ● 此の如く君たるの道を得る故に、貨財足りて、禮を神明に致すべく、又輔佐の臣に恩義を施すことを得るなり

故能飾大義。審時節。上以禮神明。下以義輔佐者。明君之道也。能據法而不阿。上以匡主之過。下以振民之病者。忠臣之所行也。

明君在上。忠臣佐之。則齊民以政刑。幸於衣食之利。故怨而易使。愚而易塞。君子食於道。小人食於力。分民。威無勢也。無所立。事無爲也。無所生。若此。則國平而姦省矣。君子食於道。則義審而禮明。義審而禮明。則倫等不踰。

明君上に在り、忠臣之を佐くれば、民を齊ふるに政刑を以てし、衣食の利に幸す。故に怨にして使ひ易し、愚にして塞ち易し。君子は道に食み、小人は力に食む。民を分つに、威ありて勢なければ立つ所なく、事爲すなければ、生する所なし。此の如くなれば、國平にして姦省く。君子道に食めば、義審にして禮明なり。義審にして禮明なれば、倫等踰えず。偏卒あるの大夫と雖も、敢て幸心あらざれば、上危きことなし。齊民力に食めば、本を作す。本をなす者衆ければ、農命を聽く。是を以て明君世に立つときは、民の上に制せらるる、猶草木の時に制せらるるごときなり。故に民迂なれば之を流し、民流通すれば之を迂にす。之を決すれば行き、之を塞けば止まる。雖明君ありて、能く之を決し、又能く之を塞ぐ。之を決すれば君子禮に行ひ、之を塞けば小人農に篤し。君子禮を行へば、上

雖有偏卒之大夫不敢有
 幸心則上無危矣齊民食
 於力則作本以聽命是以
 明君立世民之制於上猶
 草木之制於時也故民迂
 則流之民流則迂之民流
 之則行塞之則止雖有明
 則上尊而民順小人篤於
 農則財厚而備足上尊而
 民順財厚而備足四者備
 而王不難矣

四肢六道身

尊くして民順ひ、小人農に篤ければ、財厚くして備足る。上尊くして民順ひ、財厚くして備足る。四つの者體を備ふれば、頃時にして王たるも、難からず。

● 明君忠臣相遇へば、國運まり、民安く、人民生を重んじ、衣食の利に惑われ、分外の事を爲さず ● 愚は、謹直なり ● 愚直にして、欲満ち易し。分外の器なきなり ● 民を分ち、君子即ち上の人、小人即ち下の人、分城明かになり ● 大臣官威ありとも權なれば、其の私を成し遂げ難し ● 小人力に食む者、其職を務めざれば、生活する能はず。此くれば上下各其の分を得る故に、國平に益なきに至るなり ● 體に明かなれば、等級を亂さず。兵卒を有するの大夫も、萬一を幸し、非分の企てを爲さず ● 本は農事なり。民の本を爲す者衆ければ、從來の農民は、業を失ふを恐れて、上の命を聽くに至る ● 民迂愚なれば、之を流通し、流通なれば、之を迂屈し、之をして其の當を得しむ ● 難は、唯に作るべし ● 小人流蕩なれば、農事を怠るを恐る、然るときは、之を蓋きて農に歸せしむ ● 體を備ふとは、完足して缺くるなきなり ● 新時にして王たるも難き事ならずとなり。

四肢六道は身の體なり。四正五官は國の體なり。四肢通ぜず、六道達せざるを、

之體也。四正
 五官。國之體
 也。四肢不通
 六道不達。曰
 失。四正不正
 五官不官。曰
 亂。是故國君
 聘妻於異姓。
 設爲姪婦。命
 婦宮女。盡有
 法制。所以治
 其內也。明男
 女之別。昭二
 疑之節。所以
 防其姦也。是
 以中外不通。
 讒惡不生。婦
 言不及宮中
 之事。而諸臣
 子弟無宮中

失と曰ふ。四正の正ならず、五官の官ならざるを亂と曰ふ。是の故に國君は妻を異姓より聘し、姪婦を設け爲し、命婦宮女盡く法制有り。其の内を治むる所以なり。男女の別を明にし、嫌疑の節を昭にするは、其の姦を防ぐ所以なり。是を以て中外通ぜず、讒惡生ぜず、婦言宮中の事に及ばず、諸臣子弟は宮中の交なし。此れ先王の徳を明にし、姦を圍ぎ、公を昭にし、私を威す所以なり。明立寵設し、子を逐ふを以て姦を傷らさず、私を禮し、驩を受するも、勢ひ倫を並べず。爵位尊しと雖も、禮行はれざることなし。選びて都俊と爲し、之を冒ふに衣服を以てし、之を旌すに章旗を以てするは、其の威を重する所以なり。然らば則ち兄弟間鄰なく、讒人敢て作らず。故に其の相を立つるや、功を陳て、之に加ふるに徳を以てし、勢を論じて之を昭にするに法を以てし、相徳を参伍して、之を周舉し、勢を尊びて之を明信す。是を以て下の人諫死の諛なくして、聚立する者に鬱怨の心なし。此の如くなれば、國平にして民愿きことなし。

朋黨。以懷其私。則失族矣。國之幾臣。陰約閉謀。以相待也。則失援矣。失族於內。失援於外。此二亡也。

故妻必定。子必正。相必直。立以聽。官必忠。信以敬。故曰。有宮中之亂。有兄弟之亂。有大臣之亂。有中民之亂。有小人之亂。五者一作。則爲入上者危矣。宮中亂。曰。妬紛。兄弟亂。曰。黨偏。大臣亂。曰。稱述。中民亂。曰。豐諄。小民亂。曰。樹師。以達。

故に妻は必ず定め、子は必ず正し、相は必ず直立して以て聽き、官必ず忠信以て敬す。故に曰く、宮中の亂あり、兄弟の亂あり、大臣の亂あり、中民の亂あり、小人の亂あり。五の者一も作れば、人の上たる者危し。宮中の亂を妬紛と曰ひ、兄弟の亂を黨偏と曰ひ、大臣の亂を稱述と曰ひ、中民の亂を豐諄と曰ひ、小民の亂を樹師と曰ふ。財匱は薄を生じ、豐諄は慢を生じ、稱述黨偏妬紛は變を生ず。故に名を正し、疑を稽へ、刑殺近きに亟にするときは、内定まる。大臣を順ぐるに功を以てし、中民を順ぐるに行を以てし、小民を順ぐるに務を以てすれば、國豊なり。天時を審にし、地生を物して、民力を輯め、淫務を禁じ、農功を勸め、其の事なきを職すれば、小民治まる。上之を稽ふるに數を以てし、下什伍以て徴し、其の罪狀を近くして、其の意を固くし、郷に之が師を樹てて、

財匱。財匱生薄。豐諄生慢。稱述黨偏。妬紛生變。故正名稽疑。刑殺亟近。則內定矣。順大臣以行。順小民以務。則國豐矣。審天時。物地生。以輯民力。禁淫務。勸農功。以職其無事。則小民治矣。上稽之以數。下什伍以徴。近其罪。伏以固其意。擲樹之師。以達。

其の學を遂けしめ、之を官にするに其の能を以てし、年に及びて擧ぐれば、士は行に反る。徳を稱り、功を度り、其の能くする所を勸め、若くは之を稽ふるに衆風を以てし、若くは任ずるに社稷の任を以てす。此の如くなれば、士は情に反る。

● 定めとは、妻は必ず一定して妾をして妻の如くならしむべからず ● 婦と庶と混亂せしむべからず ● 相は其の位に正立し、人をして敢て犯さずして、命令を聽かしむべし ● 百官は必ず忠信にして、上を敬すべし ● 宮中の婦女互に嫉妬反目するをいふ ● 互に黨を立て、争ふをいふ ● 下の諂諛者、其の功徳を稱せざして、君主となるべき器量あるを稱するをいふ ● 多言衆を惑はすをいふ ● 財之しく、生計に苦み、亂を爲すをいふ ● 薄は、禮義終息し、情薄くなるなり ● 姦人多言衆を惑はせば、下民上を慢るの心を生ずるをいふ ● 極庶の名を正し、前言ふ所の三疑の從て來る所を考へ、先づ近臣に加ふれば、内國定る ● 大臣を和げ治むるには功を以てし、百吏を和げ治むるには行を以てし、小民を和げ治むるには務を以てす。此くして大臣は功を以て、身を立て、百吏は、行を以てし、小民は、農務を以て身を立つれば、其の國は豊なり ● 其の地の生入る所のものを、物色即ち觀察するなり ● 輯は集なり ● 文緯彫飾の面目を眩するものをいふ ● 事をさき若には、聽を授くるなり ● 上は臣下の行を稽ふるに法數を以てし、又其什伍即ち中間の者に命じて、其の人物の何如を徴す ● 什伍の者に、其の人物を調査せしむるに日期あり。期迫るも供狀せざるときは、供狀せざるの罪を受けしめ、逼に伏するの期を近くして、供狀者の黨を固くす ● さて仲間の供狀に因りて推察されたる者

其學官之以其能及年而舉則士反行矣稱德度功勳其所能若稽之以衆風若任以社稷之任若此則士反於情矣

は、師を國きて學ばしめ、勅する所の年に及んで能あれば、之を官に就くるときは、士は善行に反る。之を試むるに、衆を治め風を移すの官を以てし、又は社稷の大任を以てす。此くすれば士は行も情も改善するに至る

小稱第三十二

稱は譽言なり先王の道を譽げ言ふとは謙辭なり

短語六

管子曰。身不善之患。毋患于人。莫己知。丹青在山。民知而取之。美珠在淵。民知而取之。是以我有過爲。而民無過命。民之觀也。察矣。不可遁逃。以爲不善。故我有

管子曰く、身の不善を之れ患へよ。人の己れを知るなきを患ふるなかれ。丹青山に在れば、民知りて之を取り、美珠淵に在れば、民知りて之を取る。是を以て我れ過爲ありて民過命なし。民の觀るや察なり。遁逃して不善をなすべからず。故に我れ善あれば、立ろに我れを譽む。我れ過あれば、立ろに我れを毀る。民の毀譽に當りてや、歸りて家に問ふなし。故に先王は民を畏る。名を操り、人に從ふ、強ならざるなきなり。名を操り、人を去らしむ、弱なら走るなきなり。天子諸侯ありと雖も、民皆名を操りて之を去れば、其の地を捐てて走る。故に先王は

民を畏る。身に在る者孰れか利となす、氣と目とを利と爲す。

●丹青や美珠の、山や淵にあるとき、人知りて之を取る如く、人に善行あれば、民之を知るなり ●されば我れ過失ありとも、民の方には過なきに過ありと命ずることは感ずなしと ●不善あれば、決して遁逃する能はず ●民の我を毀譽するや、歸りて我が善否を問ふまでもなし。必然のことなり ●名善なれば、人民は其の善なる名を操りて、其の人に從ひ、其の人為に運なり ●名惡しければ人民は其の名を以て、口實として、其の人を離れ去るなり。其の人は爲に弱なり ●天子諸侯と雖も、名惡しく民に去られたるときは、其の地を出奔するに至る ●氣と目とは、身に最利なるもの、之に身を託し、運用する如く、凡そ事は最利のものを選びて託せざるべからず

善。則立譽我。我有過。則立毀我。當民之毀譽也。則莫歸問於家矣。故先王畏民。操名從人。無不運也。操名去人。無不弱也。雖有天子諸侯。民皆操名而去之。則捐其地而走矣。故先王畏民。在身者。孰爲初。氣與目爲利。

聖人得利而託焉。故民重而名遂。我亦託焉。聖人託可好。我託可惡。以來美名。又可得手。我託可惡。愛且

聖人は利を得て託す、故に民重じて名遂ぐ。我も亦託す。聖人は好むべきに託す、我は惡むべきに託す。美名を來たさんとするも、又得べけんや。我惡むべきに託せば、愛するもの且つ我を能となすと能はざるなり。毛嬙・西施は、天下の美人なり。怨氣を面に盛にせば、好むべしとなす能はず。我且つ惡面にして怨氣を盛にす。怨氣面に見はれ、惡言も口より出で、去惡は充つ。以て美名を來さん

不能爲我施也。毛嬙西施也。天下之美人也。盛怨氣於面。不能以爲可好。我且惡焉。而盛怨氣焉。怨氣見於面。惡言出於口。去惡充。以來美名。又可

は、又得べけんや。甚し、百姓の人を惡むの餘忌あるや。是を以て長き者は之を斷ち、短き者は之を續ぎ、滿つる者は之を洩し、虚しき者は之を實す。
● 聖人は最利のもの、仁義などに名を託す、故に民之を重んず ● 我輩も亦名を託する所あるも、聖人は人の好む所に託するに、我々は往々人の惡む所に託す。此くして美名を得んとすとも得べからず ● 此の如くすれば、我を愛する民までも、我を才能とする能はざるべし ● たとひ美人なりとも、滿面怨氣を見れば、人之を嫌ふ。況して惡面にして、怨氣盛に惡氣口より出づる者をや、而も出て去る所の惡世間に充ちたるときは、美名を來さんとすも得ず ● 故に長を斷ち短を補ひ、爲す所の事宜を得るを務めて、百姓の惡みを除き、美名を得ざるべからず

得乎。甚矣百姓之惡人之有餘忌也。是以長者斷之。短者續之。滿者洩之。虚者實之。

管子曰。善罪身者。民不得罪也。不能罪身者。民罪之。過者。疆也。治身

管子曰く、善く身を罪する者は、民罪するを得ざるなり。身を罪する能はざる者は、民之を罪す。故に身の過を稱する者は疆なり。身の節を治むる者は恵なり。不善を以て人に歸せざる者は仁なり。故に明王は、過あれば之を身に反し、善あれば之を民に歸す。過ありて之を身に反せば身懼れ、善ありて之を民に歸せ

之節者。惠也。不以不善歸人者。仁也。故明王有過。則反之於身。有善。則歸之於民。有過而反之身。則身懼。有善而歸之民。則民喜。往喜民。來懼身。此明王之所。以治民也。今夫桀紂不然。有善。則反之於身。有過。則歸之於民。歸之於民。則民怒。反之於身。則身驕。往怒

ば民喜ぶ。往くに民を喜ばし、來るに身を懼る、此れ明王の民を治むる所以なり。今夫れ桀紂は然らず。善あれば之を身に反し、過あれば之を民に歸す。之を民に歸すれば民怒り、之を身に反せば身驕る。往に民を怒らし、來に身を驕らす、此れ其の身を失ふ所以なり。故に明王は、懼聲耳に感じ、懼氣目に感ず。此の二者を以て天下を有つ、慎むなかるべけんや。匠人は斤欄に感ずるあり。故に繩料を得べし。羿は弓矢に感ずるあり。故に穀中を得べし。造父は轡策に感ずるあり。故に馭獸及ぶべく、遠道も致すべし。天下は常亂なく、常治なし。不善人在れば亂れ、善人在れば治まる。既く之を感ずる所以を善くするに在り。

● 凡そ過ありたる時、自身を罪とし、責むる者には、民は決して其の人を罪せず ● されば自身の過を稱道する者は強く、自身の體節を修むる者は智慧あるものなり。體は重に作る ● 身懼る、故に益々徳を修む ● 往來は内外といふごとし。外に向つては民を喜ばし、内に向つては身を懼る ● 桀紂は、前言と同じからず、善は其の身に歸し、過は人に歸す ● 善を身に歸せば、我が所爲は皆善と思ふ。故に身懼ることとなる ● 往は外なり。外に向つては民を怒らし、内には自身を驕ることとなる ● 懼るべき聲を耳に感じ、懼るべき氣を目に

民。來。歸。身。此其所。以。失。身也。故。明。王。懼聲。以。感。耳。懼氣。以。感。目。以。此。二。者。有。天。下。一。矣。可。毋。慎。乎。匠。人。有。以。感。斤。欄。故。繩。可。得。料。也。羿。有。以。感。弓。矢。故。毅。可。得。中。也。造。父。有。以。感。善。筭。故。越。獸。可。及。遠。道。可。致。天。下。無。常。亂。無。常。治。不。善。人。在。則。亂。善。人。在。則。治。在。於。既。善。所。以。感。之。也。

感し、民の毀り怨みを心に留むるなり。① 明王のみならず、一善一術に名ある者も、毀ずる所を慎む、故に名人なり。匠人は運用の妙を、斤の柄に感ず、故に繩量運むべし。羿の弓、造父の御、又皆感ずる所ありて其の妙に入る。② 既ば、善なり。善く其の民に感ずる所以の者に於て善を爲せば、天下は治るなり。

管子曰。修。恭。遜。敬。愛。辭。讓。除。怨。無。爭。以。相。逆。也。則。不。失。於。人。矣。嘗。試。多。怨。爭。利。相。爲。不。遜。則。不。得。其。身。大。哉。恭。遜。敬。愛。之。道。吉。事。可。以。入。祭。凶。事。

管子曰く、恭遜敬愛を修め、辭讓怨を除き、争うて以て逆ふなければ、人を失はず。嘗試に怨多く、利を争ひ、不遜を相爲せば、其の身を得ず。大なるかな、恭遜敬愛の道、吉事は以て祭に入るべく、凶事には以て喪に居るべし。大は天下を理めて益さざるなり。小は一人を治めて損せざるなり。嘗試に中國諸夏蠻夷の國に往かして、以て禽獸昆蟲に及ぶまで、皆此れを待ちて治亂を爲す。之を身に澤けば榮え、之を身に去れば辱めらる。審に之を身に行ひて怠るなかれ。夷貉の民と雖も、化して之をして愛せしむべし。審に之を身に去れば、兄弟

父母と雖も、化して之をして愛せしむべし。故に之の身は、之をして愛せしめ、名は之をして榮辱せしむ。此れ其の名物を變ずるや、天の如く、地の如し。故に先王は道と曰ふ。

① 人に對して謙讓にして、争ひ逆ひ怨を興はふことなければ、人を失はず。之に反すれば、身を保ち難し。② 恭遜敬愛なれば、祭祀に入るに失なかるべく、喪に居る場合にも、過あるべからず。されば此の道は、天下を治むる場合にも、一人を治むる場合にも必要にして、大にも別に益することなく、小にも損することなく、一體に行はるゝなり。③ 中國は勿論、蠻夷の國に行きて祭するに、昆蟲に及ぶまで、上述の恭遜敬愛の道あると否らざるに因りて、治亂を爲すなり。④ 澤は置なり。⑤ 故に恭遜敬愛の道の有無にて、身に於ては愛辱を受け、名に於ては榮辱を受け、此の道の有無にて、名と物とを變じて、天の如く地の如く生殺榮枯せしむ。故に先王之を修びて道と曰ふ。

可。以。居。費。大。以。理。天。下。而。不。益。也。小。以。治。一。人。而。不。損。也。嘗。試。往。之。中。國。諸。夏。蠻。夷。之。國。以。及。禽。獸。昆。蟲。皆。待。此。而。爲。治。亂。澤。之。身。則。榮。去。之。身。則。辱。審。行。之。身。毋。怠。雖。夷。貉。之。民。可。化。而。使。之。惡。故。之。身。者。使。之。愛。惡。名。者。使。之。榮。辱。此。其。變。名。物。也。如。天。如。地。故。先。王。曰。道。

管仲有病。桓公往問之。曰。仲父之病病矣。若不可諱。而不起此病。

管仲病あり、桓公往きて之を問ふ。曰く、仲父の病病なり。若し諱むべらからずして、此の病を起さずは、仲父亦將に何を以て寡人に詔げんとすとのか。管仲對へて曰く、君の臣に命するなきも、故より臣且に之を諷はんとす。然りと雖も君

也。仲父亦將三
何以詔寡人。
管仲對曰。微
君之命。臣也。
故臣且謂之。
雖。然。君。猶。不
能。行。也。公曰。
仲父。命。寡。人
東。寡。人。東。令
寡。人。西。寡。人
西。仲父之命
於寡人。寡人
敢不從乎。管
仲攝衣冠。起
對曰。臣願君
於是。悉其首
子。而獻之公。
人情非不愛
其子也。於子
之不愛。將何
有於公。

猶行ふ能はざらんと。公曰く、仲父寡人に東を命すれば、寡人東し、寡人に西を
命すれば、寡人西す。仲父の寡人に命することは、寡人従はざらんやと。管仲
衣冠を攝し、起ちて對へて曰く、臣は君の易牙・豎刁・堂巫・公子開方を遠けんこ
とを願ふ。彼の易牙は、調和を以て公に事ふるに、公曰く、惟嬰兒の悉したるも
の、之を未だ嘗めずと。是に於いて其の首子を悉して之を公に獻す。人情は其の
子を愛せざるに非ざるなり。子に於て之れ愛せず、將た公に何か有らん。

● 病む甚きなり ● 雖も能はざるは死を云ふ。此の病を起さずとは、病より起復するを得ずとなり ● 君の
命なくも、臣は言上せんとすることありと ● 言ふは、仲父の言ふ所従はざるなし ● 攝は整なり ● 食物
を調理するなり ● 首子は、鬚子なり ● 言ふは、己れの子さへ、榮利の爲めに殺す者、何ぞ君を愛せん

公喜宮而妬。
豎刁自刑。而
爲公治内。人

公は、宮を喜みて妬む。豎刁自ら刑して公の爲に内を治む。人情は其の身を愛せ
ざるにあらざるなり。身に於て愛せず、將た何ぞ公に有らん。公子開方は、公に

情非不愛其
身也。於身之
不愛。將何有
於公。公子開
方。事公十五
年。不歸視其
親。齊衛之間。
不容數日之
行。臣聞之。務
爲不久。蓋虛
不長。其生不
長者。其死必
不終。桓公曰。
善。管仲死。已
葬。公憎四子
者。廢之官。逐
堂巫。而苛病
起。兵。逐易牙。
而味不至。逐
豎刁。而宮中

事ふる十五年、歸りて其の親を視ず、齊・衛の間は數日の行を容れず。臣之を聞く、
務め爲すは久からず、虚を蓋ふは長からず。其の生長からざる者は、其の死必ず
終らずと。桓公曰く善し。管仲死し、已に葬る。公、四子者を憎み、之が官を廢
す。堂巫を逐ひて、苛病起り、易牙を逐ひて、味至らず。豎刁を逐ひて、宮中
亂れ、公子開方を逐ひて、朝治まらず。桓公曰く、嗟聖人も固より悖るあるかと。
乃ち四子者を復す。處る期年にして、四子難を作し、公を一室に圍み、出づるを得
ざらしむ。一婦人あり、遂に竇より入り、公の所に至るを得たり。公曰く、吾飢
ゑて食を欲し、渴して飲を欲するに、得べからず。其の故は何ぞやと。婦人對へ
て曰く、易牙・豎刁・堂巫・公子開方四人、齊國を分ち、塗十日通せず。公子開方
書社七百を以て衛に下る。食將に得ざらんとす。公曰く、嗟茲れ乎。聖人の言長
きかな。死者知るなくば已まん。若し知るあらば、吾何の面目ありて仲父を地下
に見んと。乃ち素練を援りて首を裹みて絶す。死して十一日、蟲戸より出づ。

桓公問於管子曰。寡人幼弱。昏愚。不通諸侯四鄰之義。仲父。不當盡語我昔者有道之君乎。管子對曰。夷吾之所不能與所不能。盡在君所矣。君胡有辱命。桓公又問曰。仲父。寡人幼弱。昏愚。不通四鄰諸侯之義。仲父不當盡告我昔者有道之君乎。管子對曰。

桓公、管子に問ひて曰く、寡人幼弱昏愚にして、諸侯四鄰の義に通ぜず。仲父、盡く我に昔者の有道の君を語ぐべからざるや、吾亦鑒せんと。管子對へて曰く、夷吾の能くする所と能くせざる所と、盡く君の所にあり。君胡ぞ令を辱くするあらんと。桓公又問ひて曰く、仲父、寡人幼弱昏愚にして、四鄰諸侯の義に通ぜず。仲父、盡く我に昔者の有道の君を告ぐべからざるか。吾亦鑒せんと。管子對へて曰く、夷吾之を徐伯に聞く。曰く、昔者有道の君は、其の山川・宗廟・社稷を敬し、及び先故の大臣に至る、收聚忠を以てして、大に之を富まし、其の武臣を固くし、其の力を宜用す。聖人前に在り、貞廉側に在り、義を競稱し、上下皆飾め、刑政明察に、四時貸はず、民も亦憂へず。五穀蕃殖し、内外均和し、諸侯臣伏し、國家安寧にして、兵革を用ひず。其の幣帛を受けて、其の德に懷き、昭に其の令を受けて法式と爲す。此れ亦昔者の有道の君と謂ふべきなりと。桓公曰く善いかなと。

焉。管子對曰。夷吾聞之於徐伯曰。昔者有道之君。敬其山川宗廟。社稷。及至先故之。大臣。收聚以忠。而大富之。固其武臣。宜用其力。聖人在前。貞廉在側。競稱於義。上下皆飾。刑政明察。四時不貸。民亦不憂。五穀蕃殖。内外均和。諸侯臣伏。國家安寧。不用兵革。受其幣帛。以懷其德。昭受其令。以爲法式。此亦可謂昔者有道之君也。桓公曰。善哉。

●言ふは、仲父は、吾に昔者の有道の君の言行を語り聴かせよ。吾は其の君の所爲を見倣はん。●言ふは、夷吾の能くし得る事は、今更君の命なくとも、盡く献上せりと。●先代よりの舊臣をば、忠誠に收聚して、物と與へて之を富ましむ。●武臣には、職位を以て其の心を固くし、離れざるやうにして、其の力を用ふ。●前に聖人、側に貞廉の臣ありて、必ず聽うて義を言ひ、上下皆戒防す。

桓公曰。仲父既已語我昔者有道之君矣。不當盡語我昔者無道之君乎。管子對曰。今若君之美好而宜通也。既官職美也。

桓公曰く、仲父既已に我に昔者の有道の君を語ぐ。盡く我に昔者の無道の君を語ぐべからざるか。吾亦鑒せんと。管子對へて曰く、今君の美好にして宣通する若き、官職の美道を既せり、又何ぞ惡を聞くを以てせんと。桓公曰く、是れ何の言ぞや。管子對へて曰く、今若君之美好而宜通也。既官職美也。善の善たるを知らんやと。管子對へて曰く、夷吾之を徐伯に聞く、曰く、昔者無

道。又何以開。惡爲。桓公曰。是何言邪。以繡緣繡。吾何以知其美也。以素緣素。吾何以知其善也。仲父已語。我其善而不語。我其惡。吾豈知善之爲善也。管子對曰。夷吾聞之。昔於徐伯曰。昔者無道之君。大其宮室。高其臺榭。良臣不使。說賊是舍。有家不治。借人爲圖。政

道の君は、其の宮室を大にし、其の臺榭を高くし、良臣は使はず、讒賊是れ舍し、家あり治めず、人を借り圖をなす。政令善からず、墨墨夜の若し。辟へば野獸の若く、朝處する所なし。天道を修めず、四方を鑿みず、家ありて治めず。辟へば狂を生ずるが若し。衆の怨誣する所、滅亡せざること希なり。其の俳優を進め、其の鐘鼓を繁くし、博塞に流れ、其の工督に戯れ、其の良臣を誅し、其の婦女に教れ、獠獠畢也、諸父を暴遇し、馳騁度なく、戲樂笑語、式政既に輕り、刑罰則ち烈に、内其の民を削りて攻伐をなす。辟へば猶ほ漏釜のごとし。豈能く竭くるなからんやと。此れ亦昔者の無道の君と謂ふべしと。桓公曰く、善いかなと。

● 言ふは、君の徳行美好にして、政令も宣通し、又官雇の美道を盡したれば、惡政を聞く必要なしと ● 繡はぬひとりなり。繡を以て繡に縁飾(ふちかざり)しては、同一にて比較し難し ● 素を以て素に縁飾としても、同上なり。此の意は昔は惡といふ對照ありて、明死になる故に、惡の方も聞きたしと ● 臺榭は、物見臺なり ● 自ら其の家を理むる能はず、他人の計圖に依頼す ● 暗きことなり ● 辟は賢なり ● 朝處聚處と、朝廷に

令不善。墨墨若夜。辟若野獸。無所朝處。不修天道。不鑿四方。有家不治。辟若生狂。衆所怨誣。希不滅亡。進其俳優。繁其鐘鼓。流于博塞。戲其工督。誅其良臣。散其婦女。獠獠畢也。暴遇諸父。馳騁無度。戲樂笑語。式政既輕。刑罰則烈。内削其民。以爲攻伐。辟猶漏釜。豈能無竭。此亦可謂昔者無道之君矣。桓公曰。善哉。

● 參集するやうのことなり、勝手に行動するなり ● 藝話に云ふ、家の字、前と重複す、身となすべしと ● 俳優(やくしや)の機を若者進用す ● 音樂に耽る ● 博塞(ばくち)に溺る ● 音樂者と遊び戯る ● 數は戲なり ● 獠は冨田なり、夜獵し、畢(あひ)にて魚を取りて(いぐるみ)にて鳥を取る ● 劉族の年長者等なり ● 法度を曲ぐるなり

桓公曰。仲父。既已語我昔者有道之君與昔者無道之君矣。仲父不當盡語我昔者有道之君乎。吾亦鑿焉。管子對曰。夷吾聞之。徐

桓公曰く、仲父既に、我に昔者の有道の君と昔者の無道の君とを語り、仲父、盡く我に昔者の有道の臣を語りべからざるや。吾亦鑿せんと。管子對へて曰く、夷吾之を徐伯に聞く。曰く、昔者の有道の臣は、質を委して臣となり、左右に賓事せず。君知れば仕へ、知らざれば已む。若し事あれば必ず國家を圖り、其の發揮を偏くし、其の祖徳に循ふ。

● 質は、質なり。初見の時、君に獻するもの。委は置くなり、臣となる印にするなり ● 君の左右の臣に賓事

伯曰。昔者有道之臣。委質爲臣。不賓事左右。君知則

仕。不知則已。若有事。必圖國家。徧其發揮。循其祖德。

辯其順逆。推其賢人。讒惡不作。事君有義。使下有禮。賤相親。若兄若弟。忠於國家。上下得體。居處則思。謨。言則謀。謀。動作則事。居國則富。處軍則克。臨難據事。雖死不悔。近君爲拂。遠君爲補。義

其の順逆を辯じ、賢人を推育し、讒惡を作らず、君に事へて義あり、下を使ふに禮あり、貴賤相親み、兄の若く弟の若く、國家に忠にして、上下禮を得、居處は義を思ひ、語言は謀謨し、動作は事とし、國に居れば富み、軍に處れば克ち、難に臨み事に據り、死すと雖も悔いず。君に近ければ、拂るをなし、君に遠ければ、輔となり、義と與に交り、廉と與に處り、官に臨みて治り、酒食は慈に、其の君を誘らず、其の辭を毀たす。君若し過あれば、進諫して疑はず。君若し憂あれば、臣之を服すと。此れ亦昔者の有道の臣と謂ふべしと。桓公曰く、善いかなど。

● 臣たる者の所爲の順逆なり ● 言ふは、人の賢徳ある者は、年長者は之を推舉し、少者は之を長育す ●

以與交。廉以與處。臨官則治。酒食則慈。不誘其君。不毀其辭。君若有過。進諫不疑。君若有憂。則臣服之。此亦可謂昔者有道之臣矣。桓公曰。善哉。

其の言説する所は、悉く善謀良諫にして、必ず事ありて動き處しく動作せず ● 君に近侍する時は、君の過を正すなり。拂は弱(たすく)にして、孟子の所謂拂士なり ● 酒食あれば、必ず人に及ぼすなり ● 君理に違ふ辭あるも之を非毀せず ● 君の憂を我身に受けて憂ふるなり

桓公曰。仲父。既以語我昔者有道之臣矣。不當盡語我昔者無道之臣乎。吾亦鑒焉。管子對曰。夷吾聞之。於徐伯曰。昔者無道之臣。委質爲臣。賓

桓公曰く、仲父、既に我に昔者の有道の臣を語ぐ。盡く我に、昔者の無道の臣を語ぐべからざるが、吾亦鑒せん。管子對へて曰く、夷吾之を徐伯に聞く、曰く、昔者の無道の臣は、質を委して臣と爲り、左右に賓事し、説を執りて進み、斷めざれば已むとなく、遂に進みて退かず。寵を假り貴を躋ぎ、其の貨賄を尊くし、其の爵位を卑しとし、進みては之を輔くと曰ひ、退きては不可と曰ひ、以て其の君を敗り、皆我にあらすと曰ふ。

● 君の左右の臣に賓事して、君に親近する爲なり ● 自説を固く執りて進見し、所欲を得ざれば止めず。新は

事左右執說以進不辭亡已。途進不退。假寵實尊。其貨賄卑其爵位。進曰輔之。退曰不可。以敗其君。皆曰非我。

求なり。君寵を假りて、貴き官位を賣り物にす。貨を我に贈る者を経て、君の爵位を輕々しく人に與ふ。君前に進みては、已れ輔佐すと言ひ、退きては君は輔佐すべからずと言ひ、專横を爲して君家の事を敗り、之を君の所爲に歸し、我の實にあらざと言ふ。

不仁羣處。以攻賢者。見賢者。見賢者。若貨。見賢者。過。食於貨賄。不競於酒食。不與善人。唯其所事。倍敢不共。不友善士。讒賊與通。不彌人爭。唯極人訟。湛酒於酒。行義不從。不修先故。變

不仁羣處して賢者を攻め、賢を見ること貨の若く、賤を見ること過の若く、貨賄を貪り、酒食を競ひ、善人に與せず、唯其の事ふる所にす。倍敢不共にして、善士を友とせず、讒賊と與に通じ、人争を彌めず、唯人訟を趣し、酒に湛酒し、行義に従はず、先故を修めず、國常を變易し、擅創令を爲り、其の君を迷惑し、生に之が政を奪ひ、貴寵を保ちて矜る。善士を遷損し、貨人を捕援し、入りては等を乘ぎ、出でては黨駢し、貨賄相入れ、酒食相親み、俱に其の君を亂り、君若し過あれば、各其の身を奉ず。此れ亦昔者の無道の臣と謂ふべきかと。桓公曰く、善いかなと。

易國常擅創爲令。迷惑其君。生奪之政。保貴寵。矜遷損善士。捕援貨人。入則乘等。出則黨駢。貨賄相入。酒食相親。俱亂其君。君若有過。各奉其身。此亦可謂昔者無道之臣乎。桓公曰。善哉。

賢を見るの賢は、藝詰に、貴に作る。言ふは、貴人を見ては、之を悦ぶと貨を得る如く、賤若を見れば、之を嫌ふと已れ過あるがごとし。已れに詔ひ事ふる人へのみ物を與ふ。彌は止なり。人の争を止むんとはせず人を驅動して訴訟を興さしむ。先代の法典故實を棄て、修めず。擅ま、に法令を新創す。君生存せるに、其の政權を奪ひて、已れ貴寵を保有して尊大にす。尹知章云ふ、善士は、遷改して棄損す。言ふは、在官者を貶黜するなり。貨財ある者は、捕取して推擧す。捕とは監類を捕ふる如く、急迫して獲ざるを恐る、如きをいふ。等は、等輩なり。朝に在りては等輩を疑ぎ、出ては黨を結び、比駢す。駢は、比に同じ。言ふは、過を君に歸し、獨り其の身を深くす。

正言第二十四 七

卷第十二

修靡第三十五 短語九

問曰。古之時。與今之時。同乎。曰。同。其人同乎。不同乎。曰。不同。可與與之。政誅。借。堯之時。混。吾之美。在下。其道。非。獨。出。人。也。山。不。童。而。用。贍。澤。不。繁。而。養。足。耕。以。自。養。以。其。餘。應。良。天子。故。平。牛。馬。之。牧。不。相。

問ひて曰く、古の時今の時と同じきかと。曰く、同じと。其の人同じきか、同じからざるかと。曰く、同じからず。政誅を與にすべし。借堯の時、混吾の美下に在り、其の道獨り人に出づるにあらざるなり。山童せずして用贍り、澤繁せずして養足る。耕して自ら養ひ、其餘を以て良天子に應ず、故に平かなり。牛馬の牧相及ばず、人民の俗相知らず。百里を出でずして來足す、故に軾あるも理めず、靜なる也。其の獄は、一騎一騎にして死に當る。今周公は斷指滿積、斷首滿積、滿足滿積にして、死するも民服せず、人性にあらざるなり。敝なり。地は重く、人は載し、毀敝して養ひ足らず、末作を事として、民之に興る。是を以て下名にして上實なり。聖人は諸を本に省みて、諸を樂に遊ばす。大昏なり。

博夜なりと。

及人民之俗。不相知。不出百里。而來足。故軾而不理。靜也。其獄一騎。一騎。一騎。而當死。今周公。斷指。滿積。斷首。滿積。斷足。滿積。而民不服。非二人性也。敝也。地重。人載。毀敝。而養不足。事末作。而民興之。是以下名。而上實也。聖人者。省諸本。而遊諸樂。大昏也。博夜也。

● 尹知章云、今は古に同からずと雖も、政を爲すに其の不法を誅めて、古に復すべしと。● 信は帝堯、堯は帝堯なり。此の時、彼我混合して分別せず。風俗の美、下民にあり。帝の道獨り世人に勝るにあらざり。● 山は童せず、即ちはげまなならず、草木多く、用足り、水深は數積せずして、魚類多く、養足る。● 耕作して自ら養ひ餘分の穀を以て良天子に納る。● 言ふは、牛馬を養牧するに、他人の牧地を侵すことなし。● 人々其の郷里に安んじ、他に出てざる故、其の風俗を相知らず。● 百里の間を出でずして、求むる所足る。來は求の限なり。● 故に軾の位置はあるも、其の事を理めず、閉靜無事なり。● 藉用賢云、軾は奇にして、物體具らざるなりと。● 人罪あれば、一足履を穿ち、一足穿たざるを以て、之を辱め、以て死の代りとす。● 今用ふる周公の刑法には斷指より斷足までの事を用ひ、罪人獄舎に滿つ、之を積考し又各處利するも民服せず。此れ人性の本然にあらざり。政俗の敝なり。● 地の利厚く、人亦之に裁殖す。然れども人君民の時を奪ひて之を興ち、税を重くし之を敝る、故に民足らず。● されば民は、末作即ち商賈の末に興起するに至る。● 故に下には農作の空石あるのみにて、實利は上に歸す。● 故に聖人は、國の本即ち農に省みて、農民をして樂地に遊ばしめ、苛察の事を爲さず。大昏なる長夜の如くす、故に民は安樂に世を送ることを得。

問曰。興時化。

問ひて曰く、時化を興すは若何と。修靡より善きはなし。有實を賤み、無用を敬

若何。莫善於
 修靡。賤有實
 敬無用。則人
 可刑也。故賤
 粟米。而如敬
 珠玉。好禮樂。
 而如賤事業。
 本之始也。珠
 者陰之陽也。
 故勝火。玉者
 陰之陰也。故
 勝水。其化如
 神。故天子藏
 珠玉。諸侯藏
 金石。大夫畜
 狗馬。百姓藏
 布帛。不然。則
 強者能守之。
 智者能牧之。賤所貴。而貴所賤。不然。繆寡獨老。不與得焉。均之始也。

すれば、人刑すべきなり。故に粟米を賤みて、珠玉を敬するが如く、禮樂を好みて、事業を賤むが如くなるは、本の始なり。珠なる者は、陰の陽なり、故に火に勝つ。玉なる者は陰の陰なり、故に水に勝つ。其の化神の如し。故に天子は珠玉を藏め、諸侯は金石を藏め、大夫は狗馬を畜ひ、五姓は布帛を藏む。然らざれば強者は能く之を守り、智者は能く之を牧ふ。貴ぶ所を賤みて、賤む所を貴ぶ。然らざれば繆寡獨老は、得るに與からず、均の始なり。

●今日の化を興すに、若何なる事をせば可ならん。其れは修靡(おごり)より善きはなしと。●有實は粟米、無用は珠玉なり。粟米を賤み、珠玉を貴ぶときは、我が類型の中に入るべし。●されば陽には粟米を賤みて、珠玉を敬する如くし、禮樂を好みて、事業を賤むが如くするは、民人をして本務に反するの始なり。●天下より百姓に至るまで、其の畜藏する所同からずして、各其所を得るなり。然らざれば強者と智者とに均占せらるるの意なり。●若たる者、其の貴ぶ所の粟米を賤みて、其の賤む所の珠玉を貴ぶ。故に粟米上下に均分するを得。然らざれば粟米布帛は、強者智者の手に歸して、繆寡獨老の者は、粟米を得る能はず。

政與教孰急。
 管子曰。夫政
 教相似而殊。
 方。若夫教者。
 標然若秋雲。
 之遠動。人心
 之悲。藹然若
 夏之靜雲。乃
 及人之體。鵬
 然若諳之靜。
 動。人意以怨。
 蕩蕩若流水。
 使人思之。人
 所生往。教之
 始也。身必備
 之。辟之。若秋
 雲之始。見賢
 者。不肖者化
 焉。敬而待之。
 愛而使之。若

政と教と孰れか急なるかと。管子曰く、夫れ政教は相似て方を殊にす。若し夫れ教なる者は、標然として、秋雲の遠く人心の悲を動かすが若く、藹然として、夏の靜雲乃ち人の體に及ぶが若く、鵬然として、諳の靜なるが若く、人意を動かして怨む。蕩蕩として、流水の若く、人をして之を思はしむ。人の生往する所は教の始なり。身必ず之を備ふ、之を辟ふるに秋雲の始の若し。賢者を見、不肖者化す。敬して之を待し、愛して之を使ひ、神山を樊して之を祭るが若し。賢者は少く、不肖者は多し。其の賢を使はば、不肖は惡ぞ化せざるを得ん。今夫れ政は、則ること少し。夫の形を成すの微の若き者なり。則少を去れば、人を使ふべけんやと。

●大切なりや。●藹然、標は標なり、輕弱の貌とあり。言ふは、教の人の善心を動かすこと、秋雲の其の悲を動かすが如く、自然のものなり。●藹然、藹は藹、鵬は鵬の字、和樂の貌、藹は藹にして叫呼なりとあり。言ふは、夏の靜雲の人體に及び、陰久くして涼生し、藹然として悅樂すること、叫呼の備かに靜かなることし。教の人に於けるや此の如く人心を感動せしめ、自ら往日の所爲の非を惡むに至る。●教の道は蕩々として、大水の

樊^二神^一山^一祭^レ之^レ。賢者少。不肖者多。使^レ其賢者不肖。使^レ其不肖者賢。今夫政。則少則若^二夫成^一形之微^一者也。去^レ則少。可使^レ人乎。

万物を濫去する如く、人をして之を思慕して、自然心を生じて善き方に往くに至らしむ。教を弘める者は、身必ず教の道を備ふることを、譬へば秋露の始めて起らんとするがごとく、人をして其の狀を想像せしむ。さて賢者を見るときは、不肖者自ら賢者の徳に化すに至る。君たる者は、賢者を敬愛して之を使ひ、神山に樊山を設けて之を祭る如く、人に敬長の念を起さしむ。其の賢者を使ひ、君之を尊敬するときは、不肖者從て賢者の徳に化せざるを得ず。政は教と異なりて、民只其の制令に従ふのみ。則るべきもの少し。成形物の明徴あることし。無聲無形に感化する効力少し、則る所の少きものを去れば、殘る所は顯政にして、則るべき所全くなし。人を使ふ能はず。教の人心に浸漸して、善化の效あるに及ばず。

貧^二と富^一とを用ふる、何如して可ならんと。曰く甚だ富みたるは使ふべからず。甚だ貧きは恥を知らず。水平にして流れず、源なければ、遯^二に竭^一。雲平にして雨甚だしからず。委雲なければ、雨は遯^二に已む^一。政平にして威なければ行はれず。愛して親なければ流る。親は用あるに在り。用なければ之を辟く。相爲せば、怨を兆するあるが若し。上短く下長く、度なくして用ふれば、本を危くし、稱はず。而るに祀るに次祖を諱するは、祖を犯し、盟を渝へ、言を傷る。祖廟を敬するは、始を尊ぶなり。齊約の信は、行を論ずるなり。天地の理を尊ぶ

則流。親^レ在^レ有^レ用。無^レ用^レ則^レ辟^レ之。若^レ相^レ爲^レ有^レ兆^レ。怨^レ上^レ短^レ下^レ長^レ。無^レ度^レ而^レ用^レ則^レ危^レ。本^レ不^レ稱^レ而^レ祀^レ譚^レ次^レ祖^レ。犯^レ詛^レ渝^レ盟^レ。傷^レ言^レ。敬^レ祖^レ廟^レ。尊^レ始^レ也。齊^レ約^レ之^レ信^レ。論^レ行^レ也。尊^レ天地^レ之^レ理^レ。所^レ以^レ論^レ威^レ也。薄^レ德^レ之^レ君^レ之^レ府^レ。蓋^レ也。必^レ因^レ成^レ形^レ。而^レ論^レ於^レ人^レ。此^レ政^レ行^レ也。可^レ以^レ王^レ乎^レ。請^レ問^レ用^レ之^レ若^レ何^レ。必^レ辨^レ於^レ天

は、威を論ずる所以なり、薄徳の君の府蓋や、必ず成形に因りて人を論ず。此の政行や、以て王たるべきかと。

●貧者と富者とを採用するに當り、甚だ富める者は自ら僭傲にして使ひ難く、甚だ貧きは恥を知らず、貧を貴ぶの風あり。されば孰れも甚しからざる者を使ふ可きなり。●委は、積なり。墳積せる委なり。●言ふは、汎愛に過ぎて、特に親む者なければ、其の愛は漫流して、賢者力を致さず。●親むべきは、有用の人たるべし。無用の人は、之を辟くべし。之に親めば、反て怨をきざすことある。●上の人は才短く、下の人は才長きに、之を度らずして用ふれば、本を危くすべし。●本は、上の人をいふ。●體は祭者、次祖は始祖以下なり。列祖を祭りて廟を饗はんと欲するは、徒に祖廟を傷り益することなし。●畢竟するに、祖廟を祀るといふことは、自己の由りて出づる所を敬するなり。臣下と祖廟する爲にあらざ。●廟は父の廟なり。●祖廟することは、齋整して約束の信即ち實行を期するにあり。徒に其の言を恃むにあらざ。●天高く地卑きの理を論ずるは、君臣の階級を明にするなり。●薄徳の君は、人の成敗の形に因りて、才智の長短を論じ、之を以て其の設計となせり。府蓋は、貧を蔵する所秘蔵するものに喩ふ。●上に言ふ、成敗に因りて人の才智を論定する政行は、果して王たるべきか。其の機の君は、決して王たらず。

請ひ問ふ、之を用ふること若何と。必ず天地の道を辨じて、然る後に功名殖つべ

地之道。然後功名可以殖。辨於地利。而民可富。通於修靡。而士可威。君親自好。事強以立。斷仁以好。任人君壽。以政年。百姓不天。厲六畜。遮育。五穀。遮熟。然後民力可得用。鄰國之君。俱不賢。然後得王。俱賢。若何。曰。忽然易。卿而移。忽然易。事而化。變而足以成名。承

し。地利を辨じて民富ますべく、修靡に通じて士威むべし。君親自ら事を好み強以て斷を立て、仁以て任を好み、人君の壽、政を以て年あり。百姓天厲ならず、六畜遮育し、五穀遮熟して、然る後に民力用ふるを得べし。鄰國の君俱に不賢にして、然る後に王たるを得んと。俱に賢ならば若何と。曰く、忽然卿を易へて移り、忽然事を易へて化し、變じて名を成すに足り、弊を承けて民之を勤め、種を慈して民富み、言に應じ感を待ち、物と俱に長ず。故に日月の明風雨に應じて種う。天の覆ふ所、地の載する所、斯の民の良なり。有らずして天地を醜とするは、天子の事にあらざるなり。民變じて變する能はず。是れ税に革を傳くるなり。革ありて革する能はずは、服すべからざるなり。民は信に死し、諸侯は化に死すと。

① 之を用ふるとは政を用ふるなり ② 天地の地は衍字なり ③ 難は立なり ④ 修靡の道に通ずるときは士をして欲する所を得しむる故に、士は我に親むに至る ⑤ 政事を爲すを好むなり ⑥ 強くして能く斷じ仁にして能く人に任ず ⑦ 人君の壽は、政の善惡を以て、其の長短をなし ⑧ 百姓は、短命又は疫疾かし ⑨ 六畜

弊而民勸之。慈種而民富。應言待感。與物俱長。故日月之明。應風雨而種。天之所覆。地之所載。斯民之良也。不有而醜。天地。非天子之事也。民變。而不能變。是稅傳革。有革而不能革。不可服。民死信。諸侯死化。

は多く育し、五穀は多く熟し、此くして始めて民力を用ふべし。此の際鄰國君俱に不賢ならずば、我は王たるべし。忽然卿大夫を易へて、今迄の方針を變じ、忽然政事を易へて、變化すれば、名を成すに至る。以上言ふ如く、善く變化する故に先代の弊を承け繼ぐも、名を成すを得て、民は業に勤勉し、又禮樂を慈愛し、之を補助する故に、民富むに至る。言ふは、他の説言に對照して對へ、他の已れに感ずるを待ちて動き、天に應じ人に順ふ故に、物と俱に長ずるを得。言ふは、耕作すべき日月を明察し、風雨の便宜に應じて、種ますれば苗必ず蕃殖す。言ふは、天地の間、新民に對する良君主なりと。上に言ふ如き事あらざして天地の化育を醜とするは、天子の事にあらざるなり。若し人民が善く變ずるも、君の變ずる能はざるは、税(はし)に革を傳けたる如く、外見は善なるも、眞の革ならざる如し。又人民は改革せるに君の改革せるは、民を服する能はず。民は上に信あれば、爲に死を惜まざ。諸侯は天子の徳化に感じて死を惜まざ。

請問諸侯之化弊。弊也者。家也。家也者。以下因人之所重而行之。吾君長來。君

諸侯の化弊を請ひ問ふ。弊なる者は家なり、家なる者は、人の重する所に因りて之を行ふを以てなり。吾が君、長に獵を來す、君虎豹の皮を長にす。功力を用ふるの君は、金玉幣を上ぶ、戰を好むの君は、甲兵を上ぶ。甲兵の本は、必ず田宅を先にす。今吾が君戰はば、請ふ、民の重する所を行へ。飲食なる者な

長_二虎豹之皮_一。用_二功力之君_一。上_二金玉幣_一。好_二戰之君_一。上_二甲兵_一。甲兵之本。必先_二於田宅_一。今吾君戰。則請行_二民之所_一。重_二飲食者_一也。修樂者也。民之所_二願也_一。足_二其所_一。則_二願也_一。其_二所_一。願也。則_二能_一用_二之_一。今使_二衣_一皮而冠_二角_一。食_二野草_一。飲_二野水_一。孰_二能_一用_二之_一。傷_二心者_一。不_二可_一以_二致_一功。故_二嘗_一至_二味_一。而_二罷_一至_二樂_一。

り、侈樂なる者なり、民の願ふ所なり。其の欲する所を足し、其の願ふ所を贖さば、能く之を用ひんのみ。今皮を衣て角を冠し、野草を食ひ、野水を飲ましめば、孰れか能く之を用ひん。心を傷る者は、功を致すべからず。故に至味を嘗めて、至樂に罷れ、卵を雕して、然る後に之を淪、椽を彫して然る後に之を爨す。丹沙の穴塞がざれば、商賈は處らず。

● 化弊とは、舊慣の久しき、弊害を生ずるものをいふ ● 言ふは、弊害は家に生ずるものなり。家は諸侯の宮をいふ ● 官中の事は、他より言ひ難きこと多し。故に慣行の久き途に弊を生ず ● 吾が君は長に繼者を棄すは、虎豹の皮を常に好まる、故なり。人の功力を用ふるの君は、金玉幣を貴ぶ。之を用ひて功勞の人を賞せんとなり。長は常なり。吾君は、管子が桓公を指す ● 戰を好む吾が君は、甲兵を貴ぶるが、甲兵を備ふるには、田宅より賦税を取らざるを得ず ● 言ふは、吾が君若し賤はんと欲せば、願くは民の重んずる所の事を行へとなり ● 飲食侈樂は、俱に民の重んじ願ふ所なれば、其の願を充足せば、民を用ふることを得 ● 言ふは、皮と衣角を死し、野草を食ふ禽獸の如き状態にあらしめば、孰れか君の爲に力を致さんとなり ● 凡そ心を貧富に傷る者は、俱に功を致さしむる能はず ● されば至味を嘗め、至樂につかれ、其の極は卵を彫鑿して後に之を爨、薪を彫刻して後に之を焚くといふ如き、奢侈の度を爲し難すに至る者は、決して功を致す能はず。淪は煮なり、椽は薪なり ● 丹沙の穴とは、丹沙化して黄金となるといふ故事より、金穴といふことに用ふ。言ふは、皆丹沙の穴に走り、粟塵せめて穀に足らずと

而雕卵。然後淪之。彫椽。然後爨之。丹沙之穴不塞。則商賈不處。

富者は之を靡し、貧者は之を爲くる。此れ百姓の生を怠る。百振して食し、獨り自ら爲にするにあらずして、之が爲に畜化す。其の臣を用ふる者は、予へて之を奪ひ、使ひて之を輟め、徒に以て之を富まし、父しく繋ぎて之を伏し、虚爵を予へて之を驕らし、其の春秋の時を收めて之を消ふ。我に襍禮ありて之に居き、時に其の強き者を擧げて之を譽む。強くして事に服せしむべし。辯は以て辭を辯じ、智は以て招請し、廉は以て人に標し、堅強以て六に乘じ、其の徳を廣めて上位を輕すれば、之を使ふ能はずして流徙す。此れを國亡の郊と謂ふ。

● 富めるには財を費やさしめ、貧しき者には之をつくらしむ ● 故に百姓の生業を怠る者あるも、終に百方置振して食を求むるは、自ら爲にするのみにあらず、富者の爲に畜化即ち畜積及貿易の業を助くるなり ● 臣を用ふるに、予養使止宜きに從ひて之を爲し、或は徒に富ましめんと謂ひ、久しく繋ぎ置きて之を伏せしむ。父は久なりと、某氏の説なり ● 雖其の爵を尊くして、事を任ぜず ● 春秋に富者の收得する利を、官自ら收得して愛用す。此の段は、侈靡の者を制御する術歟なり ● 我に小禮を爲す者は之を居き、時に其の中の強き者を擧げて之を譽め、他日の用を俟つ ● 強き者は、事に服せしむべし ● 口辯ある者は、辭命の用を爲さしむべし ●

富者靡之。貧者爲之。此百姓之怠生。百振而食。非獨自爲也。爲之畜化。用其臣者。予而奪之。使而輟之。徒以而富之。父繫而伏之。予虚爵而驕之。收其春秋之。時而消之。有禮我而居之。時舉其强者。以譽之。強而可使服事。辯以辯辭。智

以招誘。廉以
標人。堅強以
乘六。廣其德。
以輕上位。不
能使之。而流
徙。此謂國亡
之鄰。
故法而守常。
尊禮而變俗。
上信而賤文。
好緣而好駟。
此謂成國之
法也。爲國者。
反民性。然後
可以與民威。
民欲逸。而教
以勞。民欲生。
而教以死。勞
教定。而國富。
死教定。而威

習ある者は、招きて誘導に與からしむ。廉潔なる者は、衆人の標式となすべし。六は、上に言ふ子奉、使候、徒訓、八聖、虚辭、收時なり。此の六事を堅強の心を以て運用するは、人君の要事なり。若し人臣が其の徳を廣めて上位を輕んずるときは、君之を使ふ能はざる故に、之を轉移して福を爲す能はざらしむべし。此れ亡國の鄰(ひま)を爲すものなればなり。

故に法にして常を守り、禮を尊びて俗を變じ、信を上びて文を賤み、縁を好みて駟を好む。此れを成國の法と謂ふなり。國を爲むる者、民性に反し、然る後に民と戚むべし。民は逸を欲して教ふるに勞を以てし、民は生を欲して教ふるに死を以てし、勞教定りて國富み、死教定まりて威行はる。聖人は陰陽理る、故に外を平にして中に險し。故に其の情を信る者は、其の神を傷る、其の質を美にする者は、其の文を傷る。化の美なる者は、其の名に應ず。其の美を變ずる者は、其の時に應ず。其の端を兆する能はざる者は、菑之に及ぶ。故に地の利に縁り天の指に承從す。辱は其れ死す。國を開き辱を閉ぢ、其の地の利に縁るを

行。聖人者陰陽理。故平外而險中。故信其情者。傷其神。美其質者。傷其文。化之美者。應其名。變其美者。應其時。不能兆其端者。首及之。故緣地之利。承從天之指。辱其死。知三其緣地之利者。所以參天地之吉綱也。承從天之指者。動必明。辱其死者。與

知る者は、天地の吉綱に參する所以なり。天の指に承從する者は、動必す明なり。辱其れ死する者は、其の人を失ふと同じ。公事は道必ず行はる。其の國門を開く者、之を玩ぶに善言を以てす。其の辱を奈ん。神次を知る者、犠牲と其の珪璧とを操り、以て其の罪を執り、家の小害は、小を以て大に勝つ。其の中を員にして其の外を辰にし、復た強を畏る。其の虛を長じて物正し、以て其の中情を視ると。

● 法を立て、其の常を守る ● 禮を尊びて俗を善くす ● 信實を貴びて虚文を賤しむ ● 縁は因なり、事は、因縁を以てせば容易なり。駟は、牙脰、實質の仲に立ち、彼此の情を通ず。國ををさむるに、此の事を要することあり ● 民性に反すとは、後の逸に反して勞を教ふる云々を指す。力を耕田に致し、適あれば防禦し去らざる如き、教ふるに勞又は死を以てするなり ● 陰陽に法りて法を爲す ● 其の外平易をしめすは陽にして、其の中を險険にし測知すべからざらしむるは陰なり ● されば情を伸ばす者は、神を傷り、質の美なる者は、物之を文にする能はず ● 治化の美なる者は、事と名と相應す ● 治化の美は變ずべからざるも、時と場合變じざるべからずして、之を即ずることあり ● 預め事の發端を卜知する能はざる者は、災害身に及ぶを免れず ● 毀辱せらるべき様の事を驅ぐれば、身死するを免れず ● 天地の吉綱にかなふものなり。物を生ずるは、天の綱、物を成すは地の綱なり。此の道に通はざれば、天地の化育に參して、財を殖するを得べし ● 毀辱せらるべ

其失人。公事則道必行。開其國門者。玩之。以善言。奈其學。辱知。神次者。操。性與。其珪璧。以執其學。家小害。以。小勝。大。員。其。中。辰。其。外。而。復。畏。強。長。其。虛。而。物。正。以。視。其。中。情。

き事を行ひ死する者は、人心を失へる者なり。公共の事は、其の道必ず行はる。國門を開いて、人の言を容る、者には、人の玩ぶに善言を以てすべし。然も或は瑕辱の言を以て來らん。故に衆言必しも従ふ能はず。是瑕なり。神に事ふるを以て、大國に事ふるに慮ふ。言ふは、神に事ふるに犠牲と珪璧とを捧り、又爵を執りて祭る如く、大國に事ふるに家の貨財を費し、小害あるも侵略の大害を免る。是れ小を以て大に勝つなり。學は酒爵なり。又其の中心を圖にして固執せず、其の外は時辰の場合に應じて變化し、強者を畏敬し、謙虛の心を長せば、外物自ら正しく我を侵すことなし。此くして又他の中情を觀察すべし。

公曰。國門則塞。百姓誰敢放。胡以備之。擇天下之所。當擇。人天之所。戴。而。垂。付。其。身。此。所。以。安。之。也。強。與。短。而。立。齊。國。

公曰く、國門は塞ぐ。百姓誰か敢て敖せん。胡を以て之に備へんと。天下の宥くる所を擇び、鬼の當る所を擇び、人天の戴く所を擇びて、亟に其の身を付す、此れ之を安する所以なりと。強と短とにして齊國に立つ、之れ若何と。高く之に名を予へて之を擧げ、重く之に官を予へて之を危くし、因りて其の能を責め、以て之に隨ひ、猶傲めば之を疎くし、人をして之を圖らしむるなかれ。猶ほ疎なれば、之を數し人をして之を曲けしむるなかれ。此れ之を爲むる所以なりと。

之若何。高予之名。而。舉。之。重予之官。而。危。之。因。責。其。能。以。隨。之。猶。傲。則。疎。之。毋。使。人。圖。之。猶。疎。則。數。之。毋。使。人。曲。之。此。所。以。爲。之。也。大。有。臣。甚。大。將。反。爲。害。吾。欲。優。患。除。害。將。小。能。察。大。爲。之。奈。何。潭。根。之。毋。伐。固。事。之。毋。入。深。聖。之。毋。潤。不。儀。之。毋。助。章。明。之。毋。滅。生。

既に國門を塞ぎたるに、百姓何人か敢て敖語する者あらん、又何等の預備すべきことありや。語は不肖の語なり。天下の下は、衍字なり。言ふは、天の佑くる所の人を擇ぶ。言ふは、鬼神の心に當る人を擇ぶ。人天の天は衍なり。言ふは、人の敬戴する人を擇ぶ。以上の如き人を擇びて、其の身に重任を付與することは國を安んずるの道なり。桓公曰く、強有力者と短才と、齊國に並び立たば若何せん。對て曰く、高く名を予へて、之を擧用するに便にして強者を悦ばしめ、重く官を予へて、才短者を危ましめ、此くして其の能を責め、其の後に隨ひ視れば、強と短との別分明となる。我に對む者は之を疎くして、我を圖る能はざらしめ、又疎なる者は數々之を見て、人を屈せしめず、此くすれば強者は我を侵さず、短者は我に近づくを得て、兩つながら撫御することを得。

大れ臣ありて甚だ大なり、將に反りて害をなさんとす、吾患を優にし、害を除かんと欲す。將に小能く大を察せんとす。之を爲す奈何と。潭根之れ伐るなかれ。固事之れ入るなかれ。深聖之れ潤らすなかれ。不儀之れ助くるなかれ。章明之れ滅するなかれ。生榮之れ失ふなかれ。十言の者も、此の一に勝たず。凶と雖も必ず吉、故に平にして滿つ。

榮之毋失。十言者。不勝此。一。雖凶必吉。故平以滿。

無事而。以待有事。而爲之若何。積者立。餘日而修。美車馬而馳。多酒醴而靡。千歲無出食。此謂本事。縣人有主。人此治。積之市。一人積之。下。一人積之。上。此謂利無常。百姓無實。以利

鬻は其の深情を探るとあり。若し深く彼れの情を探るときは、彼をして怒らしめ我を害する恐あり。故に測らず即ち盡くすなかれ。不備は不義なり、義は明なり。彼れ章明の行あるとき、之を掩ひ隠すなかれ。彼れ生榮の道あるとき、之を失はしむるなかれ。言ふは、以上は皆至要の言にして、他の十言に勝る。能く上に述べたる事を行へば、國凶運なるも必ず變じて吉となる、故に平和にて財貨滿つ。

事なくして總め、以て有事を待つ、之を爲す若何と。積む者餘日を立てて侈り、車馬を美にして馳せ、酒醴多くして靡す。千歳出で食ふなし。此れを本事と謂ふ。人を縣る主あり。人此に用を治む。然而れども治めずして之を市に積み、一人之を下に積み、一人之を上積み。此れを利常なしと謂ふ。百姓實なし、利を以て首となす。一上一下唯利の處る所なり。利ありて然る後に能く通じ、通じて然る後に國を成す。利靜にして化せず、其の出づる所を觀て、從ひて之を移す。其の使ふべからざるを視て、因りて民等をなし、其の名を好む者を選びて、民に長たらしむ。好みて已まざる、是を以て國紀となす。功未だ成らざる者は、獨り名づくべからず。事未だ道あらざる者は、名を言ふべからず。功を成して然る後に

獨り名づくべし。事道ありて然る後に名を言ふべし。然る後に承けて醉を致すべし。

又問ひて曰く、無事の日に財を集め、有事の日に備ふるの法若何と。答ふ、財を積む富人に、暇日を與へて侈らしめ、車馬を美にし、酒醴に耽らしめて、財を散ぜしめば、貧者は爲に財を得て、他國に出資することなく安んじて應事を勤むるを得。此れを本を務むるの事といふ。既は、尹知章云ふ、聖廟なり。人を聖廟せんと欲せば、必ず主とする所あらしめ人此に始めて財用を治む。然るに上の人爲に之を治めずば、空しく之を市に積むのみ。利上にあれば上、利下にあれば下と、唯利の在る所に赴くなり。處は在なり。利靜とは、積みて通ぜざるなり。然るときは、其の出すべき所を觀察して之を移動す。此れ人を使ふ道を言ふ。先づ使ふべからざる者を視て、民等を爲し、上下九等に分つ。名を好みて已まざる者は、志大なれば、國家を綱紀するの官に任ずべし。成功なき者は、才能の名を得ずる能はず。事の道に合はざる者は、其の名を言ふを得ず。功成り事道ありて、然る後に、之をして國事を奉承して君より爵祿の報酬を受くべし、醉は報酬なり。

爲首。一上一下。唯利所處。利然後能通。通然後成國。利靜而不化。觀其所出。從而移之。視其不可使。因以爲民等。擇其好名。因使長民。好而不已。是以爲國紀。功未成者。不可獨名。事未道者。不可以言名。成功。然後可。以言名。然後可。以承致醉。

先其士者之爲自犯。後其民者之爲自

其の士に先だつ者の自犯をなし、其の民を後にする者の自贖をなし、國位を輕する者は、國必ず敗れ、貴戚を疎にする者は、謀將に泄れんとす。異國の人を仕へ

贈輕國位者。國必敗。疎責威者。謀將泄。毋仕異國之人。是爲失經。毋數變易。是爲敗成。大臣得罪。勿出封外。是爲漏情。毋數據大臣之家。而飲酒。是爲使國大消。三堯在。威於縣。返於連比。若是者。必從是。聖亡乎。辟之若尊。譚未勝。其本亡。流而下。不令。苟下不治。

しむるなかれ。是れを經を失ふとなす。數變易するなかれ。是れを成を敗るとなす。大臣罪を得ば、封外に出すなかれ。是を情を漏らすとなす。數大臣の家を據りて酒を飲むなかれ、是を國をして大消せしむとなす。三堯在り。縣に威れ、連比に返る。是の若き者は、是れより黜亡せんか。辟之ば、尊譚して未だ其の本に勝へざるが若し。亡流して下らん。令を平にせず、苟も下して治まらず、高下の者相待つに足らず。此れを殺と謂ふと。事立ちて壞るゝは何ぞや、兵遠くして畏るゝは何ぞや、民既に聚まりて散するは何ぞや。安を輟めて危きは何ぞやと。功成りて信ぜざる者は殆し。兵強くして義なき者は残す。附近に謹ずして、遠き者を來さんと欲するは、兵信びず。

● 士の才徳ある者は之を推擧すべきに、己れ先きだつて自薦するをいふ ● 先づ民を勝たらずすべし之を後にして己れの家を肥(こやし)すをいふ ● 國を輕んずる者は、凡庸の人に國事を任ずる故に、國敗る ● 近臣には必ず貴戚に往來する者あり。されば君たる者、貴戚を疎んずるときは、誰必ず泄れん ● 我が族類にあらざれば心異なり、此れ國の常を失ふものなり ● 數々官を易ふれば、功を成す能はず ● 大臣の罪を得し者封

高下者。不足。以相待。此謂。殺事立。而壞。何也。兵遠。而長。何也。民既。聚而散。何也。輒安。而危。何也。功成。而不信者。殆。兵強。而無義者。殘。不謹於附近。而欲來遠者。兵不信。

場を出づれば、必ず國情を他に漏らし怨を報ぜん ● 大臣の家を遊樂するときは、威權殺れに在り、國威消するに至る ● 三堯は、堯の如き者三人といふことにて、賢者に喩ふ。賢者在るも、之をして驕に威れて比戸の民たらしむる如き國は、必ず敗亡す。尹知章云ふ、堯は堯の字取なり ● 三堯を用ひざる者は、譬へば徒に高談するも、談ずる所の本源に據る能はずして、失亡流下するのみ ● 命令を公平にする能はず、徒に命を下すのみ貴國高下相當の體を以て相待つ能はず。此の如きは、君自ら其の身を殺すといふ ● 四の何ぞやは、相公の間なり。畏るは畏れずの誤 ● 功成るも、人其の才徳を信ぜざる者は身殆し ● 人に殘害せらる ● 兵力伸びざるなり

略近臣。合於其遠者。立亡。國之起。毀國之族。則兵遠而不長。國小而修大。仁而不利。猶有爭名者。累哉。是也。聚聚之力。以兼人之強。

近臣を略して、其の遠きに合ふ者は立つ。國の起を亡し、國の族を毀つときは、兵遠くして畏れず。國小にして修大、仁にして利せず、猶ほ名を争ふ者あり。累なるかな是れや。聚の力を樂みて、人の強を兼ね、以て其の害を待つは、聚と雖も必ず散す。大王は、衆を恃ますして自ら恃み、百姓自ら聚る。供して而る後に之を利す、成りて害なし。威を疎じて外を好み、仁を以てするを企てて謀泄れ、賤寡にして大を好み、此れ危き所以なり。

以待其害。雖聚必散。大王不恃衆而自恃。百姓自聚。供而後利之。成而無害。疎威而好外。企以仁而謀。濫賤寡而好大。此所以危。衆而約。實取而言讓。行陰而言陽。利人之有禍。言人之無患。吾欲獨有是。若何。是故之時。陳財之道。可以行也。利散而民察。必放

● 近臣を粗略にして、反て遊きに合ふ様にする者は、功立つと雖も、終に墮る。暴語に、立つは立つと雖も、必ず墮るとあるべしとあり ● 國の起る所以を失ひ、宗族を毀滅せば、たとひ遊きに及ぶも、國民離反するに至り敵國畏れず ● 國小なるに、遠大の策を修め、陽は仁道を標榜するも、國利を謀らざ、徒らに名を争ふものは累を其の國に及ぼすものなり ● 多聚の力を恃みて、他人の強者を兼並し、又其の害に備ふる如きは、民を勞苦せしむこと甚しく、聚と雖も必ず離散す ● 大王は、周の大王なり。大王は衆を恃みとせずして、自らの徳を恃み、狄人の難を避けて國を去り、岐山の下に之きたるに、百姓王を慕ひて自ら聚れり ● 先づ百姓の需用するものを供給して、而る後己れ亦其の利に類る。故に功成りて害を受けず ● 刑威を陳じて外人を好み、仁を用ふるを企て、謀外に泄れ、身隨く坑窟くして、遠大なる策を好むは、危き所以なり

衆にして約にし、實は取りて言は讓る。行は陰にして言は陽なり、人の禍あるを利し、人の患なきを言ふ、吾れ獨り是れあらんと欲す、若何と。是れ故の時財を陳するの道にして、今に行ふべきなり。利散じて民察す、必ず之を身に放きて、然る後に行はると。公曰く、何を謂ふやと。喪を長じ、其の時を陳し、重く葬を送りて身財を起し、一親は往き一親は來る、親を合す所以なり。此れを衆約と謂ふと。

之身。然後行。公曰。謂何。長喪。以觀其時。重送葬。以起身財。一親往。一親來。所以合親也。此謂衆約。問。用此若何。巨瘞培。所以使貧民也。美壘墓。所以文明也。巨棺槨。所以起木工也。多衣衾。所以起女工也。猶不盡。故有次浮也。有差樊。有瘞藏。作此相食。然後

● 人衆くして之を用ふる約に、實は其の利を取りて、言は之を讓り、其の行は陰にして視難く、言は陽にして明し易く、心に人の禍あるを利して、口に其の患なきを言ふ。此の如き謀略を人に曉らしめずして、己れ獨り有せんと欲す、之を爲す若何んと。以上桓公の問なり ● 故は古なり。言ふは、古へ財を府庫に陳列するの道なりと ● 然も利民に散ずれば、民察して知る。故に人君之を身に置きて、民に知らしめずして始めて行はる ● 喪に居るの時を長くし、其の時を觀くしとは、久く備置に居るなり。備置は、喪中居る所の假屋なり ● 重く葬を送り、財を賈ししむ、故に下民は之に由りて、身の財を起す ● 喪に居るの日長く、葬を送るの禮重く、一親去り一親來り、其の親族を聚合するなり。此れ人衆きも、之を用ふる約なるなり

問ふ、此れを用ふる若何と。瘞培を巨にするは、貧民を使ふ所以なり。壘墓を美にするは、文明にする所以なり。棺槨を巨にするは、木工を起す所以なり。衣衾を多くするは、女工を起す所以なり。猶ほ盡さず、故に次浮あるなり。差樊あり、瘞藏あり。此れを作して相食みて、然る後に民相利し、守戰の備合す。郷は俗を殊にし、國は禮を異にすれば、民流れず。法を同じくせざれば、民郷に困まず、丘老通ぜず。流散を誅するを觀るときは、人眺めず。郷に安んじ宅を樂み、享祭し、謳吟稱號する者は、皆誅す。民俗を留むる所以なり。方井田の數

民相利。守戰之備合矣。鄉殊俗。國異禮。則民不流矣。不同法。則民不困。鄉。丘。老。不通。視。誅。流。散。則人不眺。安。鄉。樂。宅。享。祭。而謳吟。稱。號者。皆誅。所以留民俗也。斷。方。井。田。之。數。乘。馬。甸。之。衆。制。之。陵。谿。立。鬼。神。而。謹。祭。皆。以。能。別。以。爲。食。數。示。重。本。也。故。地。廣。千。里。者。祿。

を斷じ、甸の衆に乗馬し、之が陵谿を制し、鬼神を立てて謹祭し、皆能を以て別ち、食数をなす、本を重するを示すなり。故に地の廣きこと千里なる者は、祿重くして祭尊し。其の君餘地なし。他と一の若き者は、從ひて之を艾む。君始は一の若き者を艾め、殺すると殺するに于いて一の若き者にとに從ふ。從ふ者艾む。一の若き者を艾む。殺と殺に于いて一の若き者にとに從ふは、封なきより始む。王事は上ぶ。王者は事を上ぶ。霸者は功を生ず。本を重するを言ふ。是れ十萬をなし分免して争はず。言ふは人に先にして自ら後にするなり。

● 極指は那穴なり、互は大なり。之を大にするは、首領を殺して錢を得しむるなり。● 塚を美にするは、賞を殺使す。文明とは、俗に言ふ立派なり。美といひ文明といふは、同意にして文を互にせしめしのみ。● 以上の如くして猶益さずとし、次の華飾あり。● 墓を圍む樊籠なり。● 那穴に埋むる器具なり。● 以上の如きは、皆貧民を殺し、錢を得しむる方法なり。此くして民各利を守り、守賊の備全きを得。● 他の那國は、俗禮を異にする故に、民其の故郷を去れば、困難するを以て他へ流移せず。● 他郷は、吾が郷と法を異にする故、民外に向ふ心なく、其の故郷を困難の所となさず。故郷の丘山中に一を生を過して、他邑に通ぜず。● 且又國法に於て、他へ流亡逐散する者を誅するを觀れば、敢て他郷を眺めて走ることなし。● 此くして人皆郷宅に安んじ樂み、先師を享祭す。萬一他國を思望し、謳歌稱號に發する者は、之を誅す。此れ民が郷を去るを重んずる風を保存する方策なり。● 方里にして井田となし、其の數を斷定す。● さて井十六を丘と稱し、四丘を甸と稱し、甸の民衆に、長一乘と馬四匹を出さしむ。● 又大國深谿ある毎に、此に神祠を置きて民をして祭らしむ。● 又民の才能によりて、食糧の多少を區別す。以上井田乘馬祭祠は、皆國政の本源なり、故に本を重んずるといふ。● 君餘地なきときは、國を立つる能はず。故に地の肥瘠、他の那田と同一なるものあらば、之を開墾して、財を充足せざるべからず、又は又、治むるなり、變治するをいふ。● 君は相公なり。言ふは、民が地の肥瘠、他の那田と一の若きものを開墾したるとき、君は始め之に稅するに、那田と開墾地との減稅を比較して、宜しきに従ひ課稅すべし。● 以上の如くすれば、民は稅の輕きを悅びて、上の令に従ひ、那田と肥瘠同一のものを變治し、其の減稅は封なきものより始む。井田の如きは、封あり、方里にして制するものは、新たに開墾せし田に施す能はず。● 王者は新墾地輕稅の法を貴ぶ。● 王者は務めて事を行ふを貴び、霸者は利を生ずるを貴ぶ。是れ本を重んずるなり。● 再は那耕、十人並ひ耕すの意、然しも十人に限るにあらず、成數を擧ぐるなり。此の如く分明に論じて、新墾地を精耕して、其の利を争はず。此れ人を先にし己れを後にするを言ふなり。

重而祭尊。其君無餘地。與他若一者。從而艾之。君始者。艾若一者。從乎殺。與子殺若一者。從者艾。艾若一者。從子殺。與子殺若一者。從無封始。王事者上。王者上事。霸者生功。言重本。是爲二十萬。分免而不爭。言先人而自後也。

官禮之司。昭穆之離。先後功。器事之治。

官禮の司は、昭穆の離あり。先後の功、器事の治り、鬼を尊びて故を守る。戰事の任は、功を高くして死を下しむ。木事は功に食ましまして利に省み、臣を勸む。

尊鬼而守故。戰事之任。高功而下死。本事。食功而省利。勸臣。上義。而不能與。小利。五官者。人爭其職。然後君聞。祭之時。上賢者也。故君臣。掌。則上下均。此以知。上賢無益也。其亡。茲適。上賢者亡。而役賢者昌。上義以禁暴。尊祖以敬。祖。祭宗。以朝。殺。示不輕爲。

義を上げて小利に與ふる能はず。五官は、人其職を争ひ、然して後君聞ゆ。祭るの時は、賢者を上ぶなり。故に君臣掌る。君臣掌れば則ち上下均し。此の以に知る、賢を上ぶの益なきとを。其亡ぶる、茲に適く。賢を上ぶ者は亡びて、賢を役する者は昌ゆ。義を上げて以て暴を禁じ、祖を尊びて以て祖を敬し、宗を聚めて以て朝殺す。主たるを輕んぜざるを示すなり。祭を載ひて明置すと。高子之を聞きて以て中寢諸子に告ぐ。中寢諸子は寡人に告ぐ。朝に舍して鼎饋せず。中寢諸子、宮中女子に告げて曰く、公將に行くあらんとす。故ぞ行を送らざるぞと。公言ふ、行くこと無し。女安に之を聞けると。曰く、之を中寢諸子に聞くと。中寢諸子を索めて之を問ふ。寡人行くことなし。女安に之を聞けると。吾れ之を先人に聞く、諸侯の朝に舍し、鼎饋せざる者は、外事あるにあらざれば、必ず内憂ありと。公曰く、吾れ女と若に及ぶを欲せず。女の言至る。女と若の言に及ぶ母きを得ず。吾れ諸侯を致さんと欲すれども、諸侯至らざるは、若何

主也。載祭明。置。高子聞之。以告中寢諸子。中寢諸子告寡人。舍朝不鼎饋。中寢諸子告宮中女子。公將有行。故不送。行。公言。無行。女安聞之。曰。聞之中寢諸子。索中寢諸子而問之。寡人無行。女安聞之。吾聞之。先人諸侯舍於朝。不鼎饋者。非有外事。必有内憂。公

せんと。女子は諸侯を致すを辨せず。吾れ汚殺の事を爲さざるより、人の布織、得て衣るべからずと。故に聖人ありと雖も、悪くに之を用ひん。能く故道・新道を摩して、國家を定め、然る後に時を化せんか。國貧にして鄙富めば、美を朝に直して、國に市す。國富みて鄙貧なれば、盡く市するに如くはなし。市なる者は、勸なり、勸は本を起す所以なり。善にして末事起る。侈ならざれば、本事立つを得ず。賢を選び能を擧げんとするも得べからずんば、惡ぞ不服を伐つとを用ふるを得ん。百夫も長なくんば、臨むべからざるなり。千乗の道あるは、修むべからざるなり。

官位を尊るもの。祖先の廟を昭穆二列にならべ、相位次なるをいふ。雖は、位次の別なり。功に大小あり、器に精粗あり、各其前後の差を定むるなり。其享祭の禮を謹み、古典を守るをいふ。其功あるを謂ひ、其功なきを省く。則ち臣勸むるなり。大義を上げて小利に與ふる能はずと也。五行によりて配當せられたる百官が、各争ひて其職につとむれば、國治る。故に君名天下に聞ゆとなり。臣能く君の事を行ふ故なり。賢をたつとふは、國に益なきのみならず、又君臣の分を亂し、遂に國を亡すにいたると也。朝は舊朝なり。宗族を聚會して、以て盟殺の禮を朝に行ふ。族長といふなり。屬隸なる者は、宗族と雖も猶ほ之を殺ぐ。以て輕くし

曰。吾不欲與女及。若女言至焉。不得母與女。及若言。吾欲致諸侯。諸侯不至。若何哉。女子不辨於致諸侯。自吾不爲汚殺之專。人布織。不可得而衣。故雖有聖人。惡用之。能。故通新通定。國家。然後化時乎。國貧而鄙富。直美於朝。市國。國富而鄙貧。莫盡如市也。市也者。勸者所以起本。善而末事起。不修本事。不得立。選賢舉能。不可得。惡得。伐不服。用。百夫無長。不可臨也。千乘有道。不可修也。

夫紂在上。惡得伐。不得。鈞則戰。守則攻。

て人主ならざるを示すなり。行也、即ち相公が既に経事を行ひ、其器を撤せず、分明に之を設置すと也。野の大夫、婦官、常禮は、退朝の後、朝服して食ふ。然るに今然らず、故に之を怪しむ也。野禮は、肉を鼎にみたくして之をまくる也。何故に公を送らざる也。此也、即ち、われは汝と此言を論ずるを故せずと也。婦人は外政にあづからず。故に諸侯を致すの理に明ならずと也。汚は垢汚を去る處にて、洗濯。發は削にて、裁縫。苟も先づ自ら下らざれば、聖人ありと雖も、將たいづくに之を用ひんとせん。言ふは、必ず之を致す能はずと也。故道は先王の道。新道は新しき故道。厚は、對照研究する也。國は國部。鄙はるなか。即ち、國朝賞にして邊鄙賞めば、邊鄙の邑は、必ず美なる舊直財貨を朝にみくりて、以て市を國部に開くと也。全部に市を開きて、貨財を均等にすにしくはなしと也。勸は民の心をほげますと也。本は本事にて、農業。商業。もし實なくんば、百夫の長の如き僅のことも、人之をなすなすと也。千乘の小國と雖も、道あれば、怨を修むるため、之を伐たんとし、伐つべからずと也。

夫れ紂、上に在り、惡ぞ伐ち得ざるを得ん。鈞しければ則ち戦ひ、守れば則ち攻む。百蓋策なく、千聚社なきは、之を陋と謂ふ。一舉して天下を取る、事ある

百蓋無策。千聚無社。謂之陋。一舉而取天下。有事之時也。萬諸侯鈞。萬民無聽。上位不能爲功。更制其能。王手緣。故修法。以政治道。則約殺子。吾君故取。夷吾謂替。公曰。若何。對曰。以同。其日久。臨可立。而待鬼神。不明。囊囊之食。無報。明厚德也。沈浮。示輕財也。先立

の時なり。萬諸侯鈞しければ、萬民聽くなし。上位、功を爲し制を更むる能はずんば、其れ能く王たらんや。故に緣り法を修め、政を以て道を治むれば、則ち子を殺すを約す、吾が君は故より取らん。夷吾は替へんと謂ふと。公曰く、何若と。對へて曰く、以て同じ。其日久しければ、臨むこと立つて待つべし。鬼神も明ならず。囊囊の食は報なし、厚德を明にするなり。沈浮は財を輕んずるを示すなり。先づ象を立てて期を定めば、則ち民之に従はん。故に禱を爲す、朝に縷綿あるは、財を輕んじて名を重んずるを明にすと。公曰く、同臨。所謂同とは、其先後の智を以て渝る者なり。財に鈞同なれば争ふ。依なれば則ち説ふ。十なれば則ち従服す。萬なれば則ち化す。功を成して識る能はず。而して民期す。然る後に形を成して名を更むれば則ち臨むと。

弱きは守りて強きは攻むと也。蓋は屋也、樂は堂及び牀を樂く也。千聚は千戸の聚即ち百戸、たゞ屋のみありて、堂及び牀を樂かず、千戸の村に亦社を立てざるは、其陋甚しと也。事は一本一事に作る。伐つべき事

象而定期則民從之故爲
 輕財而重名
 公曰同臨所
 謂同者其以
 先後智溢者
 也鈞同財爭
 依則說十則
 從服萬則化
 成功而不可
 識而民期然
 後成形而更
 名則臨
 請問爲邊若
 何對曰夫邊
 日變不可下
 常智觀上也
 未始變而是
 變是爲自亂

あるの時の意 ④ その實力のひとしきなり ⑤ 古法になづみて、新にうつる能はざるを殺す約あらば、君即ち
 相公は之に従はんかと也 ⑥ 管仲 ⑦ 古法になづみて治われれば、他の諸侯と同じくして、其上に出づる能は
 らずと也 ⑧ 其法を新にして、その日久しくば、諸侯の上に臨むを得べしと也 ⑨ 鬼神と雖も、亦其機を明にす
 る能はずと也 ⑩ ふくろに食を入れて人におくる、敢へて其報を人に望まざれば、重厚の徳を明にする所以なり
 と也 ⑪ 牲玉を浮沈して川を祭るをいふ ⑫ 法也、つらして人に示すもの。即ち、先づ法象を立て、豫め
 成功の期を定めば、則ち民よるこびて之に従ふと也 ⑬ 故に將に廟をなさんとして、其の朝、錢と帛とを神廟の
 前に陳ぬれば、民之を見て觸れんとするの期を知り、因りて以て神に祭す。財を輕んじて、鬼神に事ふるの名を重
 んずるを明にする也 ⑭ 同と臨とは何ぞやと也 ⑮ 變也。即ちわが智が彼の先にあらば、我變りて彼に勝ち
 我が智後に在らば、彼れ變じて我に勝つと也 ⑯ 彼の我に依頼するほどの餘裕あるをいふ ⑰ 霸王の形をな
 す也 ⑱ 天下に君臨すと也

請ひ問ふ、邊を爲むるは若何と。對へて曰く、夫れ邊は日に變ず。常智を以て
 觀るべからざるなり。民未だ始より變ぜずして、是れ變ずるに、是を自亂と爲す
 と。請ひ問ふ、諸邊にして其亂に參す、之に任ずるに事を以てし、其謀に因る事を
 と。方百里の地、表を樹てて相望む者あり、丈夫は禍に走り、婦人は食を備へ、内

請問諸邊而
 參其亂任之
 以事因其謀
 方百里之地
 樹表相望者
 丈夫走禍婦
 人備食内外
 相備春秋一
 日敗曰千金
 稱本而動候
 人不可重也
 唯交於上能
 必於邊之辭
 行人不可有
 私不可有私
 以爲內因也
 使能者有主
 矣而內事萬
 世之國必有
 萬世之寶必

外相備ふ。春秋に、一日敗るゝを千金と曰ふ。本を稱りて動く。候人は重んず
 べからざるなり。唯だ上に交り、能く邊の辭を必するのみ。行人は私あるべか
 らず。私あらざるは、内因を爲す所以なり。能者を使はば、主あり、内も事あり。
 萬世の國には、必ず萬世の寶あり。必ず天地の道に因り、其内を使ふ無く、其外
 を使ひ、其小を使ひて、其大を使ふ毋くば、其國寶を棄つ。其れをして大に貴か
 らしめんとして、一たび與へて聖たらしめば、其實に稱ふ。其小を使はば、以て
 道と爲すべし。能なれば則ち專、專なれば則ち佚す。椽ちて能く論ゆるは、論ゆ
 べきに椽づればなり。能く宮して、則ち守らざれば散せず、衆なれば能く伯たり。
 然らざれば將に對を見んとす。君子は人を糾すに勉むる者なり、糾さるゝ者にあ
 らざるなり。故に輕くすべき者は輕くし、重くすべき者は重くして、前後慈せず。
 凡そ輕き者の實を操る、輕を以てすれば則ち使ふべし。重きには輕きを起さしむ
 べからず。輕重齊きあり、重は以て國を爲め、輕は以て死を爲す。全祿するこ

因天地之道。無使其內。使其外。使其小。毋使其大。棄其國寶。使其大賈。一與而聖。稱其寶。使其小。可以爲道。能則專。專則佚。能則裕。則稼於險。能宮。則不守。而不敢。衆能伯。不然而將。見對。君子者。勉於糾人者也。非見料者也。故輕者輕。重者重。前後不慈。凡輕者操實。

と毋れ、國を貧にして用足らず。全賞すること毋れ、徳を好み亡を惡むを常たらしめよと。

邊境 邊境は、彼我相接し、形勢日に變じ、平常の智を以て觀察すべからずと也 ① 民の未だ始より其形を變ぜずして君たる也、之を變ずるは、これ君となりて、自らその機を伺ふなりと也 ② 相公、管仲に請ひ問ふ、諸邊のその亂を參考し、邊吏に任ずるに防禦の事を以てし、其の謀る所に因りて之を用ふ、之をなす如何と也 ③ 四邊に、方百里の地を分ちて一區となし、此一區中に表をたて、相習む者は、丈夫は其難に走り、婦人は其糧食に備へ、左右相繼ぎ、内外相輔り、以て國都に至る。備邊の策、これより善なるはなしと也 ④ 春秋に、一日の數を記して曰く、その賈す所千金。故に人主は富に本をはかりて動くべし。安りに師を出すを得ずと也。稱は量也 ⑤ 斥候、即ち、其難を重くすべからずと也 ⑥ 使人也、つかひ ⑦ 國內の因りて難をなすものなるが故也 ⑧ 使人に能者を用ひば、難を出づるに必ず主とする所あり、其の主とする所の者、内國の事を成さんとすと也 ⑨ 道をいふ ⑩ 國內の人を使はして専ら外人を使ひ、小材を使ひて大材を使はざるは、其國費を業つるなりと也 ⑪ 其臣をも大に賈からしめて、一たび兩位を與へて、卿人たるを得しめば、是れその賈の實に副ふと也 ⑫ 其の小臣を使ふ、其の行ふ所、以て道となすべくして後に之を用ふと也 ⑬ 人を官して能を得ば則ち其事を專にせしむ。其事に專なれば、變耐する必要なく、上は安樂にて功成ると也 ⑭ 變じて能くこゆるは則ち必ず險すべき所に墮るる故なり。故に能く守る者は、人をして險ゆる能はざらしむと也 ⑮ 宮は、周圍の垣。即ち、能く四境を防ずること、垣の居室をめぐる如くせば、自ら守らずして民敵へて散せず、民散ざれば衆なり。衆なれば則ちよく天下に長たりと也。伯は新にて、長也 ⑯ 敵也 ⑰ 上位者 ⑱ 私情に従ひて慈愛せ

也。以輕則可。使重不可。起輕。重有齊。重以爲國。輕以爲死。毋全。

セズと也 ① 事に同じ。才輕き者には、之をして輕事を執らしむれば、得て使ふべしと也 ② 位の重き者に輕事をなましむべからずと也 ③ 均齊を得る也 ④ 全は純也。即ち、人に處するに純なるなかれ。將に國を賞しうして財用足らざらんとすと也 ⑤ 得也、利 ⑥ 失也、損也

請問。先合於天下。而無私怨。犯強而無私害。爲之若何。對曰。國雖強。令必忠以義。國雖弱。令必敬以哀。強弱不犯。則人欲聽矣。先人而自後。而無以爲仁也。加功於人。而勿

請ひ問ふ、先づ天下を合して私怨なく、強を犯して私害なき、之を爲すこと若何せんと。對へて曰く、國、強なりと雖も、必ず忠にして以て義ならしむ。國、弱と雖も、必ず敬にして以て哀ならしむ。強弱犯さずんば、則ち人聽かんと欲す。人を先にして自ら後にし、而も以て仁と爲すなし。功を人に加へ、而も得とするなし。彙する所の者遠ければ、争ふ所の者外なり。明に私交なければ、則ち内怨なし。大と與にすれば則ち勝つ。私交衆ければ則ち怨みて夷吾を殺さん。以て人に財を予ふる者の如し、時を奪ふなきに如かず。以て人に食を予ふる者の如し、其事を奪ふなきに如かず。此を外内の患事故無しと謂ふなり。君臣の際

得。所。礙。者。遠。矣。所。爭。者。外。矣。明。無。私。交。則。無。內。怨。與。大。則。勝。私。交。衆。則。怨。殺。夷。吾。也。如。以。予。人。財。者。不。如。無。奪。時。如。以。予。人。食。者。不。如。無。奪。其。事。此。謂。無。外。內。之。患。事。故。也。君。臣。之。際。也。禮。義。者。人。君。之。神。也。且。君。臣。之。屬。也。親。戚。之。愛。性。也。使。君。親。之。察。同。索。屬。故。也。

なり。禮義は人君の神なり。且つ君臣の屬なり。親戚の愛は性なり。君臣の察をして同じからしむるは、屬の故きを索むるなり。人君をして安からざらしむる者は、屬際なり。謹ますんばあるべからざるなり。賢をば威すべからず、能をばむべからず。事を杜ぐの前に於けるは易きなり。水鼎の汨くや、人々に聚る。壤地の美なるや、人々に死す。江湖の大如き、珠貝を求むる者は、令せざるなり。神を逐ひて熱に遠り、解を交ふる者は處らず、兄んや利を遺つるものをや。夫れ事の中國の人に左り、危國過君を觀て、其能者を弋るは、豈に社主を危くするに幾からずや。利は法にすべからず、故に民流る。神は法にすべからず、故に之に事ふ。天地は留むべからず、故に動き、故を化して新に従ふなり。

● 禮國強くとも、われ之と接し、羣臣をして忠義ならしむ、敢て詐謀を以て之に先んぜざれば、わが命を聽くにいたると也 ● 禮國也 ● 我が命を聽くに至ると也 ● 自ら仁をなしたりと思はぬなり ● 德也、恩 ● 底なき蠶、能く物を包むをいふ。即ち包容する所也 ● 遠大なる也 ● 我を争ふところの者は陳外せると也 ● 私交する所多ければ、則ち人必ず之を怨む。是れ君、夷吾を殺すなりと也 ● 民の時を奪はざれば、財のづから生ずるが故也 ● 事を奪はざれば、食のづから生ずるが故なり ● 上下の交は、常に此くの如くなるべしと也。際は交也 ● 其政治を神にするものなりと也 ● 係屬なり。君臣之によりてつなぐると也 ● 父母をいふ ● 誓詰にいふ、際の誤と ● 親子の交に同じからしむる也 ● 岡の誤 ● 藪因の事を前に懸ぐ意 ● 水の淵中に漂くは、其肉將に懸せんとするなり。故に人々に聚ると也 ● 人之を樂み、死に至るまでも去る能はずと也 ● 今神を祭る者あり。祭を助くる者盡く至る。而も之が祭主たる者、忽ち祭る所の神を逐ひ、懸する所の懸物を逐げば、則ち祭を助け、杯を交へんとする者、皆去りてをらざ、其酒肴を得ざるが爲なり、況んや國家を治めて大利をすつる者、たれか敢て之に就かんとも也。兄は況の古字 ● 中國は國中、左は屏、弋は取也。言ふは、人君の所爲、既に國中の人にもとり、又危國過君の行ふ所を觀、その能を爲す所の者を取りて之にならふ、必ず其社稷を危くせんとも也 ● 利は次を以て拘止すべからず、故に民をして移流せしむと也 ● 天地の變化する道なり

使。人。君。不。安。者。屬。際。也。不。可。不。謹。也。賢。不。可。留。杜。事。之。於。前。易。也。水。鼎。之。汨。也。人。聚。之。壤。地。之。美。也。人。死。之。若。江。湖。之。大。也。求。珠。貝。者。不。令。也。逐。神。而。遠。熱。交。解。者。不。處。兄。遺。利。夫。事。左。中。國。之。人。觀。危。國。過。君。而。弋。其。能。者。豈。不。幾。於。危。社。主。哉。利。不。可。法。故。事。之。天。地。不。可。留。故。動。化。故。從。新。

は、財のづから生ずるが故也 ● 事を奪はざれば、食のづから生ずるが故なり ● 上下の交は、常に此くの如くなるべしと也。際は交也 ● 其政治を神にするものなりと也 ● 係屬なり。君臣之によりてつなぐると也 ● 父母をいふ ● 誓詰にいふ、際の誤と ● 親子の交に同じからしむる也 ● 岡の誤 ● 藪因の事を前に懸ぐ意 ● 水の淵中に漂くは、其肉將に懸せんとするなり。故に人々に聚ると也 ● 人之を樂み、死に至るまでも去る能はずと也 ● 今神を祭る者あり。祭を助くる者盡く至る。而も之が祭主たる者、忽ち祭る所の神を逐ひ、懸する所の懸物を逐げば、則ち祭を助け、杯を交へんとする者、皆去りてをらざ、其酒肴を得ざるが爲なり、況んや國家を治めて大利をすつる者、たれか敢て之に就かんとも也。兄は況の古字 ● 中國は國中、左は屏、弋は取也。言ふは、人君の所爲、既に國中の人にもとり、又危國過君の行ふ所を觀、その能を爲す所の者を取りて之にならふ、必ず其社稷を危くせんとも也 ● 利は次を以て拘止すべからず、故に民をして移流せしむと也 ● 天地の變化する道なり

是。故。得。天。者。高。而。不。崩。得。人。者。卑。而。不。可。勝。是。故。聖。人。重。之。人。君。是。の。故。に。天。を。得。る。者。は。高。く。し。て。崩。れ。ず。人。を。得。る。者。は。卑。く。と。も。勝。つ。べ。か。ら。ず。是。の。故。に。聖。人。之。を。重。ん。じ。人。君。故。を。重。ん。ず。故。に。至。貞。は。至。信。を。生。じ、至。言。は。至。校。を。往。す。至。を。生。ず。る。に。自。ら。道。あり。文。を。以。て。情。に。勝。つ。を。務。め。ず、多。を。以。て。少。に。

重故。故至貞
生至信。至言
往至絞。生至
自有道。不務
以文勝。情不
務以多勝。少
不動。則望有
廣。旬身行。法
制度量。王者
典器也。執故
義道。長變也。
天地若夫神
之動。化變者
也。天地之極
也。能與化起
而王用。則不
可。以道山也。
仁者善用。智
者善用。非其
人。則與神往

勝つを務めず。動かざれば、望、腐あり。身行を旬しくし。法制度量あるは、王者の
典器なり。故の義道を執るは、變を畏るゝなり。天地は夫の神の動くごとく、化變
する者なり。天地の極なり。能く化と起る。而して王よく用ふれば、則ち道を以て
山すべからざるなり。仁者は善く用ひ、智者は善く用ふ。其人にあらざれば、則ち神
と與に往く。衣食の人に於ける、一日を以て違るべからざるなり。親戚は時を以て
大にすべきなり。是の故に聖人。萬民、艱處して立つ。人死すれば則ち云み易く、生
くれば則ち合し難きなり。故に一たびすれば賞と爲し、再びすれば常と爲し、三
たびすれば固より然りと爲す。其の小らく之を行ふや、則ち俗なりとし、之を久し
くすれば則ち禮義なりとす。故に下をして、上の必ず之を行ふべしとなさしむる無
かれ。然る後に商を移して國に入れしむ。人を用ふるにあらざるなり。郷を擇
ばずして處り、君を擇ばずして使はれ、出づれば則ち利に従ひ、入れば則ち守ら
ず。國の山林や、則りて之を利とし、市塵の及ぶ所、一其の本に依る。故に上修

矣。衣食之於
人也。不可。以
一日。違上。也。親
戚。可。以。時。大
也。是。故。聖。人
萬。民。艱。處。而
立。焉。人。死。則
易。云。生。則。難
合。也。故。一。爲
賞。再。爲。常。三
爲。固。然。其。小
行。之。則。俗。也。
久。之。則。禮。義。
故。無。使。下。當
上。必。行。之。然
後。移。商。入。於
國。非。用。人。也。
不。擇。鄉。而。處。
不。擇。君。而。使。出
而。下。靡。而。君。臣
數。一。

にして下靡、而して君臣相け、上下親めば、則ち君臣の財、私藏せず。然らば則ち
ち食り動くも、枳りて食を得。邑を徙し市を移すも、亦數の一たりと。
○ 天意を得る者は、仁人なるが故なり ○ 天と人とを得るをいふ ○ 正也 ○ 信の誤 ○ 結也 ○ 生
の誤 ○ 至極の事 ○ 君子が嚴然として動かざるは、則ち器む者牀の如しと也 ○ 均也。即ち、均平正直な
らしむると也 ○ 國を治むる常器なりと也 ○ 古の通字 ○ 輕躁の人の安りに變ずる所あるを畏ると也
○ 諺の通字、屈也 ○ たゞ仁智の人にして後能く變化を用ふ。苟も其人にあらざれば、則ち變化の機、神と
皆去ると也 ○ 大は豊なり、即ち、父母老ゆ、時を以て其衣食を豐大にすべし。然らざれば、追ふべからざるの
悔あらんと也 ○ 人は靜にし難くして亂れ易きものなるが故也 ○ 親也 ○ や、愚に感ずる心あるをい
ふ ○ 小は暫也、凡そ事、暫くこれを行へば、則ち風俗此の如しとなし、久しく之を行へば、則ち禮義當にかく
の如くなるべしといふ。此れ生人の合し難き所以なりと也 ○ 上にして盜賣なければ、則ち人心定る。然して後
商賈を移して國都に入る。其人を用ふるにあらざるなり。將に以て貨を殖せんとするのみと也 ○ 君と其城を守
らざると也 ○ 山林の生ずる所に則りて、以て賦を出すのみ。又之を賣りて以て其資本の二倍の利を收むと也
○ 上下修靡なれば、則ち食りて利に動く者、廢棄せられて財を失ひ、而して貧民皆食を得と也 ○ 邑は國都
也。即ち、都を徙し市を移すも亦貧民をして食を得しむる數中の一たりと也

問曰。多賢可
 云。對曰。魚鼈
 之不出其淵。樹
 木之勝其霜雪。
 者。不聽於天。
 士能自治者。
 不從聖人。豈
 云哉。夷吾之
 聞之也。不欲
 強能。不服智。
 而不牧。若三旬
 虛期。於月。津
 若出於一明。
 然則可以虛
 矣。故陋其道。
 而薄其所予。
 則士云矣。不
 擇人而予之。
 謂之好人。不

問ひて曰く、^(一)多賢、云むべきかと。對へて曰く、^(二)魚鼈の餌を食はざる者は、其淵
 を出でず、^(三)樹木の霜雪に勝ふる者は、天に聽さず、^(四)士の能く自ら治むる者は、聖
 人に従はず。豈に云まんや。夷吾の之を聞くや、^(五)能を強ふるを欲せず、^(六)智に服せ
 ざれば牧せず。旬、^(七)虚、月を期するが若し。津、^(八)一明に出づるが若し。然らば則
 ち以て虚なるべし。故に其道を陋して、^(九)其の予ふる所を薄くすれば、^(十)則ち士云
 む。人を擇ばずして之に予ふるを、^(十一)之を人を好むと謂ふ。人を擇ばずして之に取
 るを、^(十二)之を利を好むと謂ふ。此兩者を審にして、^(十三)以て處行を爲せば、^(十四)則ち云
 む。方ならざる政は、^(十五)以て國を爲むべからず、^(十六)曲、^(十七)靜の言は、^(十八)以て道と爲すべから
 ず。時を政に節にすれば、^(十九)時と與に往かん。動かすして以て道と爲し、^(二十)齊ひて以
 て行と爲すは、^(二十一)世を避くるの道にして、^(二十二)以て進取すべからずと。陽者は進み謀
 り、^(二十三)幾者は感に應じ、^(二十四)再殺すれば則ち齊ふ。然る後に運請ふべきかと。對へて曰
 く、^(二十五)夫れ謀を運す者は、^(二十六)天地の虚滿なり、^(二十七)合離なり。春秋夏の勝なり。然

擇人。而取之
 謂之好利。審
 此兩者。以爲
 處行。則云矣。
 不方之政。不
 可以爲國。曲
 靜之言。不可
 以爲道。節時
 於政。與時往
 矣。不動以爲
 道。齊以爲行。
 避世之道。不
 可以進取。陽
 者進謀。幾者
 應感。再殺則
 齊。然後運可
 請也。對曰。夫
 運謀者。天地
 之虚滿也。合
 離也。春秋冬

して強弱の尤なる所を知るあり、^(一)然る後に諸侯に應じて交を取る。故に安危を
 知るは、^(二)國の存する所、^(三)時を以て天に事へ、^(四)天を以て神に事へ、^(五)神を以て鬼に事
 へ。故に國罪なければ、^(六)君は壽にして民は殺されず。智謀運りて、^(七)刃を雜棄す。
 其の滿は感と爲り、^(八)其の虚は亡と爲る。滿虚の合、^(九)時ありて實と爲り、^(十)時にして
 動と爲る。地陽時に貸ふ。其の冬厚ければ、^(十一)則ち夏熱く、^(十二)其陽厚ければ、^(十三)則ち陰
 寒し。

● 大賢者也 ● 親也 ● 餌の誤 ● 潤活せざるをいふ ● 心に己れを慕はずんば、強ひて之を引く勿れ
 と也 ● 養也 ● 旬はあまなく也、月の暗くして光なき時をいふ ● 津は潤也、即ち、光潤の愛すべき、月の
 始めて一方の明より出づることとなるべしと也 ● 虛心を以て士を待つべしと也 ● 時には其士を苦むるをい
 ふ ● 處は止也、やむる也 ● 行は行ふ也 ● 曲は小也、靜は靜なり、即ち小端なる謀 ● 時に從ひて政を
 行へば、四時共に行はると也 ● 動作せざるをいふ ● 事の顯陽なる者 ● 陰にして機微なる者 ●
 再び雪霜の物を枯す意にて、三年を経るの意 ● 智謀を運用する法 ● 處は陰にて、秋冬。滿は陽にて春夏
 ● 合は寒と暑と合ふ也、春分秋分。離は寒を離れて暑にゆき、暑を離れて寒にゆくをいふ ● 四時の氣の代
 謝の處にて、功を成す者去る、故に勝といふ ● 尤は殊絶也、即ち、運に應じて王たる者は、必ずその智強の、衆
 より殊絶する點あり、然して後、齊侯に應じて、以て天下の交を取るべしと也 ● 天は神の在る所なればなり

夏之勝也。然有知強弱之所尤。然後應諸侯。取交。故知安危。國之所存。以時事。天以天事。神以神事。鬼以國無罪。而君壽而民不殺。智謀運。而雜彙刃焉。其滿爲感。其虛爲亡。滿虛之合。有時而爲實。時而爲動。地陽時貸。其冬厚。則夏熱。其陽厚。則陰寒。

① 人鬼の功ある者、及び己れの由りて出づる所の祖は、配祭せざるべからざればなり ② 水旱疫厲の災也 ③ ふくろに入れて用ひざる義 ④ 氣満つれば則ち物之に感生じ、氣虚なれば、則ち物受くる所なくして亡ぶと也 ⑤ 満つる時は實となり、虚なる時は動となりて散ずと也 ⑥ 地中の陽氣が時ありてたがひ、地陰噴火等をもこすをいふ

是故。王者謹於日至。故知虚滿之所。在。以爲政令。已殺生。其合而未散。可以決事。將合。可以爲兵。分其多少。以爲曲政。

是の故に、王者は日至を謹む。故に虚滿の在る所を知りて、以て政令を爲す。已に殺生す、其れ合して未だ散ぜざれば、以て事を決すべし。將に合せんとせば、以て禺すべし。其れ行に隨ひて以て兵と爲し、其の多少を分ちて、以て曲政と爲すと。請ひ問ふ、形は時ありて變ずるか。對へて曰く、陰陽の分定れば、則ち甘苦の草生す。其の宜しきに從へば、則ち酸鹹和し、而して形色定り、以て聲樂と爲る。夫れ陰陽進退滿虚は時止し、其散合以て歳を視るべし。唯だ聖人は歳

請問。形有時而變乎。對曰。陰陽之分定。則甘苦之草生也。從其宜。則酸鹹和焉。而形色定焉。以爲聲樂。夫陰陽進退滿虚亡時。其散合可以視。唯聖人不爲。歲能知。滿虚奪。餘滿。補不足。以通政事。以贍民常。地之變氣。應其所出。水之變氣。應之以精。受之以環。天

を爲らす。能く滿虚を知るのみ。餘滿を奪ひて不足を補ひ、以て政事を通じ、以て民常を贍す。地の變氣は、其の出づる所に應ず。水の變氣は、之に應ずるに精を以てし、之を受くるに豫を以てす。天の變氣は、之に應ずるに正を以てす。且つ夫れ天地の精氣に五あり。必ずしも沮を爲さず。其れ亟りて反る、其の重咳動毀の進退は、即ち此れ數の得難き者なり。此れ形の時變なりと。平氣の陽を沮せば、若ふこと、辭靜の如くす。餘氣の潛然として動き、愛氣の潛然として衰むは、胡ぞ得て動を治めんと。對へて曰く、之を衰時に得たり。位して之を觀れば美を怡め、然る後に輝あり。之を心に修め、其れ殺して以て相待つ。故に滿虚哀樂の氣あるなり。故書の帝は八、神農の與り存せざるは、其の位なきが爲に、相用ふる能はざればなりと。

① 夏至、冬至にて、これによりて寒暑の亂れを來するを以て也 ② 秋は草木を殺し、春は之を生ずるをいふ ③ その滿虚の氣合して散ぜざる時、即ち九月に獄事を斷ずと也 ④ 虚滿の氣即ち陰陽の氣の合せんとする時、即ち二月に國辨すべしと也。國は辨也 ⑤ 行は列也、其國辨の列に従ひて以て兵伍となすと也 ⑥ 滿虚の多少

之變氣。應之
以正。且夫天
地精氣有五。
不_二必爲_レ沮。其
亟而反。其重
陔動毀之進
退。即此數之
難_レ得者也。此
形之時變也。
沮_二平氣之陽。
若如_二辭靜。餘
氣之潛然而
動。愛氣之潛
然而哀。胡得
而治_レ動。對曰。
得_二之衰時。位
面觀_レ之。怡美。
然後有輝。修_二之
位。不能_二相用_一。

を知りて、委曲詳細の政をなすと也。天地の物を生ずる形也。甘は満即ち陽也、苦は虚即ち陰なり、この調和を得たる草生ず、その餘生は知るべしと也。五行の氣あらはれて五色となり、毀して五聲となる故なり。○定れる時なしと也。○年の豐凶也。○豐凶を自由にする能はずと也。○豐也、即ちその理由を觀察して、之に應ずる手段をとると也。○豫め備ふるにて、提防疏通の如きをいふ。○行を正し徳を修むる也。○五行の氣にて、木火土金水也。○この五氣は、萬物を生成するものなるが故に、始より必ずしも沮敗の害をなさずと也。○亟は極也、陔は動也。即ち、其急にして常行に反すれば、則ち其氣重疊、や、もすれば豫ち萬物の進退を毀敗す、此れ天敵の得て知り難きものなりと也。○時ありて變ずるをいふ。○沮は、とめはむ也、若し願也。即ち、凡そ天地の災は、氣の不和より起る。その始め、和平の氣を沮止するにあたりても、順從なること、辭令の諱の如くせば、絶えて争鬭の状なしと也。○變氣にて、陰氣也。○皆見るべからず、故にいづくんど其動を治むるを得んと也。○管仲の對へなり。○管仲の衰へし時。○怡は豐也。即ち、五氣の位に就きて之を觀察し、其氣の義なるものを留めて去らざらしむ。然して、後氣和し候調ひ、物光輝ありと也。○邪氣は盛なれば、ますし之を心に修め、これが滅殺につとめ、以て其氣の衰ふるを待つと也。○故に兩氣相渉する者、必ずこの四氣ありと也。○孔子未だ序ざる以前の書をいふか、現存の書には神農の位を除けるものなし。

然後其殺以相待。故有_二滿虛哀樂之氣_一也。故書之帝八。神農不_二與存_一爲_二其無_一位。

問_二運之合滿
安_一。二十歲
而可_レ廣。十二
歲而_レ移。廣。百
歲傷_レ神。周鄭
之禮_レ移矣。則
周律之廢矣。
則中國之草
木有_レ移_二於不
通_一之野者。然
則人君聲服
變矣。則臣有_二
依_レ嗣之祿。婦
人爲_レ政。鐵之
重。反旅_レ金。而
聲好_二下曲_一。食
好_二鹹苦_一。則人
君日退_レ。亟。則
谿陵山谷之
神之祭更_レ。應

運の合滿安くに臧するかを問ふと。二十歳にして廣くすべし。十二歳にして廣く
轟ふ。百歳にして神を傷ましむ。周鄭の禮移らん。則ち周律之れ廢せん。則ち
中國の草木、不通の野に移る者あらん。然らば則ち人君の聲服變せん。則ち臣は
嗣に依るの祿あり。婦人政を爲し、鐵の重き、反りて金を旅ぬ。而して聲、下
曲を好み、食、鹹苦を好みめば、則ち人君、日に退くこと亟なり。則ち谿陵山
谷の神の祭更り、應國の稱號も亦更る。之を視るも亦變じ、之が風氣を觀
る。古への祭、時ありて星、時ありて星熹熹、時ありて燭、時ありて胸、鼠應廣の
實は、陰陽の數なり。華若落の名は、祭の號なり。是の故に天子の國を爲むる
や、圖して其樹物を具ふるなりと。

○ 管仲對へて曰く、今より後二十歳にして、我國土廣
大となるべしと也。○ 錘也、裝飾也、とのふる也。○ 又百歳にして天下大に亂れ、傷害鬼神に及ぼんと也。
○ 禮移れば則ち俗變る也。○ 周の法則廢れんと也。○ 兩敵入り伐ち、中國の草木を未だ嘗つて通達せざるの
野に移す事あらんと也。○ 音樂と衣服と皆變じて、勇武のものとならんと也。○ 嗣國相傳る意にて、衆多なる

位。靜乃自得。道不遠。而難極也。與人並處。而難得也。虛其欲。神將入舍。掃除不潔。神乃留處。人皆欲智。而莫索其所以。智乎。智乎。智乎。投之海外。無自奪。求之者。不得。處之者。夫正人無求之也。故能虛無。虛無無形。謂之道。化育萬物。謂之德。君臣父子。人間之事。謂之

無なり。虚無は形なし、之を道と謂ふ。萬物を化育す、之を徳と謂ふ。君臣父子。人間の事は、之を義と謂ふ。登降揖讓、貴賤等あり。親疎の體は、之を禮と謂ふ。物小、未だ道に一ならざるを簡び、殺戮禁誅する、之を法と謂ふ。大道は安んずべくして説くべからず。直人の言は、義ならず、顧ならず、口より出さず、色に見さず、四海の人、又孰れか其則を知らん。天を虚と曰ひ、地を静と曰ふ、乃ち伐たず。其宮を潔くし、其門を開き、私を去りて言ふ毋ければ、神明若ひ存す。紛乎として其れ亂るゝが若し、之を静にせば、自ら治る。強も徧く立つ能はず、智も盡く謀る能はず。物固より形あり、形固より名あり、名の當る、之を聖人と謂ふ。

● 心が體を支配する者なればなり ● 耳、目、鼻、口及び下の二穴なり ● 心、正道に居れば、九穴、理に循ひて應ずと也 ● 法也、即ち彼をして先づ動かしめ、以て其の法則とする所を觀察し、然して後之に應ずと也 ● 心虚なれば則ち智生ず。智を求むれば則ち反りて不智に陷る ● 事物の微小にして、未だ道に純一ならざる者をえらび、以て之を殺戮禁誅す、之を法と謂ふと也 ● 道は以て天下を安んずべくして、而も其狀を説くべからずと也 ● 齊同彦博云ふ、直は當に直に作るべしと。道術を得たる人 ● その虚静なること天地の如し。故に人取へて之を伐たずと也 ● 簡也 ● 世事勝手にして亂るゝが如し。靜を以て之に應ずば、事ものづから治ると也 ● 名と形との相一致するをいふ

之義。登降揖讓。貴賤有等。親疎之體。謂之禮。物小未一。道殺戮禁誅。謂之法。大道可安。而不可說。直人之言。不義不顧。不出於口。不見於色。四海之人。又孰知其則。天曰虚。地曰静。乃不伐。潔其宮。開其門。去私毋言。神明若存。紛乎其若亂。静之而自治。強不能徧立。智不能盡謀。物固有形。形固有名。名當謂之聖人。

故に必ず不言無爲の事を知り、然る後に道の紀を知る。形を殊にし、執を異にし、萬物と理を異にせず。故に以て天下の始と爲るべし。人の殺すべきは、其の死を惡むを以てなり。其の利せざるべきは、其の利を好むを以てなり。是を以て君子は、好に怵れず、惡に迫らず。恬愉無爲、智と故とを去る。其の應するや、設くる所にあらざるなり。其の動くや、取る所にあらざるなり。過は自ら用ふるに在り、罪は變化に在り。是の故に有道の君は、其の處るや、知るなきが若し。其の物に應するや、之に偶するが若し。靜因の道なり。

● 理也 ● 死を惡まざるば、殺すとも益なしと也 ● 誘也 ● 恬は安也、愉は悅也 ● 事也 ● 私智を用ふるをいふ ● 常道を變化するをいふ ● 能く自然に合する也 ● 虚静循理の道

心之在體。君之位也。九竅之有職。官之分也。耳目者視聽之官也。心而無與於視聽之事。則官得守其分矣。夫心有欲者。物過而目不見。聲至而耳不聞也。故曰。上離其道。下失其事。故曰。心術者。無爲而制竅者也。故曰。君無代馬走。無代鳥飛。此言不奪能。能不與下

心の體に在るは、君の位なり。九竅の職あるは、官の分なり。耳目は視聽の官なり。心にして視聽の事に與るなければ、則ち官其の分を守るを得。夫れ心に欲するある者は、物過ぐれども目見えず、聲至れども耳聞かざるなり。故に曰く、上其道に離るれば、下其事を失ふと。故に曰く、心術は、無爲にして竅を制する者なりと。故に曰く、君は馬に代りて走るなかれ。鳥に代りて飛ぶなかれと。此れ能を奪はず、能あれども下に與らざれば、誠なるを言へるなり。物に先ちて動く毋れとは、搖く者は定らず、趨る者は靜ならず。動の以て觀るべからざるを言へるなり。位とは、其の立つ所を謂へるなり。人主は陰に立つ。陰は靜なり。故に曰く、動けば則ち位を失ふと。陰なれば則ち能く陽を制す。靜なれば則ち能く動を制す。故に曰く、靜なれば乃ち自ら得と。

● 定らず靜ならずば、以て他人の爲す所を觀察すべからずと也 ● 人主は戸牖の間に坐して兩面するをいふ

立也。人主者立於陰。陰者靜。故曰。動則失位。陰則能制陽矣。靜則能制動矣。故曰。靜乃自得。道在天地之間也。其大無外。其小無內。故曰。不遠而難極也。虛之與人也。無間。唯聖人得之。道。故曰。並處而難得也。人之所職者。精也。去欲則宜。宣則靜矣。靜則精。精則獨。立矣。獨則明。明則神矣。神者至貴也。故館不辟除。則貴人不舍焉。

立也。人主者立於陰。陰者靜。故曰。動則失位。陰則能制陽矣。靜則能制動矣。故曰。靜乃自得。道は天地の間に在り。其の大外なく、其小内なし。故に曰く、遠からざるも極め難しと。虚の人に與ける間なし。唯だ聖人は、虚道を得。故に曰く、並び處りて得難しと。人の職とする所の者は精なり。欲を去れば則ち宜ぶ。宜ぶれば則ち靜かなり。靜かなれば則ち精し。精しければ則ち獨立す。獨なれば則ち明、明なれば則ち神なり。神は至貴なり。故に館辟除せざれば、則ち貴人舍らず。故に曰く、潔からざれば則ち神處らずと。人皆知を欲す、而も之を索むる莫し。其の彼を知る所以は、其の此を知る所以なり。之を此に修めずんば、焉ぞ能く彼を知らん。之を此に修むれば、能く虚なる莫し。虚は藏なきなり。故に曰く、知を去れば則ち奚ぞ牽ひ求めん。藏なければ則ち奚ぞ設けん。求むるなく、設くるなくんば則ち慮なし。慮なくんば則ち反覆虚なりと。天の道は、虚にして其れ形なし。虚なれば則ち屈せず。形なければ則ち位の赴する所なし。位の赴する所なし、故に徧く萬物に流れて

能無宜也。不願言因也。因也者。非吾所願。故無願也。不出於口。不見於色。無形也。四海之人。孰知其則。言深固也。天之道虛。地之道靜。虛則不風。靜則不變。不變則無過。故曰。不伐。潔其宮。開其門。宮者言心也。心也者。智之舍也。故曰。宮潔之者。去好過也。門者。謂耳

故に曰く、宮之を潔くすとは、好過を去るなり。門とは、耳目を謂ふなり。耳目は聞見する所以なり。物固より形あり、形固より名ありとは、此れ實に過ぐるを得ず、實、名を延すを得ざるを言ふなり。姑く形すに形を以てし、形を以て名を務め、言を督しうして名を正しうす。故に聖人と曰ふ。不言の言は應なり。應なる者は、其の之を爲すの人を以ふるなり。其名を執り其應を務むるは、之を成す所以にして、應の道なり。無爲の道は因なり。因る者は、益なく損なきなり。其形を以て、因りて之が名を爲すは、此れ因の術なり。名は聖人の萬物を紀する所以なり。人は、強に立ち、善に務め、能に未ひ、故に動く者なり。聖人は之れなし。

一なるをいふ 察也、法を以て事を察するをいふ 是かる也、輕重其宜しきをはかるをいふ 其の究極するところを知らず、これ説くべからざる所以なり 人の能く言ふ無き者 理の至りなりと也 彼れ作してわれ之に應ずる者、吾が理の設くる所にあらざると也 其の宜しきを豫めはかる能はずと也 始より願思せざる言は、言事ありて我れ之に因ると也 事ありて我れ之に因る者、能く願思する所にあらざ、故に

目也。耳也者。所以聞見也。物固有形。形固有名。此言不不得過實。實不不得過名。姑形以形。以形務名。言正名。故曰。聖人。不言之言。應也。應也者。無爲之道也。因也者。無益無損也。以其形。因爲之名。此因之術也。名者。聖人之所以紀萬物也。人者立於強。務於善。未於能。動於故者也。聖人無之。

願思するなきなり 深遠の面、有する所謂るべからざるをいふ 固は所有のごときなり 既に過學なし 故に人に伐たれずと也 嗜好の過を去る也 正也 止むを得ずして之に應ず、言ふと雖も願は言はざるが如しと也 用也、人の爲す所を用ひて之を爲すと也 名を執りて以て形を責め、自ら始を爲さず而も務めて物に應ず、事を成す所以にして、此れ即ち應の道なりと也 無爲は、實は爲すなきにあらざ、彼來りて我之に因るなりと也 百事の名 理也 強説を以て自ら立つと也 味也材能に玩味する也 事也

無之。則與物異矣。異則虛。虛者萬物之始也。故曰。可三以爲天下始。人迫於惡。則失其所好。怵於好。則忘其

之れなければ則ち物と異なり。異なれば則ち虚、虚は萬物の始なり。故に曰く、以て天下の始と爲るべしと。人は惡に迫れば、則ち其の好する所を失ふ。好する所に怵るれば、則ち其の惡む所を忘るは、道にあらざるなり。故に曰く、好に怵れず、惡に迫られず、惡むも其理を失はず、欲するも其情を過さずと。故に曰く、君子は恬愉無爲、智と故とを去るとは、虚素を言ふなり。其應は設くる

所惡。非道也。故曰。不悖乎。好。不迫乎。惡。惡不失其理。欲不過其情。故曰。君子恬愉無爲。去智與故。言虛素也。其應非所設也。其動非所取也。此言因也。因也者。舍己而以物爲法者也。感而後應。非所設也。緣理而動。非所取也。過在自用。罪在變化。自用則不虛。不虛

所にあらざるなり。其動は取る所にあらざるなりとは、此れ因を言ふなり。因なる者は、己れを捨てて、物を以て法と爲す者なり。感じて後に應ずるは、設くる所にあらざるなり。理に緣りて動くは、取る所にあらざるなり。過は自ら用ふるに在り、罪は變化に在りとは、自ら用ふれば則ち虚ならず、虚ならざれば則ち物に伴ひ、變化すれば則ち爲生じ、爲生すれば則ち亂るればなり。故に道は因を貴ぶ。因とは、其能者に因りて用ふる所を言ふなり。君子の處る、知なきが若しとは、至虚を言ふなり。其の物に應ずるや、之に偶するが若しとは、時適するを言ふなり。影の形に像り、響の聲に應ずるが若きなり。故に物至れば則ち應じ、過ぐれば則ち舍つ。舍つとは、虚に復所するを言ふなり。

● 常人は之を爲し、而して聖人は之れなし。是れ物と異なりと也。 ● 首也、天子たるをいふ。 ● 啓也。 ● 誘也。 ● 其心虚にして性質柔、故に能く悦んで爲す所なきに安んず、而して智と事とを去るなり。 ● 統來りて我之に因るをいふ。 ● 則りて之に循ふをいふ。 ● 操び取る也。 ● 偶也。 ● 因は其能者に因りて之を行ふ、盡く因るにあらず。且つ所謂因は、用ひて以て國を治むる所の名をいふ、心を治むる法にあらず。 ● 時と宜しきに適ふをいふ。 ● 所は居也、すてに之を括つ、心は善によりて虚なり、故にしかいふ。

則皆於物矣。變化則爲生。爲生則亂矣。故道貴因。因者。因其能者。言所用也。君子之也。若無知。言至虚也。其應物也。若偶之。言時適也。若影之像。形。響之應。聲也。故物至則應。過則舍矣。舍矣者。言復所於虚也。

心術下第三十七

短語十一

形不正者。德不來。中不精者。心不治。正形飾德。萬物畢得。翼然自來。神莫知其極。昭知天下。通於四極。是故曰。毋以物亂官。毋以官亂心。此之謂內德。是故意氣定。然後反

形正しからざる者は徳來らず、中精ならざる者は、心治らず。形を正し徳を飾めば、萬物畢く得。翼然として自ら來り、神も其極を知るなし。昭に天下を知り、四極に通ず。是の故に曰く、物を以て官を亂す毋れ、官を以て心を亂す毋れ。此を之れ内徳と謂ふと。是の故に意氣定り、然して後に正に反る。氣は身の充なり。行は正の義なり。充美ならざれば則ち心得ず、行正しからざれば則ち民服せず。是の故に聖人は天の若く然り、私覆なきなり。地の若く然り、私載なきなり。私は天下を亂す者なり。凡そ物は、名を載せて來る。聖人因りて之を財して天下治り、實傷れず、天下を亂さずして天下治る。意に專に心に一なれ

正。氣者身之充也。行者正之義也。无不美。則心不得。行不正。則民不服。是故。聖人若天。然。無私覆也。若地。然。無私載也。私者。亂天下者也。凡物。載名而來。聖人因而財之。而天下治。實不傷。不亂於天。下。而天下治。專於意。一於心。耳目端。知遠之證。能專乎。能一手。能

ば、耳目端しくして、遠の證を知る。能く專ならんか、能く一ならんか、能くト策なくして凶吉を知らんか。能く止まんか、能く己まんか、能く人に問ふ毋くして、自ら之を己れに得んか。故に曰く、之を思ひ、之を思つて得ざれば、鬼神之を教ふと。鬼神の力にあらざるなり。其精氣の極なり。氣を一にして能く變ずるを精と曰ひ、事を一にして能く變ずる智と曰ふ。慕選する者は、事を等しくする所以なり。變を極むる者は、物に應ずる所以なり。慕選して亂れず、極變して煩ならざるは、一を執るの君子のみ。一を執りて失はず、能く萬物に君たり。日月之と與に光を同じくし、天地之と與に理を同じくす。聖人は物を裁して、物に使はれず。

● 行の修らざる故に、徳來らざるなり ● 心 ● 雑念多ければなり ● 能 ● 和ぐまにいふ ● 鬼神も亦其究極する所を知るなしと也 ● 耳目鼻口也 ● 心の内に得る所の道也 ● 欲なければ氣定まる也 ● 謙と通ず、物自ら其名を載せて來り、聖人はその名に因りて之を裁制す、而して天下治り、其實を備せざると也 ● 聖人の光を前知すと也 ● 能く心慈に專一なれば、則ちト語を待たずして能く吉凶を知ると也 ●

毋ト策一而知凶吉乎。能止乎。能已乎。能毋問於人。而自得之於己乎。故曰。思之思之不得。鬼神教之。非鬼神之力也。其精氣之極也。一氣能變曰精。一事能變曰智。慕選者。所以等事也。極變者。所以應物也。慕選而不亂。極變而不煩。執一之君子。執一而不失。能君萬物。日月之與同光。天地之與同理。聖人裁物。不爲物使。

外に求めざるをいふ ● 心の專一にたるをいふ ● 其氣を專一にするの斷、能く其思ふ所を得るなり ● 暗を變じて明となす也 ● 危を變じて安となす也 ● 思慮して選擇するもの ● 萬物に應ずるをいふ ● 道の源 ●

心安。是國安也。心治。是國治也。治也者。心也。安也者。心也。治心在中。治言出於口。治事加於民。故功作而民從。則百姓治矣。所以操者。非刑也。

心安きは是れ國安きなり。心治るは是れ國治るなり。治なる者は心なり。安なる者は心なり。治心は中に在り、治言は口より出で、治事は民に加はる。故に功作りて民從はば、則ち百姓治る。操る所以の者は刑にあらざるなり。危からしむる所以の者は怒にあらざるなり。民人操り百姓治るは、道其本至れるなり。至にして至ならざれば、入る所として亂るゝにあらざるはなし。凡そ有司、制を執る者の利に在り、道にあらざるなり。聖人の道は、存するが若く亡するが若し。援きて之を用ふれば、世を殛するまで亡せず。時と變じて化せず。物に應じて移らず、日

所以危者。非怒也。民人操。百姓治。道其本至也。至不至。無非所入。而亂。凡在。有司執制者之利。非道也。聖人之道。若存若亡。援而用之。歿世不亡。與時變而不化。應物而不移。日用之而不化。人能正靜者。筋肌而骨強。能戴大方。鏡大清者。視乎大明。正

に之を用ひて化せず。人能く正靜なる者は、筋肌くして骨強し。能く大圓を戴く者は、大方に體し、大清を鏡す者は、大明を視る。正靜失はず、日に其徳を新にせば、昭かに天下を知りて四極に通ず。金心中に在り、匿すべからず。外、形容に見はれ、顔色に知るべし。善氣人を迎へば、親むこと兄弟の如く、惡氣人を迎へば、戈兵より害なり。不言の言、雷鼓より聞ゆ。金心の形はるゝは日月より明かに、父母より察かなり。昔者明王の天下を愛する、故に天下附くべし。暴王の天下を惡む、故に天下離るべし。故に之を貨するも、以て愛と爲すに足らず、之を刑するも、以て惡と爲すに足らず。貨は愛の末なり、刑は惡の末なり。凡そ民の生くるや、心す正平を以てし、之を失ふ所以の者は、必ず喜樂哀怒を以てす。怒を節するは樂に若くは莫く、樂を節するは禮に若くは莫く、禮を守るは敬に若くは莫し。

● 民人を擁持し、敢へて非をなさざらしむる所以の者は、刑以て之を勸すにあらざると也 ● 至は本至るの至也

其意は、道の常に至るべきもの至らざれば、入る所として大に亂れざるはなしと也 ● 聖也 ● 天也 ● 地也 ● 道也 ● 日月也 ● 四方 ● 金は全の圓、全心 ● 八面の鼓 ● 禮は敬を主とす故に能く禮樂を節す

靜不失。日新其徳。昭知天下。通於四極。金心中。不可匿。外見於形容。可知於顔色。善氣迎人。親如兄弟。惡氣迎人。害於戈兵。不言之言。聞於雷鼓。金心の形。明於日月。祭於父母。昔者明王之愛天下。故天下可附。暴王之惡天下。故天下可離。故貨之。不足以爲愛。刑之。不足以爲惡。貨者愛之末也。刑者惡之末也。凡民之生也。必以正平。所以失之者。必以喜樂哀怒。節怒莫若樂。節樂莫若禮。守禮莫若敬。

外敬而内靜者。必反其性。豈無利事哉。我無利心。豈無安處哉。我無安心。心中又有心意。以先言。意然後形。形然後思。思然後知。

外敬にして内靜なる者は、必ず其性に反る、豈に利事なからんや、我に利心なし。豈に安處なからんや、我に安心なし。心の中又心あり。意ありて以て言に先だつ。意ありて然る後に形はる。形はれて然る後に思ふ。思うて然る後に知る。凡そ心の形はるゝ、過知なれば生を失ふ。是の故に内聚以て原と爲す。泉の竭きざるや、表裏遂に通ず。泉の涸れざるは、四支堅固なり。能く之を用ひしむれば、四固に被服す。是の故に聖人一言之を解せば、上、天を察し、下、地を察す。

凡心之形。過知失生。是故內聚以爲原。泉之不竭。表裏遂通。泉之不涸。四支堅固。能令用之。被服四固。是故聖人一言解之。上察於天。下察於地。

● 必ず天性の善に復ると也 ● 利を欲し安を欲す者は心なり、安心なき者も亦心なり、是れ心の中又心あるなり ● 意動き、然る後事、心にあらはると也 ● 事、心にあらはれ、然る後これに應ずる所以を思ふ ● 多知也 ● 内に情氣を集め、以て生を保つ之源となすと也 ● 固は強也、即ち、能く羣臣をして是道を用ひしければ、其徳は四方の塞に被服すと也

建當立有。以靖爲宗。以時爲寶。以政爲儀。和則能久。非吾儀。雖利不爲。非吾當。雖利不行。非吾道。雖利不取。上之隨天。其次隨人。人

白心第三十八

短語十二

當に立つべき有を建て、靖を以て宗と爲し、時を以て寶と爲し、政を以て儀と爲す。和すれば則ち能く久し。吾が儀にあらざれば、利と雖も爲さず、吾が當にあらざれば、利と雖も行はず、吾が道にあらざれば、利と雖も取らず。之を上にして天に隨ひ、其次は人に隨ふ。人唱へざれば和せず、天始めざれば隨はず。古に其言や廢せられず、其事や隨れず、始を原ねて實を計り、其の生ずる所に本づく。其象を知れば則ち其形を索め、其理に緣れば則ち其情を知る。其端を索む

不唱不隨。天不始不隨。故其言也不廢。其事也不隨。原始計實。本其所生。知其象。則索其形。緣其理。則知其情。索其端。則知其名。故苞物衆者。莫大於天地。化於日月。民之所急。莫急於水火。然而天不爲一物。君聖人。亦不爲一人。枉其法。天

れば則ち其名を知る。故に物を苞むこと衆き者は、天地より大なるはなく、物を化すること多き者は、日月より大なるは莫く、民の急にする所は、水火より急なるは莫し。然り而して天は一物の爲に其時を枉けず、明君聖人は、亦一人の爲に其法を枉けず、天は其の行ふ所を行ひて、萬物其利を被る。聖人も亦其の行ふ所を行ひて、百姓其利を被る。是の故に萬物均しくして、既に衆きを誇る。是を以て聖人の治や、身を靜にして以て之を待つ。物至りて名自ら之を治む。名を正しくして自ら之を治む。身を奇にすれば名廢せらる。名正しく法備はれば、則ち聖人事なし。常居すべからざるなり、廢舎すべからざるなり、變に隨つて事を斷ずるなり。時を知りて以て度と爲す。大なる者は寛に、小なる者は局、物に餘る所あり、足らざる所あり。兵の出づるは、人より出づ。其人の入るは、身に入る。兵の勝つは適に従ひ、徳の來るは身に從ふ。

● 有は物の限なるべし。即ち固を治むるの法、先づ其の常に立つべき者を建つと也 ● 安靜を以て事を建つる

行其所行。而萬物被其利。聖人亦行其所行。而百姓被其利。是故萬物均。既誇衆矣。是以聖人之治也。靜身以待之。物至而名自治之。正名自治之。奇身名廢。名正法備。則聖人無事。不可常居也。不可廢會也。隨變斷事也。知時以爲度。大者寬。小者局。物有所餘。有所不足。兵之出。出於人。其人入。入於身。兵之勝。從於適。德之來。從於身。

の本となすなり。① 命と時と違へば財貨生ぜざればなり。② 儀は表也。政を以て己を行ふの標準となすなり。③ 端に立つべき者を謂ふ。④ 禮の誤か。即ち其の言行する所、天と人とに順ふ、故に禮廢せずと也。⑤ 推究也。⑥ 端緒也、いとぐち。⑦ 日月運行、以て四時を爲して、物從ひて化すと也。⑧ 曲也。聖人は先づ其名を正しうし、之をして自ら治めしむ。若しその身行を邪にすれば、則ち名亦從ひて廢せられ、自ら之を治むるを得ずと也。⑨ 是事を以て是となして常に之に居るべからず、是事を以て非となして、之を廢會すべからず、端に其の即ずる所に隨ひて事を斷ずべしと也。⑩ 人は兵の誤か。なんぢに出づるものは必ず汝にかへるをいふ。⑪ 適は敵に通ず。即ち、敵弱ければ則ち勝ち、敵強ければ則ち敗れ、必ずすべからず。徳の來るも亦身に從ひ、身従れば則ち徳必ず來る。故に聖人は徳を務めて兵を務めず。

故曰。祥於鬼者。義於人。兵不義不可強。而驕者損其強。弱而驕者。

故に曰く、鬼に祥なる者は人に義なり、兵、義ならざれば不可なりと。強くして驕る者は其強を損し、弱くして驕る者は亟に死亡す。強くして卑義なれば其強を信べ、弱くして卑義なれば罪を免る。是の故に驕の餘は卑、卑の餘は驕。道は

亟死亡。強而卑義。信其強。弱而卑義。免於罪。是故驕之餘卑。卑之餘驕。道者一人用之。不聞有餘。天下行之。不聞不足。此謂道矣。小取焉。則小得福。大取焉。則大得福。盡行之。而天下服。殊無取焉。則民反。其身不免於賊。左者出者也。右者入者也。出者而不傷人。入

一人之を用ひて餘あるを聞かず、天下之を行つて足らざるを聞かず、此を道と謂ふ。小に取れば則ち小に福を得、大に取れば則ち大に福を得。盡く之を行ひて天下服す。殊に取るなんくば、則ち民反して其身賊ふを免れず。左は出づる者なり。右は入る者なり。出づる者にして人を傷らすんば、入る者にして自ら傷くるなり。日ならず月ならずして事以て從ふ。トせず筮せずして謹みて吉凶を知る。是を形に寛なりと謂ふ。徒居して名を致す。善の言を去り善の事を爲す。事成りて願つて名なきに反る。能者は名なし。事に從ひて事なし。審に出入を量りて、物の載する所を觀る。孰れか能く法なきる法とするか、始なきを始とするか、終なきを終とするか。弱きなきを弱しとするか。故に曰く、美なるかな、窮窮と。故に曰く、中あり、中あり、孰れか能く夫の中の衷を得るか。故に曰く、功成る者は隠れ、名成る者は虧くと。故に曰く、孰れか能く名と功とを棄て、還つて衆人と同じきか、孰れか能く功と名とを棄て、還つて成るなきに反

者而自傷也。不日不月。而事以從。不卜不筮。而謹知吉凶。是謂寬乎形。徒居而致名。去善之言。爲善之事。事成。而顯反無名。能者無名。從事無事。審量出入。而觀物所載。孰能法無法乎。始無始乎。終無終乎。弱無弱乎。故曰。美哉。崩嵬。故曰。有中。中有中。孰能得夫中之衷乎。故曰。功成者。讓名。成者。虧。故曰。孰能棄名與功。而還與衆人同。孰能棄功與名。而還反無成。無成。有貴其成也。有成。貴其無成也。

日極則仄。月

るか。成るなきは、其の成るを貴ぶあるなり、成るあるは、其の成るなきを貴ぶなり。

● 鬼神の之を祐げざるをいふ ● 自ら卑くして義を行ふなり ● 伸に同じ ● 絶也、絶えて道に取らなれば則ち民之に反し、終に賤殺より免れずと也 ● 人の手は、右は便にして左は便ならず。便なる者は能く物を襲し財の己れに入るを主る。不便なる者は、物を襲する能はず、徒に其財を費す、是れ出を主るなり。然らば則ち右手は左手より貴し。然れども左手の出る者は、兵器を執りて以て人を傷くる能はず。其の兵を執りて以て自ら傷くる者は、入るを主るの右手に在り。則ち亦左手は右手より貴し。これ出入利害の辨なり ● 欲する所を得る也 ● 形を襲むるに難なりと也 ● 是れ徒然平居して其名を致すものなりと也 ● 能者の事に従ふ、其能く之を治む、事なき者の如しと也 ● 任也 ● 行ふ所にして法たざるなきなり ● 人その始る所、終る所を知らざるをいふ ● 實強くして自ら以て弱しとなす也 ● 地々は、山の盤紆するさま。即ち、是の如き者は、山の盤紆して壯大なるがごとしと也 ● 中の至極也 ● 事成りて之を有せざるをいふ

日極れば則ち仄き、月満つれば則ち虧く。極の徒は仄き、滿の徒は虧け、巨

滿則虧。極之徒仄。滿之徒虧。巨之徒滅。孰能已亡己乎。效夫天地之紀。人言善。亦勿聽。人言惡。亦勿聽。持而待之。空然而待之。寂然勿兩之。寂然自清。無以旁言爲事。成。察而徵之。無聽。辯。萬物歸之。美惡乃自見。天或維之。地或載之。天莫之維。則天以墜矣。地莫之載。則地以沈

の徒は滅ぶ。孰れか能く已めて己れを亡るゝか。夫の天地の紀に效ふ。人、善と言ふとも亦聽く勿れ。人、惡と言ふとも亦聽く勿れ。持して之を待ち、空然之を兩つ勿く、寂然として自ら清くせよ。旁言を以て事成と爲す無かれ、察して之を徵して辯に聽く無かれ。萬物之に歸せば、美惡乃ち自ら見る。天或は之を維ぎ、地或は之を載す。天之を維ぐなければ則ち天以つて墜ちん。地之を載するなくんば、則ち地以て沈まん。夫れ天墜ちず、地沈まず。夫れ或は維ぎて之を載するかな。又況んや人に於てをや。人之を治むるあらん。之を辟ふるに、夫の靈鼓の動くが若きかな。自ら搖ぐ能はざる者は、夫れ或は之を搖かすものあらん。夫の或はとは何ぞや。若然きものあり、視れば則ち見えす、聽けば則ち聞えす、灑乎として天下に満ちて、其の塞るを見ず。顔色に集り、肌膚に知らる。其の往來を責むるも、其時を知るもの莫し。薄乎として其れ方なり、韓乎として其れ圓なり、韓韓乎として其門を得るものなし。故に口は聲を爲すなり、耳は聽を爲すな

矣。夫天不墜地不沈。夫或維而載之也。夫又況於人。人有治之。辟之。若夫靈鼓之動也。夫不能自搖者。夫或搖之。夫或者何。若然者。也。視則不見。聽則不聞。視乎天下。滿不見其塞。集於顏色。知其於肌膚。責其往來。莫知其時。薄乎其方也。轉乎其履也。事物有常。事通。能官人乎。故書其惡者。言其薄者。

り、目は視ることあるなり、手は指すことあるなり、足は履むことあるなり、事は比する所あるなり、生すべき者は生じ、死すべきものは死す。西あり、東あり、各其郷に死するを言ふなり。常を置き儀を立て、能く貞を守らんか。常事通、能く人を官にせんか。故に其の悪者を書し、其の薄者と言ふ。

① 滿也 ② 大也、極滿より甚しき故に渡ぶる也 ③ 忘也、即ち、誰れか能く滿極の心をやめて、その身を忘る、か、果して能く此の如くんば、是れ能く天地の萬物を細紀するに似ふと也 ④ 其の爲す所を堅持して、毀譽の定る所を待つと也 ⑤ 清き貌 ⑥ 天地猶ほ成は之を維繫す。又況んや人に於てをや。故に人必ず之を治むる者あるなりと也 ⑦ 八面の鼓也。流敷の貌 ⑧ 廣く被ふ貌、薄は弱に通ず ⑨ 國に同じ ⑩ 比方也、即ち、事物比方する所あり、之をして宜しきを得しむ、これ心の官なりと也 ⑪ 當に生ずべき者は、此氣を以て生じ、當に死すべき者は、此氣を得て以て死し、東西を分たず、各々其郷に死し、神氣充塞、一方に留せずと也 ⑫ 常法を設け儀表を立つる者は、能く貞を守る者なりと也 ⑬ 常行の事を行ひ、上下通行の道に徧ふ者は能く人を官にすとも也 ⑭ 風俗常を貴べば、則ち世に善人多し。故に特に其確惡者を書する也

上聖之人。口無二虚習一也。手無二虚指一也。物至而命之耳。發於名聲。凝於體色。此其可論者也。不可論者。凝於體色。此其不可論者也。及至於至者。教亡可也。故曰。濟於舟者。和於水矣。義於人者。祥於神矣。事有適而無適。若有適。解。而後解。故

上聖の人は、口、虚習なきなり、手、虚指なきなり、物至りて之に命するのみ。名聲に發し、體色に凝る。此れ其の論すべき者なり。名聲に發せず、體色に凝らざるは、此れ其の論すべからざる者なり。至者に至るに及びては、教存するも可なり、教亡ふるも可なり。故に曰く、舟に濟る者は水に和し、人に義なる者は神に祥なりと。事、適あるも適なし。若し適あるとも離解す、解くべからずして而る後に解く。故に善く事を擧ぐる者は、國人、其解を知るものなし。善を爲さんか、提提たる毋れ、不善を爲さんか、將に刑に陥らんとす。善不善、信を取りて止まん、若しくは左、若しくは右、正中のみ。日月を懸けて已むなきなり。愕愕たる者は、天下を以て憂と爲さず、刺刺たる者は、萬物を以て策を爲さず。孰れか能く刺刺を棄てて愕愕を爲すか。憲術を言ふを難つて、同を須つて出す。言を益すなく、言を損するなければ、以て免るべきに近し。故に曰く、知何をか知らんや。謀何とか謀らんや。而の出を審にする者は、彼れ自ら來らんと。

善舉事者。國
人無知其解。
爲善乎。毋提
提。爲不無乎。
將陷於刑。善
不善。取信而
止矣。若左若
右。正中而已
矣。縣乎日月。
無已也。愕愕
者。不下以天下
爲憂。刺刺者。
不下以萬物爲
笑。孰能棄刺
刺。而爲愕愕乎。
難言。憲術。須
而出。無益言。無
損言。近可免。故
曰。知何知乎。謀
何謀乎。審而出
者。彼自來。自
知曰。稽。知人曰
濟。知苟適。可爲
天下。周。內。因
之一。可爲長久。
論而用之。可
以爲天下。王。天
之視而精。四壁
而知請。壤土而
與生。能若天風
與波乎。唯其所
欲適。

故子而代其

自ら知るを稽と曰ひ、人を知るを濟と曰ふ。知苟も適すれば、天下の周と爲すべし。内之を固めて一なれば、長久と爲るべし。論じて之を用ふれば、以て天下の王と爲るべし。天の視て精しき、四壁にして請を知り、壤土にして與に生ず。能く夫の風と波との若き、唯だ其の適かんと欲する所のまゝなり。

● 物未だ至らざして先づ之を講習するをいふ ● 疑は成也、我之を教へ、彼知りて之を守り、其德行名譽に發し、四體顔色の凝成する也、此れ其の論すべき者なりと也 ● 天性至善の者 ● 論と同じ、實也 ● 結びを解く器 ● 安祥自得貌 ● 能く常に中を得ば、其名、日月とともに懸りてやむ時なしと也 ● 直言也 ● 多言也 ● 能く之を爲す者、我れ將に之を用ひんとす ● 凡そ法術を爲す、必ず之を重難し、衆心に同じうして然して後之を出すと也 ● 四圭也。之を以て天を祀り、其の調ふ所を知ると也 ● 王者の天下に於ける、またかくの如しと也

故に子にして其父に代るを義と曰ふなり。臣にして其君に代るを篡と曰ふなり。

父曰義也。臣
而代其君曰
篡也。篡何能
歌。武王是也。
故曰。孰能去
辯與巧。而還
與衆人同道。
故曰。思索精
者。明益衰。德
行修者。王道
狹。臥名利者。
寫生危。知周
於六合之內
者。吾知生之
有爲阻也。持
而滿之。乃其
殆也。名滿天
下。不若其已
也。名進而身
退。天之道也。

篡うて何ぞ能く歌はるゝ、武王は是れなり。故に曰く、孰れか能く辯と巧とを去りて、還つて衆人と道を同じうするかと。故に曰く、思索の精しき者は、明益衰へ、徳行の修る者は、王道狭し。名利に臥する者は、生危を寫く。知、六合の内に周き者は、吾れ生の阻まるゝことあるを知るなり。持して之を滿にするは、乃ち其れ殆きなり。名の天下に滿つるは、其の已むに若かざるなり。名進みて身退くは、天の道なり。滿盛の國は、以て仕任すべからず。滿盛の家は、以て子を嫁すべからず。驕倨傲暴の人は、與に交るべからず。道の大は天の如く、其の廣さは地の如く、其の重さは石の如く、其の輕さは羽の如し。民の知る所以の者は寡し。故に曰く、何ぞ道の近くして之を能く服ふなきやと。近きを棄てて遠きに就く、何を以て力を費すや。故に曰く、吾身を愛せんと欲せば、先づ吾情を知ると。君親六合以て内身に考ふ。此を以て象を知り、乃ち情を行ふを知る。既に情を行ふを知らば、乃ち生を養ふを知る。左右前後、周くして所に

滿盛之國。不可_二以仕任。滿盛之家。不可_二以嫁子。驕倨傲暴之人。不可_二與交。道之大如_レ天。其廣如_レ地。其重如_レ石。其輕如_レ羽。民之所_二以知者。寡。故曰。何道之近。而莫之能服也。葉近而就遠。何以費力也。故曰。欲愛吾身。先知吾情。君親六合。以考內身。以此知象。乃知行情。

復る。儀を執り象に服し、敬んで來者を迎ふ。今夫れ來る者は、必ず其道を道とす。遷なく衍なく、命乃ち長久。和以て中に反り、形性相葆ち、一以て貳なきを、是れを道を知ると謂ふ。將た之を服はんと欲すれば、必ず其端を一にして其の守る所を固くす。其の往來を責むるも、其時を知るもの莫し。之を天に索めて之れと期を爲せば、其期を失はずして、乃ち能く之を得。故に曰く、吾れ若に大明の極を語けん。大明の明は、人に愛みて予へざるにあらざるなり。同じければ則ち相從ひ、反すれば則ち相距ると。吾れ反することの相距るを察す。吾れ故を以て古從の同じきを知るなり。

● 其德を謳歌せらるゝをいふ。● 武王は其辯と巧とを去り、仁義を以て天下を治め、又功名を有せず、温きて衆人と道を同じうす、故に人其德を歌舞すと也。● 臥は息也、やむる也、寫は除也、即ち、能く名利を息むれば身の危きを除くと也。● 委任をうけて仕ふるをいふ。● 民が日々これに由りながら、而も知らずと也。● 情は性より出づ情を知れば則ち性を知るなり。● 之を近くしては君親に事ふる道、之を遠くしては天地に奉じ四方に接するの法、皆之を身に考ふるは道の在るを以てなり。内とは、外物に對して之をいふ。● 本所即ち情也。

既知行情。乃知養生。左右前後。周而復所。執儀服象。敬迎來者。今夫來者。必道其無。遷無衍。命乃長久。和以反中。形性相葆。一以無貳。是謂知道。將欲服之。必一其端。而固其所守。責其往來。莫知其時。索之於天。與之爲期。不失其期。乃能得之。故曰。吾語若大明之極。大明之明。非愛人不予也。同則相從。反則相距。吾察反相距。吾以故知古從之同一也。

● 延也。● 物と和睦し、以て中道に反歸すれば、則ち形性相保全し、俱に害する所なし。能く此に事一なれば以て其心に感なし、是を道を知ると謂ふ也。● 道は天に出づ、既に其の吾身に往來するの時を知らず。故に直に之を天と道を求むるの物と爲す。若し能く軌順致致、其期を失はずんば、乃ち能く道を得と也。● 道の至極也。● 惜也。● 道と同じきをいふ。● 古への道に従ふをいふ。

夫來者。必道其無。遷無衍。命乃長久。和以反中。形性相葆。一以無貳。是謂知道。將欲服之。必一其端。而固其所守。責其往來。莫知其時。索之於天。與之爲期。不失其期。乃能得之。故曰。吾語若大明之極。大明之明。非愛人不予也。同則相從。反則相距。吾察反相距。吾以故知古從之同一也。

卷第十四

水地第三十九

短語十三

地者萬物之本原。諸生之根苑也。美惡賢不肖愚俊之所生也。水者地之血氣。如筋脈之流通者也。故曰。水具材也。何以知其然也。曰。夫水淖弱以清。而好遷。人之惡。仁也。視之黑而白。精也。量之。不

地は萬物の本原、諸生の根苑なり。美惡・賢不肖・愚・俊の生ずる所なり。水は地の血氣、筋脈の流通の如き者なり。故に曰く、水は材を具ふるなりと。何を以て其の然るを知る。曰く、夫れ水は淖弱として以て清く、而して好んで人の惡を灑ふは仁なり。之を視るに黒くして白きは精なり。之を量るに概を使ふべからざるも、滿に至りて止むは正なり。唯だ流れざるなし、平に至りて止むは義なり。人皆高きに赴く、己れ獨り下きに赴くは卑なり。卑なる者は道の室、王者の器なり、而るに水以て都居と爲す。準なる者は五量の宗なり。素なる者は五色の質なり。淡なる者は五味の中なり。是の以に水は萬物の準なり。諸生の淡なり。違非得失の質なり。是の以に滿たざるなく居らざるなきなり。天地に集り萬物を

可使概。至滿而止正也。唯無不流。至平而止義也。人皆赴高。己獨赴下卑也。卑也者。道之室也。王者之器也。而水以爲都居。準也者。五量之宗也。素也者。五色之質也。淡也者。五味之中也。是以水者。萬物之準也。諸生之淡也。違非得失之質也。是以無不居。無不居也。

藏し、金石を産し、諸生に集る。故に曰く、水は神なりと。草木に集まれば、根其度を得、華其數を得、實其量を得。鳥獸之を得て形體肥大、羽毛豐茂、文理明著。萬物其幾を盡し、其常に反らざる莫き者は、水の内度適すればなり。夫れ玉の貴き所の者は、九徳出づればなり。夫れ玉は溫潤にして以て澤なるは仁なり。鄰にして以て理なるは知なり。堅にして蹙らざるは義なり。廉にして剛らざるは行なり。鮮にして垢ならざるは潔なり。折れて撓らざるは勇なり。瑕適皆見るは精なり。茂華光澤、並び通じて相陵がざるは容なり。之を叩くに其音清搏遠きに徹し、純にして殺がざるは辭なり。是を以て人生之を貴び、藏めて以て寶となし、剖りて以て符瑞と爲す。九徳出づればなり。

- 智の千人に過ぐるを俊と曰ふ ● 其の水の地中を流通すること、筋脈の人の體中に流通するがごとしと也
- 筋脈通ぜざれば人死し、水氣通ぜざれば則ち地朽ち、以て萬物を生ずる能はず。故に水は衆材を具備すといへるなり
- 聖賢の貌 ● 精純にして雜ならざる意 ● 都は都と通ず、水だまり ● 度量衡準 ● 色なきもの ● 偏せざるもの ● 廣量の性也 ● 衆に同じ、五色の光彩也 ● 促也 ● 傷也 ● 通は通也、聖賢は玉のきず ● 情の誤 ● 捕は捕の誤か ● 君子のあらはず言辭のごとしと也

集於天地而藏於萬物。產於金石。集於諸生。故曰水神。集於草木。根得其度。華得其數。實得其量。鳥獸得之。形體肥大。羽毛豐茂。文理明著。萬物莫不盡其幾。反其常上者。水之內度適也。夫玉之所貴者。九德出焉。夫玉溫潤以澤。仁也。鄰以理者。知也。堅而不蹙。義也。廉而不剌。行也。鮮而不垢。潔也。折而不撓。勇也。瑕適皆見。精也。茂華光澤。並通而不相陵。容也。叩之。其音清搏微遠。純而不殺。辭也。是以人生貴之。藏以爲寶。剖以爲符瑞。九德出焉。

人水也。男女精氣合。而水流形。三月如咀。咀者何。曰五味。五味者何。曰五藏。酸主脾。鹹主肺。辛主腎。苦主肝。甘主心。五藏已具。而後生肉。脾生隔。肺生骨。腎生腦。肝生革。心

人は水なり。男女精氣合して、水形を流く。三月にして如咀、咀とは何ぞや。曰く、五味なり。五味とは何ぞや。曰く、五藏なり。酸は脾を主り、鹹は肺を主り、辛は腎を主り、苦は肝を主り、甘は心を主る。五藏已に具りて、而る後に肉を生ず。脾は隔を生じ、肺は骨を生じ、腎は腦を生じ、肝は革を生じ、心は肉を生ず。五肉已に具りて、而る後に發して九竅と爲る。脾は發して鼻となり、肝は發して目となり、腎は發して耳と爲り、肺は發して竅と爲る。五月にして成り、十月にして生る。生れて目視、耳聴き、心慮る。目の視る所は、特に山陵之れ見るのみにあらざるなり。荒忽を察す。耳の聴く所は、特に雷鼓之れ聞くの

生肉。五肉已具。而後發爲九竅。脾發爲鼻。肝發爲目。腎發爲耳。肺發爲竅。五月而成。十月而生。生而目視。耳聽。心慮。目之所視。非特山陵之見也。察於荒忽。耳之所聽。非特雷鼓之聞也。察於淑湫。心之所慮。非特知於麤粗也。察於微眇。故修要之精。是以水集於玉。

みにあらざるなり。淑湫を察す。心の慮る所は、特に麤粗を知るのみにあらざるなり。微眇を察す。故に要の精を修む。是の以に水は玉に集りて、九德出づ。凝蹇して人と爲りて、九竅五處出づ。此れ乃ち其精なり。精盡濁蹇、能く存して亡ぶ能はざる者なり。伏聞能く存して、能く亡ぶる者は、善龜と龍と是れなり。龜は水に生じ、之を火に發す。是に於て萬物の先と爲り、禍福の正と爲る。龍は水に生じ、五色を被りて遊ぶ。故に神なり。小を欲すれば則ち化して蠶蠅の如く、大を欲すれば則ち天下を蔽す。尚きを欲すれば則ち雲氣を凌ぎ、下きを欲すれば則ち深泉に入る。變化日なく、上下時なし、之を神と謂ふ。龜と龍と、伏聞能く存して能く亡ぶる者なり。

● 流は布也、水化して形を布くと也 ● 如は而也、咀は味を含む也、胎する三月、形未だ具らずと雖も、母氣を意味して自ら養ふと也 ● 何を咀み、對へて曰く五味なりと也 ● 母の五藏の氣をいふ ● 脾の上にて在りと ● 皮膚也 ● 有無の不明なるをいふ ● 隔めて微小なる音 ● 要眇の情也 ● 耳目鼻口心 ● 伏水流聞也 ● ト若火を以て之を銷灼するをいふ ● 龜は、其大なること指の如く、龍に似て色青し

而九德出焉。凝塞而爲人。而九竅五慮出焉。此乃其精也。精蠱濁蹇。能存而不能亡者也。伏聞能存而能亡者。著龜與龍是也。龜生於水。發之於火。於是爲萬物先。爲禍福正。龍生於水。被五色而游。故神欲小。則化如蠶。蠶欲大。則藏於天下。欲尙。則凌於雲氣。欲下。則入於深泉。變化無日。上下無時。謂之神。龜與龍。伏聞能存而能亡者也。

或世見。或世不見者。生三蠶與二慶忌。故涸澤數百歲。谷之不徙。水之不絕者。生三慶忌。慶忌者。其狀若人。其長四寸。衣黃衣。冠黃冠。戴黃蓋。乘小馬。好疾馳。以其名呼之。可使千里外。一日反報。此涸澤之

或世に見れ、或は世に見れざる者は、蠶と慶忌とを生ず。故に涸澤數百歲、谷之れ徙らず、水之れ絶えざる者には慶忌を生ず。慶忌は、其狀人の若し。其長四寸、黃衣を衣、黃冠を冠し、黃蓋を戴き、小馬に乗り、好く疾馳す。其名を以て之を呼べば、千里の外も一日に反報せしむべし。此れ涸澤の精なり。涸澤の精は蠶を生ず。蠶は一頭にして兩身、其形蛇の如し。其長八尺、其名を以て之を呼べば、以て魚鼈を取らしむべし。此れ涸澤の神なり。是の以に水の精蠱濁蹇、能く存して亡ぶる能はざる者は、人と玉とを生ず。伏聞能く存して能く亡ぶる者は、著龜と龍となり。或は世に見れ、或は見れざる者は、蠶と慶忌となり。故に人皆之に服して、管子之に則る。人皆之を有して、管子之を以ふ。是の故に

精也。涸澤之精者。生三蠶。兩身。其形如蛇。其長八尺。以其名呼之。可以取魚鼈。此涸澤水之神也。是以水之精蠱濁蹇。能存而不能亡者。生三慶忌。伏聞能存而能亡者。著龜與龍。或世見。或不見者。人皆服之。而管子則之。人皆有之。而管子

具とは何ぞや。水是れなり。萬物以て生きざるなし。唯だ其託を知る者は、能く之が正を爲す。具は水是れなり。故に曰く、水とは何ぞや、萬物の本原なり。諸生の宗室なり。美惡賢不肖愚俊の産する所なりと。何を以て其の然るを知る。夫れ齊の水は道蹇にして復す。故に其民貪蠱にして勇を好む。楚の水は淖弱にして清し。故に其民は輕果にして賊なり。越の水は濁重にして洎、故に其民愚疾にして垢し。秦の水は涸最にして稽、坳滯して雜。故に其民貪戾にして鬥、而して好く齊を事とす。晉の水は枯旱にして運り、坳滯にして雜。故に其民詭詐を葆ち、巧佞にして利を好む。燕の水は萃下にして弱、沈滯して雜。故に其民愚慙にして貞を好み、輕疾にして死を易る。宋の水は輕勁にして清し。故に其民簡易にして正を好む。是の以に聖人の世を化するや、其解は水に在り。故に水一なれば則ち人心正し。水清ければ則ち民心易し。一なれば則ち欲汚されず、民心易ければ則ち行邪なし。是の以に聖人の世を治むるや、人ごとに告げざるなり、戸

ごとに説かざるなり。其樞は水に在り。

● 三十年を世と曰ふ ● 水の材を具ふるをいふ ● 品物の水に生ずる、なほ支子の宗室に生ずるがごとしと也 ● 道は道の誤なるべし、道は勁也、つよし ● 肉汁也 ● 疾は疾也 ● 心の重厚なる也 ● 推は米汁也、最は集也 ● 留也 ● 濁泥の滯疑する也 ● 水道深き也 ● 説也 ● 要也

子以之。是故具者何也。水不_二以_一生。唯知_二其託_一者。能爲_二之正_一。具者水是也。故曰。水者何也。萬物之本原也。諸生之宗室也。美惡賢不肖愚俊之所_レ産也。何以知其然也。夫齊之水。道躁而復。故其民貪饕而好_レ勇。楚之水。淖弱而清。故其民輕果而賊。越之水。濁重而洎。故其民愚疾而垢。秦之水。澍最而穉。滯而雜。故其民貪戾罔而好_レ事。齊晉之水。枯旱而運。滯而難。故其民詭諛。詐巧佞而好_レ利。燕之水。萃下而弱。沈滯而難。故其民愚戾而好_レ貞。輕疾而易死。宋之水。輕勁而清。故其民簡易而好_レ正。是以聖人之化_レ世也。其解_レ在水。故水一則人心正。水清則民心易。一則欲不汚。民心易。則行無_レ邪。是以聖人之治_レ於世也。不入告也。不_二戸説_一也。其樞在_レ水。

四時第四十

短語十四

管子曰。令有時。無時。則必視_二順天之所_一

管子曰く、令は時あり。時なければ則ち必ず天の來る所以に視順す。五漫漫、六悻悻、孰れか之を知らんや。唯だ聖人は四時を知る。四時を知らざれば、乃ち國

以來。五漫漫。六悻悻。孰知_レ之哉。唯聖人知_二四時_一。不知_二四時_一。乃失_二國之基_一。不知_二五稽_一之故。國家乃路。故天曰。信明_一。地曰。信聖_一。四時曰。正。其王信明聖。其臣乃正。何以_レ知其王之信明_一。聖也。曰。慎使_レ能而善_レ聽_レ信_一之。使能_レ之。謂_レ明。聽信_一之。謂_レ聖。信明聖者。皆受_二天賞_一。使_レ不能_一

の基を失ふ。五稽の故を知らざれば、國家乃ち路る。故に天を信明と曰ひ、地を信聖と曰ひ、四時を正と曰ふ。其王信明聖なれば、其臣乃ち正し、何を以て其王の信明信聖を知るか。曰く、慎んで能を使ひて、能く之を聽信すと。能を使ふを之れ明と謂ひ、聽信するを之れ聖と謂ふ。信明聖は皆天賞を受く。不能を使ふを悻と爲す。悻にして忘なる者は、皆天禍を受く。是の故に上、成事を見て功を貴べば、則ち民事接し、勞して謀らず。上、功を見て賤めば、則ち人の下たる者は直、人の上たる者は驕る。是の故に陰陽は天地の大理なり、四時は陰陽の大經なり。刑徳は四時の合なり。刑徳の時に合すれば則ち福を生じ、詭れば則ち禍を生ず。然らば則ち春夏秋冬は將に何をか行はんとする。東方を星と曰ふ。其時を春と曰ふ。其氣を風と曰ふ、風は木と骨とを生ず。其徳は嵐を喜びて節時を發出す。其事の號令には、神位を修除し弊梗を謹禱し、陽を正すを宗とす。隄防を治め、耕芸樹藝、津梁を正し、溝瀆を修め、屋を整し水を行り、怨を解き

罪を赦し、四方を通ず。然らば則ち柔風甘雨乃ち至り、百姓乃ち壽、百蟲乃ち蕃し。此を星德と謂ふ。

● 若し一定の時日なくば、則ち必ず當に天の來る所以を觀察して之に順ふべし。即ち花開きて春の來るを知り、草長じて夏の來るを知り、霜結んで秋の來るを知り、雪降りて冬の來るを知るがごとし類なり。● 五は五行也。漢は限なきさま。● 六は六氣。情愔は微暗のさま。● 聖人は四時に順ひて政を施せばなり。● 生成する所以也。● 萬物を生成するは智なり。而して皆萬古一の如し、故に信と曰ふ。生長收死は、各々其時に従ふ、此れ其の正也。● 天の與ふる福也。● 上、功を賞べは則ち民各々其業を勤む。故に其事相接續し、唯筋肉を勞して、敢へて他事を謀らざると也。● 殖也、徒に貨殖を以て利を測すと也。● 萬物をわかつて陰陽となすと也。● 配也、刑德は四時に配當して之を施すべしと也。● 星は生也、物は東方に生ずればなり。● 春は養也、萬物養生すと也。● 風なれば則ち氣調す、氣調すれば則ち木生殖せず。木位は東方に仕り、骨の人に於ける木の類なり。● 蓋也。● 修は理也、除は治也。● 禱の名、禍を除くもの。● 陽氣を正すと也。

爲_レ情_レ而忘也者。皆受_二天禍_一是故上見_二成事_一而賞_レ功。則民事接_レ勞而不謀_レ上見_レ功而賤_レ則爲_二人下_一者直_レ爲_二人上_一者驕_レ是故陰陽者天地之大理也。四時者陰陽之大經也。刑德者四時之合也。刑德合_二於時_一則生_レ福。詭則生_レ禍。然則春夏秋冬將_二何行_一。東方曰_レ星。其時曰_レ春。其氣曰_レ風。風生_二木與_レ骨。其德喜_レ而發_二出節_一時。其事號_レ令。修_二除神位_一。謹_二禱弊_一。稜_二宗正_一。陽_二治隄防_一。耕_二芸樹藝_一。正_二津梁_一。修_二溝瀆_一。發_レ屋_二行水_一。解_レ怨_二赦罪_一。進_二四方_一。然則柔風甘雨乃_レ至。百姓乃_レ壽。百蟲乃_レ蕃。此謂_二星德_一。

星者掌_レ發_レ發爲_レ風。是故春行_二冬政_一則_レ暄。行_二秋政_一則_レ霜。行_二夏政_一則_レ欲。是故春三月以_二甲乙之日_一發_二五政_一。一政曰_レ論_二幼孤_一。舍_二有罪_一。二政曰_レ賦_二爵列_一。授_二祿位_一。三政曰_レ凍_二解_一。修_二溝瀆_一。復_二亡人_一。四政曰_レ端_二險阻_一。修_二封疆_一。正_二千伯_一。五政曰_レ無_レ殺_二天_一。毋_レ塞_二華絕_一。五政苟_レ時。春雨乃_レ來。南

方曰日。其時曰夏。其氣曰陽。陽生火。與氣。其德施舍。修樂。其事號令。賞賜。賦爵。受祿。順鄉。謹修神祀。量功賞賢。以勸陽氣。九暑乃至。時雨乃降。五穀百果之登。此謂日德。中央曰土。土德實。輔四時。出入。以風雨。節土益力。土生皮肌膚。其德和平。用均。中正無私。實輔

昌に、四方乃ち朝す、此を歲徳と謂ふ。日は賞を掌る。賞を暑と爲す。歳は和を掌る。和を雨と爲す。夏に春政を行へば則ち風あり。秋政を行へば則ち水あり、冬政を行へば則ち落つ。是の故に夏三月、丙丁の日を以て五政を發す。一政に曰く功發努力ある者を求めて之を擧ぐ。二政に曰く久墳を開き故屋を發し、故窮を辟きて、以て假貸す。三政に曰く、令して扇を禁じ笠を去り、扱免する毋らしむ。急漏田廬を除ふ。四政に曰く、民に德賜布施する有る者を求めて、之を賞す。五政に曰く、令して禽獸を置設するを禁じ、飛鳥を殺す毋らしむ。五政苟も時なれば、夏雨乃ち至るなり。

● 粟也 ● 潤と通ず。燥也 ● その値むべき者を誦し之を善ふ也 ● 審也 ● 肝也 ● 披也 ● 草盛なる也 ● 實也、萬物充實する也 ● 大也、物相長大なればなり ● 日氣なればなり ● 恩を施し値を舍て、聲樂を修補す ● 鼓舞する也 ● 土は二氣の間に在り、既に前氣を收入し而して後に後氣を發出するなり ● 四時相代の氣を和し、土氣を節通し、以て生殖の力を増益すと也 ● 獸は羸の誤 ● 土は四時を掌る、故に歳を以て之に稱す ● 賞の人を益する積善の物を長ずるがごとし、故に賞を暑となす也 ● 隨利すれば則ち雨 ● 地を穿つを節といふ、墳も亦節の類、貨物の中に致して之を掩ふ。降然として高し、故

四時。春。夏。秋。冬。養。長。秋。收。冬。閉。藏。大。寒。乃。極。國。家。乃。昌。四。方。乃。朝。此。謂。歲。徳。日。掌。賞。爲。暑。歲。掌。和。和。爲。雨。夏。行。春。政。則。風。行。二。秋。政。則。水。行。二。冬。政。則。落。是。故。夏。三。月。以。丙。丁。之。日。發。五。政。一。政。曰。求。下。有。二。功。發。勞。力。者。上。而。擧。之。二。政。曰。開。久。墳。發。故。屋。辟。故。窮。以。假。貸。三。政。曰。令。禁。扇。去。笠。毋。扱。免。除。急。漏。田。廬。四。政。曰。求。下。有。德。賜。布。施。於。民。者。上。而。賞。之。五。政。曰。令。禁。置。設。禽。獸。毋。殺。飛。鳥。五。政。苟。時。夏。雨。乃。至。也。

に墳と名づくるのみ ● 人をして盛陶の氣をとめしむるを欲せざるなり ● 恩也

西方曰辰。其時曰秋。其氣曰陰。陰生金。與甲。其德憂哀。靜正。嚴順。居不敢淫。佚。其事號令。毋令民淫暴。順旅。聚收。電。氏。資以畜聚。賞。彼羣幹。聚。彼

西方を辰と曰ふ。其時を秋と曰ふ。其氣を陰と曰ふ。陰は金と甲とを生ず。其徳は憂哀、靜正、嚴順。居敢へて淫佚せず。其事の號令に、民をして淫暴ならしむる毋れと。旅を順にして聚收し、民資を量りて以て畜聚し、彼の羣幹を賞し、彼の羣材を聚む。百物乃ち收り、民をして怠る毋らしむ。惡む所其れ察し、欲する所必ず得。我れ信なれば則ち克つ。此を辰徳と謂ふ。辰は收を掌る。收を陰と爲す。秋に春政を行へば榮き、夏政を行へば則ち水あり、冬政を行へば則ち耗る。是の故に秋三月、庚辛の日を以て五政を發す。一政に曰く、博塞を禁じ、小しく鬪を辯じ、聽を譯ぶる

群材。百物乃收。使民毋怠。所惡其察。所欲必得。我信則克。此謂辰德。辰掌收。收爲陰。秋行春政。則榮。行夏政。則水。行冬政。則耗。是故秋三月以庚辛之日發。五政。一政曰。禁博塞。圍小辯。關譯。二政曰。毋見五兵之刃。三政曰。慎旅農。趣聚收。四政曰。補缺塞。五政

を圍け。二政に曰く、五兵の刃を見ず毋れ。三政に曰く、旅農を慎み、聚收を趣す。四政に曰く、缺を補ひ圻を塞け。五政に曰く、牆垣を修め、門閭を周らす。五政苟も時なれば、五穀皆入る。北方を月と曰ふ。其時を冬と曰ふ。其氣を寒と曰ふ。寒は水と血とを生ず。其德は淳越、溫恕周密。其事の號令には、徙民を修禁して靜止せしむ。地乃ち泄れず、刑を斷じ罰を致して、有罪を赦すなく、以て陰氣に符す。大寒乃ち至り、甲兵乃ち強く、五穀乃ち熟し、國家乃ち昌に、四方乃ち備す。此を月德と謂ふ。月は罰を掌る、罰を寒と爲す。

- 日月の會する所を辰と曰ふ。辰の言は振也、萬物を聚收するを掌る。● 秋は收也、時物成熟して之を收納す。
- 陰氣凝結すれば堅固、故に金を生ず。位は西方に在り。指甲の人に於ける、金類也。● 萬物を聚收する德也。● 博塞は局戲也。● 德を離して兵を觀さる也。● 旅は衆也。● 缺隙を補ひ圻裂をくは、收斂の氣に従ふ也。● 關也、物外に關きて中に歸する也。● 終也、萬物終りて將に復び始らんとする也。● 血の人に於ける、水の類也。● 冬は含蓋を主とすればなり。● 曠の古字。● 關の人を預する、曠は塞の物を殺すがごとし。

日。修營垣。周門閭。五政苟時。五穀皆入。北方曰月。其時曰冬。其氣曰寒。寒生水。與血。其德淳越。溫恕周密。其事號令。修禁徙民。令靜止。地乃不泄。斷刑致罰。無赦。有罪。以符陰氣。大寒乃至。甲兵乃強。五穀乃熟。國家乃昌。四方乃備。此謂月德。月掌罰。罰爲寒。

冬行春政。則泄。行夏政。則榮。行秋政。則早。是故冬三月。以壬癸之日發。五政。一政曰。論孤獨。恤長老。二政曰。善順陰。修神祀。賦爵祿。授備位。三政曰。效會計。毋發山川之藏。四政曰。捕姦。遷得盜賊者。有賞。五政曰。禁遷徙。止流。

冬、春政を行へば則ち泄れ、夏政を行へば則ち露あり。秋政を行へば則ち旱す。是の故に冬三月、壬癸の日を以て五政を發す。一政に曰く、孤獨を論じ、長老を恤む。二政に曰く、善く陰に順ひて、神祀を修め、爵祿を賦し、備位を授く。三政に曰く、會計を效して、山川の藏を發く毋れ。四政に曰く、姦遁を捕へ盜賊を得る者は賞あり。五政に曰く、遷徙を禁じ、流民を止め、分異を圍ぐ。五政苟も時なれば、冬事過たず、求むる所必ず得、惡む所必ず伏す。是の故に春凋み、秋榮き、冬雷あり、夏に霜雪あるは、此れ皆氣の賊なり。刑德、節を易へ次を失へば、則ち賊氣邀に至る。賊氣邀に至れば、則ち國に蓄殃多し。是の故に聖王は、時を務めて政を寄せ、教を作りて武を寄せ、祀を作りて德を寄す。此三者は、聖王の天地の行に合する所以なり。日は陽を掌り、月は陰を掌り、星

民。國二分異。五
政苟時。冬事
不過。所求必
得。所惡必伏。
是故春凋秋
榮。冬雷夏有
霜雪。此皆氣
之賊也。刑德
易節。失次。則
賊氣。越至。賊
氣。越至。則國
多。蓄殃。是故
聖王。務時。而
寄政焉。作教
而寄武焉。作
祀而寄德焉。
此三者。聖王
所以合於天
地之行也。日
掌陽。月掌陰。

は和を掌る。陽を徳と爲し、陰を刑と爲し、和を事と爲す。是の故に日食すれば、則ち徳を失ふの國之を惡む。月食すれば、則ち刑を失ふの國之を惡む。彗星見るれば、則ち和を失ふの國之を惡む。風と日と明を争へば、則ち生を失ふの國之を惡む。是の故に聖王は、日食すれば則ち徳を修め、月食すれば則ち刑を修め、慧星見るれば則ち和を修め、風と日と明を争へば則ち生を修む。此四者は、聖王の天地の誅を免るゝ所以なり。信に能く之を行はば、五穀蕃息し、六畜殖し、而して甲兵強し。治積めば則ち昌え、暴虐積めば則ち亡ぶ。道は天地に生じ、徳は賢人に出づ。道は徳を生じ、徳は正を生じ、正は事を生ず。是の以に聖王天下を治め、窮すれば則ち反り、終れば則ち始る。徳は春に始り、夏に長ず。刑は秋に始り、冬に流る。刑徳失はざれば、四時一の如し。刑徳郷を離るれば、時乃ち逆行す。事を作して成らざれば、必ず大殃あり。月に三政あり。王事必ず理りて以て久長を爲す。中らざる者は死し、理を失ふ者は亡ぶ。國に四時あ

星掌和。陽爲
徳。陰爲刑。和
爲事。是故日
食。則失徳之
國。惡之。月食。
則失刑之國。
惡之。彗星見。
則失和之國。
惡之。風與日
爭。明。則失生
之國。惡之。是
故聖王日食。則
修徳。月食。則
修刑。彗星見。
則修和。風與
日爭。明。則修
生。此四者。聖
王所以免於天
地之誅也。信能
行之。五穀蕃
息。六畜殖。而
甲兵強。治積
則昌。暴虐積
則亡。道生天
地。徳出賢人。
道生徳。徳生
正。正生事。
是以聖王治天
下。窮。則反。終
則始。徳始於
春。長於夏。刑
始於秋。流於
冬。刑徳不失。
四時如一。如
理者。亡國有
四時。固執王
事。四守有所
三政。執補。

り。固く王事を執りて、四守所あり、三政執輔す。

● 識計也 ● 父兄と分所する若をふせぐ也 ● 氣の時に反するを贖といふ ● 政を時に寓する也 ● 萬物を生成するをいふ ● 政に同じ ● 大を政といひ、小を事といふ ● 移也 ● 所を失ふをいふ ● 月三旬、政を異にす、故に三政と曰ふ也 ● 四時執守する所の命、各々其所あり、移易すべからず也 ● 月三の政を執りて四時の守を輔くと也

五行第四十一

短語十五

一者本也。二
者器也。三者
充也。治者四

一は本なり。二は器なり。三は充なり。治は四なり。教は五なり。守は六なり。立は七なり。前は八なり。終は九なり。十者ありて然る後に具る。五官の

也。教者五也。守者六也。立者七也。前者八也。終者九也。十者然後具。五官於六府也。五聲於六律也。六月日至。是故人有六多。六多所以街天地也。天道以九制。地理以八制。人道以六制。以天爲父。以地爲母。以開乎萬物。以總一統。通乎九制。六府三充。而爲明天

六府に於ける、五聲の六律に於ける、六月にして日至あり。是の故に人に六多あり。六多は天地に街する所以なり。天道は九を以て制し、地理は八を以て制し、人道は六を以て制す。天を以て父となし、地を以て母と爲し、以て萬物を開きて以て一統を總べ、九制六府三充に通じて、明天子と爲る。水土を修鑿して、以て天を待つ。董んで五藏に反り、以て親まざるを視る。治めて之を下に祀り、以て地位を觀る。貨ごとに神慮を贖て、精氣に合せしむ。已に合して常あり、常ありて經あり。其聲を審合して、十二鍾を修め、以て人情を律す。人情既に得て、萬物に極あり、然る後に徳あり。故に陽氣を通ずるは、天に事ふる所以なり。日月を經緯して、之を民に用ふ。陰氣に通ずるは、地に事ふる所以なり。星曆を經緯して、以て其の離くを視る。若の道に通じて、然る後に行ふことあり。然らば則ち神策靈ならず、神龜卜せず。黃帝も參を澤つるは、治の至りなり。昔者黃帝、蚩尤を得て天道を明にし、大常を得て地利を察し、奢龍を得て東

子。修鑿水土。以待乎天。董反五藏。以視不親。治祀之下。以觀地位。貨贖神慮。合於精氣。已合而有常。有常其聲。修二十二鍾。以律人情。人情既得。萬物有極。然後有德。故通乎陽氣。所以事天也。經緯日月。用之於民。通乎陰氣。所以事地也。經緯星曆。以視

方を辯じ、祝融を得て南方を辯じ、大封を得て西方を辯じ、后土を得て北方を辯す。黃帝、六相を得て天地治り神明至る。蚩尤、天道を明にす。故に當時たらしむ。大常、地利を察す、故に虞夏たらしむ。奢龍、東方を辯す、故に工師たらしむ。祝融、南方を辯す、故に司徒たらしむ。大封、西方を辯す、故に司馬たらしむ。后土、北方を辯す、故に李たらしむ。

- 農桑をいふ
- 農桑を理むる所以の具
- 人力の能く本と器とを調ふ
- 人既に本を辨む、治を設けて以て之を理むる也
- 人既に法を奉ずれば、則ち禮義を以て之に教ふ
- 人既に法を奉じ教に従へば、則ち官を設けて以て之を守る
- 既に官を設けて以て之を守れば、則ち能く事を立つ
- 既に能く功を立て事を立つれば、前王と聲を比すべしと也
- 既に能く前王と聲を比せば、王道の終と謂ふべしと也
- 五行の官を立て、六府を分掌する也
- 五行の官
- 水火金木土穀也
- 日至後六日、復た日至を得
- 人の世を制する、多く六數を用ふ、故に六多といふ
- 通也
- 天に九理あり、天は九を以て制し地に八極八結八極あり、地は八を以て制し、八卦は六、人は六を以て制する也
- 五行の氣の寓する所
- 廟祀也
- 十二律に應ずるの鐘なり
- 中也
- 二十八宿を經と爲し、五星を緯となす
- 月の離くところを視ると也
- 官名
- 米穀を廉といふ
- 司空也
- 斷獄の吏也

其離。通者道。然後有行。然則神靈不靈。神龜不卜。黃帝澤參。治之至也。昔者黃帝得蚩尤。而明於天道。得大常。而察於地利。得蒼龍。而辨於東方。得祝融。而辯於南方。得大封。而辯於西方。得后土。而辯於北方。黃帝得六相。而天地治。神明至。蚩尤明。乎天道。故使爲當時。大常。祭乎地利。故使爲廩者。蒼龍。祭乎東方。故使爲工師。祝融。祭乎南方。故使爲司徒。大封。祭於西方。故使爲司馬。后土。祭乎北方。故使爲李。

是故。春者工師也。夏者司徒也。秋者司馬也。冬者李也。昔者黃帝。以其緩急。作五聲。以政五鍾。令其五鍾。一曰。青鍾。大音。二曰。赤鍾。重心。三曰。黃鍾。灑光。四曰。景鍾。味其明。

是の故に春は工師なり。夏は司徒なり。秋は司馬なり。冬は李なり。昔者黃帝、其緩急を以て五聲を作り、以て五鍾を政し、其五鍾を令す。一に曰く、青鍾は大音と。二に曰く、赤鍾は重心と。三に曰く、黃鍾は灑光と。四に曰く、景鍾は味として其れ明と。五に曰く、黑鍾は隠れて其れ常ありと。五聲既に調ひて、然る後に五行を作立し、以て天時を正し、五官以て人位を正す。人と天と調ひて、然る後に天地の美生す。日至に甲子を暗、木行にて御す。天子令を出し、左右士師内御に命じ、總べて列爵を別ち、賢不肖士吏を論じて、祕賜を賦し、四境の内を賞し、故粟を發するに田數を以てす。國衛を出し、山林を慎み、民の

五曰。黑鍾隱其常。五聲既調。然後作立五行。以正天時。五官以正人位。人與天地調。然後天地之美生。日至。暗甲子。木行。御天子。出令。命左右士師。内御。總別列爵。論賢不肖。士吏。賦祕賜。賞於四境之内。發故粟。以田數。出國衛。慎山林。禁民斬木。所以愛艸木也。然則

木を斬るを禁ずるは、艸木を愛する所以なり。然らば則ち氷解けて凍釋け、木區萌し、蟄蟲卵菱を贖る。春辟きて時く勿れ。苗は本を足ぐ。雜穀を糶ましめす。鷹麋を天せず。傳速する毋れ。襪襪を傷くる亡れ。時なれば則ち澗ます。七十二日にして畢る。丙子を暗て、火行にて御む。天子令を出し、行人内御に命じ、溝澮を掘り、舊塗を津せしむ。藏を發きて君の賜賞に任す。君子は遊馳を修めて、以て地氣を發す。皮幣を出し、行人に命じて、春秋の禮を天下諸侯に修め、天下の遇者を通じて兼和す。

● 五聲のうち、宮は最も緩にして羽は最も急なり ● 命也、名づくる也 ● 東方の風、鐘、風に従ふ、其音必大、故に大音と名づく ● 南方火、人に於て心たり、故に重心と名づく ● 中央は土なり、六月を主る、時、雨澤多く、洗濯光を生ずる也 ● 景は明也。西方金、金は光明を主とす。故に名づく ● 北方は水、水色は玄なり。而して隱晦は即ち其常なりと也 ● 日至は冬至也、御は治也、冬至の後、甲子の高日をみ、木行施す所の命を用ひて國を治むと也 ● 士師は司寇の屬官、國の五禁の法を掌る。内御は内侍の官 ● 隱粟を出して足らざるを補ふ也 ● 祕也 ● 足は塗也、春生の苗、當に土を以て其本をよまぐべしと也 ● 賦役の者を速に使ふ也 ● 春は九十なり。七十二日といふは、季月の十八日は土位に屬するが故なり ● 行使の官也

水解而凍釋。艸木區萌。蟄蟲卵。春辟勿時。苗足本。不獨。不天。不。毋。傳。速。亡。傷。穰。穰。時。則。不。湖。七十二日而畢。晴。丙子。火。行。御。天子。出。命。命。行人。內。御。令。下。攝。溝。澮。津。滌。塗。發。藏。任。君。賜。賞。君子。修。游。馳。以。發。地。氣。出。皮。幣。命。行人。修。春。秋。之。禮。於。天。下。諸。侯。通。天。下。遇。者。兼。和。

然則天無疾風。艸木發奮。鬱氣息。民不疾。而榮華蕃。七十二日而畢。晴。戊子。土。行。御。天子。出。命。命。左右。司。徒。內。御。不。誅。不。負。農。事。爲。敬。大。揚。惠。言。寬。刑。死。後。罪。人。出。國。司。徒。令。命。順。民。之。功。力。以。養。五

然らば則ち天に疾風なく、艸木發奮し、鬱氣息む。民疾まずして榮華蕃し。七十二日にして畢る。戊子を晴、土行にて御む。天子令を出し、左右司徒内御に命じ、誅めず貞さす。農事敬を爲す。大に惠言を揚げ、刑死を寛にし罪人を緩にし、國の司徒の令を出し、命じて民の功力を順にし、以て五穀を養ふ。君子は靜居して、農夫其功力を修めて極む。然らば則ち天は粵宛を爲し、艸木養長し。五穀蕃實秀大、六畜犧牲具り、民は財を足し國富み、上下親み、諸侯和す。七十二日にして畢る。甲子を晴、金行にて御む。天子令を出し、祝宗に命じ、禽獸の禁、五穀の先づ熟する者を選びて、之を祖廟と五祀とに薦む。鬼神其氣を養し君子其味を食ふ。然らば則ち涼風至り、白露下る。天子令を出し、左右の司馬に

穀。君子之靜居。而農夫修其功力。極。然則天爲粵宛。艸木養長。五穀蕃實。秀大。六畜犧牲具。民足財國富。上下親。諸侯和。七十二日而畢。晴。甲子。金行。御。天子出。命。命。祝宗。選。禽獸之禁。五穀之先熟者。而薦之。祖廟。與。五祀。鬼神。養。其氣焉。君子食其味焉。然則涼風

命じ、組甲を行しくし、兵を厲ぎ、什を合して伍と爲し、以て四境の内を修む。諛然として民に事あるを告ぐるは、天地の殺斂を待つ所になり。然らば則ち晝炎陽、夕露を下し、地競環、五穀鄰熟、草木茂實、歲農豊に、年大に茂る。七十二日にして畢る。壬子を晴、木行にて御む。天子令を出し、左右使人内御に命じて御めしむ。其氣足れば則ち發して止む。其氣足らざれば、則ち發して盜賊を瀆濶し、數竹箭を剝り、檀柘を伐り、民をして出でて禽獸を獵せしむ。巨少を釋ばずして之を殺すは、天地の閉藏する所を貴ぶ所以なり。然らば則ち羽卵する者段れず、毛胎する者臙れず、騶婦銷棄せず、草木の根本美なり。七十二日にして畢る。甲子を晴、木行にて御む。天子賦せず、賜賞せずして大に斬伐傷すれば、君危きも殺されず、太子危く家人夫人死す。然らずんば則ち長子死す。七十二日にして畢る。丙子を晴、火行にて御む。天子敢へて急政を行ふときは早札あり、苗死し民厲む。七十二日にして畢る。戊子を晴、土行にて御む。天子、宮室

至。白露下。天子出令。命左。右司馬。行組。甲。厲兵。合什。爲伍。以修於。四境之內。諛。然告民。有事。所以待天地。之殺斂也。然。則晝。夷陽。夕。下。露。地。競。環。五穀。鄰。熟。草。木茂實。歲。豐。年大茂。七。十二日而畢。諸王子。木行。御。天子出令。命左右使人。內御。御。其氣。足。則發而止。其氣不足。則發。擗。潰。盜。賊。數。剽。竹。箭。伐。檀。柘。令。民。出。獵。禽。獸。不。釋。巨。少。而。殺。

を修め臺榭を築くときは君危し。外、城郭を築くときは臣死す。七十二日にし
て畢る。庚子を晴、金行にて御む。天子、山を攻め石を撃つときは兵の作るあ
り。戦ひて敗れ、士死し、執政を喪ふ。七十二日にして畢る。壬子を晴、水行
にて御む。天子、塞を決するときは大水を動し、王后夫人夢す。然らざれば則ち
羽卵の者段れ、毛胎の者臙れ、麗婦銷棄し、草木の本根美ならず。七十二日にし
て畢るなり。

● 賈也 ● 正也 ● 大に仁恵の號令を發する也 ● 應は厚し、宛は順也、天の厚順にして時氣に逆はざる
を爲すをいふ ● 門・戸・行・道・田畝をいふ ● 組を以て甲を置く也 ● 修めて之を美にする也 ● 容貌の
和恭なる也 ● 秋陽は安の如ければなり ● 地脈競起、其文環の如し、豐光也 ● 節は連也 ● 閉藏の
氣足れば、則ち命を發して休止すと也 ● 追捕を嚴にする也 ● 弓幹をつくるもの ● 麗は孕の古字
● 若し君危しと雖も殺されずんば、則ち又太子危く而して家人夫人に死禍ある也 ● 敬と本文にあるは敬
の誤 ● 札は天死也 ● 山は金の藏する所、石も亦金屬也、之を攻撃すれば金氣を動亂す、故に兵起る也
● 隄防也

之。所以貴天地之所閉藏也。然羽卵者不段。毛胎者不臙。麗婦不銷棄。草木根本美。七
十二日而畢。諸甲子。木行御。天子不賦。不賜賞。而大斬伐。傷君危。不殺太子。家人夫人
死。不然。則長子死。七十二日而畢。諸丙子。火行御。天子敬行急政。早札。苗死。民厲。七十二
日而畢。諸戊子。土行御。天子修宮室。築臺榭。君危。外築城郭。臣死。七十二日而畢。諸庚子。
金行御。天子攻山。擊石。有兵作。戰而敗。士死。喪執政。七十二日而畢。諸壬子。水行御。天子
決塞。動大水。王后夫人薨。不然。則羽卵者段。毛胎者臙。麗婦銷棄。草木本根不美。七十二
日而畢也。

靜不爭。動作不貳。素質不與。與地同極。未得天極。則隱於德。已得天極。則致其力。既成其功。順守其從。人不能伐。成功之道。贏縮爲寶。毋亡天極。究數而止。事若未成。毋改其形。毋失其始。靜民觀時。待令而起。故曰。修陰陽之從。而道天地之常。

なかれと也 人事運叛を起さざれば、自ら興事の始となるなかれと也 從ふ所也 至極の道也
文飾なき也 贏の誤。これを過退度にかなよといふ 由也

贏縮縮。因而生。因天地之形。聖人成之。小取者小利。大取者大利。盡行之者。有天下。故賢者誠信以仁之。慈惠以愛之。

贏縮縮、因りて當を爲し、死死生生、天地の形に因る。天地の形は、聖人之を成す。小しく取る者は小しく利あり、大に取る者は大に利あり。盡く之を行ふ者は、天下を有つ。故に賢者は、誠信以て之を仁にし、慈惠以て之を愛にし、政象を端しくして、敢へて以て人に先だたす。中靜にして留らず、徳を裕にして求むるなく、女の色に形す。其の處る所の者、柔安靜樂、徳を行ひて争はず、以て天下の濟作を待つ。故に賢者は、安徐正靜、柔節先づ定り、不敢を行ひて不能に立ち、弱節を守りて之を堅處す。故に天時を犯さず、民功を亂さず。時を乘

端政象。不致以先人。中靜不留。裕徳無未。形於女色。其所處者柔安靜樂。行徳而不爭。以待天下之濟作也。故賢者安徐正靜。柔節先定。行於不敢。而立於不能。守弱節。而堅處之。故不犯天時。不亂民功。乘時養人。先徳後刑。順於天。微度人。善周者。明不能見也。善明者。周不能蔽也。大明勝大周。則民無大周也。大周勝大明。則民無大明也。大明之先。可以奮信。大明之祖。可以代天下。索而不得。求之招搖之下。獸厭走。而有伏網罟。一僮一側。不然不得。大文三會。而實三義。與徳。大武三層。而僮二武。與力。

り人を養ふ。徳を先にし刑を後にし、天に順ひて微に人を度る。善周なる者は明も見る能はざるなり。善明なる者は、周も蔽ふ能はざるなり。大明、大周に勝たば、則ち民に大周なきなり。大周、大明に勝たば、則ち民に大明なきなり。大周の先、以て奮信すべく、大明の祖、以て天下に代るべし。索めて得ざれば、之を招搖の下に求む。獸走るを厭ひて、網罟に伏すあり。一は僮し一は側つ。然らずんば得ざるなり。大文三會、而して義と徳とを貴ぶ。大武三層、而して武と力とを僮す。

● 贏縮の誤 ● 天地の形見す所をとる也 ● 象は法也。端は正也 ● 湧き興るに、動氣也 ● 至極の極也 ● 極めて周密なるもの ● 代りて天下の王たるべしと也 ● 遠逝に同じ ● 網の一邊をよせ、一邊を起つるをいふ ● 會は層と通ず。三會は、累積して三に至るをいふ ● 極めて用ひざるに至るをいふ

人。先徳後刑。順於天。微度人。善周者。明不能見也。善明者。周不能蔽也。大明勝大周。則民無大周也。大周勝大明。則民無大明也。大明之先。可以奮信。大明之祖。可以代天下。索而不得。求之招搖之下。獸厭走。而有伏網罟。一僮一側。不然不得。大文三會。而實三義。與徳。大武三層。而僮二武。與力。

正第四十三

短語十七

制斷五刑。各當其名。罪人不怨。善人不服。曰刑正之。服之。勝之。飾之。必嚴其令。而民則之。曰政。如四時之不正。如星辰之不變。如宵陽。如日月之明。曰法。愛之生之。養之。成之。利之。不德。天下親之。曰德。無德無怨。

五刑を制斷し、各其名に當れば、罪人怨みず、善人驚かざるを刑と曰ふ。之を正し之を服し、之に勝ち之を飾へ、必ず其令を嚴にして、民之に則るを政と曰ふ。四時の貳はざるが如く、星辰の變ぜざるが如く、宵の如く晝の如く、陰の如く陽の如く、日月の明の如きを法と曰ふ。之を愛し之を生じ、之を養ひ之を成し、民を利用して徳とせず、天下之を親むを徳と曰ふ。徳なく怨なく、好なく悪なく、萬物一を崇び、陰陽度を同じうするを道と曰ふ。刑以て之を懲め、政以て之に命じ、法以て之を過め、徳以て之を養ひ、道以て之を明にす。刑以て之を懲め、民の命を失はしむる毋れ。之を令して以て其欲を終へしめ、之を明にして徑する毋れ。之を過めて以て其志意を絶ち、民をして幸せしむる毋れ。之を養ひて以て其惡を化せんとせば、必ず身より始む。之を明にして以て其生を察す、必

無好無惡。萬物崇一。陰陽同度。曰道。刑以獎之。政以令之。法以過之。徳以養之。道以明之。刑以獎之。毋失民命。令之以終其欲。明之以母其過。之。以絶其志意。毋使民幸。養之以化其惡。必自身始。明之以察其生。必修其理。致刑。其民庸心。以蔽致政。其民服信。以聽致

す其理を修めしむ。刑を致せば、其民は心を庸ひて以て蔽ふ。政を致せば、其民服信にして以て聽く。徳を致せば、其民、和平にして以て靜なり。道を致せば、其民は付して争はず。人を罪して名に當るを刑と曰ひ、令を出して時に當るを政と曰ひ、故に當りて改めざるを法と曰ひ、民を愛して私なきを徳と曰ひ、民の聚る所に會するを道と曰ふ。常を立て、政を行ふ。能く服信ならんか、中和慎敬。能く日に新ならんか、正衡一靜。能く慎を守らんか、私を廢し公を立つ。能く人を舉げんか、政に臨み民を官にす。能く其身を後にせんか、能く政に服信す。之を紀を正すと謂ふ。能く日新に服する、此を理を行ふと謂ふ。慎を守り名を正せば、僞詐自ら止む。人を舉げて私なければ、臣徳咸く道あり。能く其身を後にせば、上、天子を佐く。

● 刑の罪名によく相當するをいふ ● 刑の正當なる故に驚かず、此の如き者は刑の正しき者なりと也 ● 蓋 邪に勝つ也 ● 整也 ● 恩也 ● 道の二ならざる者を用ふる也 ● 斷也。さだむ ● 成也、成し遂げし

德。其民和平。以靜致道。其民付而不爭。罪人當名曰刑。出令當時曰政。當故不改曰法。愛民無私曰德。會民所聚曰道。立常行政。能服信乎。中和慎敬。能日新乎。正衡一靜。能守慎乎。廢私立公。能舉人乎。臨政官民。能後其身乎。能服信政。此謂正紀。能服日新。此謂行理。守慎正名。偽詐自止。舉人無私。臣德成道。能後其身。上佐天子。

わる也 邪徑に惑く也 非分の幸を求めしむるなかれと也 用也 捕也、その類を捕ひ去る也 任也 術は平也 紀綱を正す也 得失邪正の名也

九變第四十四

短語十八

凡民之所守戰至死不以其上者有數以至焉。曰大者親戚墳墓之所在也。田宅富厚。足居也。不然則凡民之所守戰至死不以其上者有數以至焉。曰大者親戚墳墓之所在也。田宅富厚。足居也。不然則凡民之所守戰至死不以其上者有數以至焉。曰大者親戚墳墓之所在也。田宅富厚。足居也。不然則

凡そ民の、守戰死に至りて、其上に徳とせざる所以の者は、數ありて以て至ればなり。曰く、大なる者は、親戚墳墓の在る所なり。田宅富厚居るに足ればなり。然らずんば則ち上の教訓習俗慈愛の民に於ける厚くして、往く所として之を得るなければなり。然らずんば則ち山林澤谷の利生ずるに足ればなり。然らずんば則ち地形險阻、守り易くして攻め難ければなり。然らずんば則ち罰嚴にして畏るべければなり、然らずんば則ち賞明にして勸むに足ればなり。然らずんば則ち敵人に深怨あればなり。然らずんば則ち上に厚功あればなり。此れ民の守戰死に至りて、其上に徳とせざる所以の者なり。今不信の人を待みて以て智者を求め、不守の民を用ひて以て固きを欲し、不戰の卒を將るて以て勝つを幸ふは、此れ兵の三闕なり。

● 本分と考へて上即ち君に對し恩徳を報ずるためになすと思はざるはと也 ● 計數也、これによりてこゝに至らしむると也 ● 父母也 ● 何處に往くもかゝる所なきをいふ ● 功厚ければ敵多きをいふ ● 間諜也 ● 知の通字

州縣鄉黨。與宗族。足懷榮也。不然則上之教訓習俗慈愛之於民也厚。無所往而得之。不然則山林澤谷之利足生也。不然則地形險阻。易守而難攻也。不然則罰嚴而可畏也。不然則賞明而足勸也。不然則有深怨於敵人。也。不然則有厚功於上也。此民之所守戰至死而不德其上者也。今恃不信之人。而求以智。用不守之民。而欲以固。將不戰之卒。而幸以勝。此兵之三闕也。

任法第四十五

區言一

所謂仁義禮樂者皆出於法。此先聖之所一也。周書曰。國法不。則。有國者不祥。民不道法。則不祥。國更立法。以典民。則不祥。羣臣不用禮義教訓。則不祥。百官服事者。離法而治。則不祥。故曰。法者不可恆也。存亡治亂之所從出。聖君所以爲天下大儀也。

所謂仁義禮樂は、皆法より出づ。此れ先聖の民を一にする所以の者なり。周書に曰く、國に法ありと。法一ならざれば則ち國を有つ者不祥。民、法に道らざれば則ち不祥。國、法を更立して、以て民を典れば則ち不祥。羣臣、禮義教訓を用ひざれば則ち不祥。百官、事に服ふ者、法を離れて治めば則ち不祥。故に曰く、法は恆にせざるべからざるなりと。存亡治亂の從りて出づる所、聖君天下を爲むる所以の大儀なり。君臣上下貴賤皆發す。故に曰く、法は古への法なりと。世に請調任舉の人なく、聞識博學辯説の士なく、偉服なく奇行なく、皆法に襲まれて、以て其主に事ふ。故に明王の恆にする所の者二、一に曰く、法を明にして固く之を守る。二に曰く、民私を禁じて之を收使す。此の二者は、主の恆にする所なり。夫れ法は、上の民を一にし下を使ふ所以なり。私は、下の法を侵し主を亂す所以なり。故に聖君、儀を置き法を設けて固く之を守る。然る故に謀忤習士、聞識博學の人、亂すべからざるなり。衆彊富貴私勇は侵す能はざるなり。信近

君臣上下貴賤皆發焉。故曰。法古之法也。世無請調任舉之人。無聞識博學辯説之士。無偉服。無奇行。皆垂於法。以事其主。故明王之。所恆者二。一曰。明法而固守之。二曰。禁民私而收使之。此二者。主之所恆也。夫法者。上之所一也。使下也。私者。下之所一也。使上也。故聖君。置備設法。而固守之。然故謀忤習士。聞識博學之人。不可亂也。衆彊富貴私勇者。不能侵也。信近親愛者。不能離也。珍怪奇物。不能惑也。萬物百事。非在法之中者。不能動也。故法者。天下之至道也。聖君之實用也。今天下則不然。皆有善法。而不能守也。然故謀忤習士。聞識博學之士。能以其智。亂法惑上。衆彊富貴私勇者。能以其威。犯法侵陵。鄰國諸侯。能以其權。

親愛は離す能はざるなり。珍怪奇物惑す能はざるなり。萬物百事、法の中に在る者に非れば動かす能はざるなり。故に法は天下の至道なり。聖君の實用なり。今の天下は則ち然らず。皆善法ありて守る能はざるなり。然る故に謀忤習士、聞識博學の士、能く其智を以て法を亂し上を惑し、衆彊富貴私勇の者、能く其威を以て法を犯して侵陵す。鄰國の諸侯、能く其權を以て子を置き相を立つ。大臣は、能く其私を以て百姓を附づけ、公財を剪り、以て私士に祿す。

● 法立たずんば仁義禮樂施す所なし、故にいふ ● 國は法を以て本と爲すと也 ● 不祥の謂か ● 儀は表也儀表の意 ● 發は起也、皆法に由りて起つと也 ● 今日之法は即ち太古の法也これヲ以て法とせざるべからずと也 ● 任は保也、其の用ふべきを保して之を擧ぐる也 ● 衆彊也 ● 信近明善事ヲ習熟するの士なり ● 君の心を動かす能はずと也 ● 君の子を離し國相を擧立すと也

管子立相。大臣能以其私附百姓。剪公財。以祿私士。

凡如是。而求法之行。國之治。不可得也。聖君則不然。卿相不得剪其私。羣臣不得辟其所親愛。聖君亦明其法。而固守之。羣臣修通輻輳。以事其主。百姓輯睦。聽令道法。以從其事。故曰。有生法。有守法。有生法於法。夫生法者君也。守法者臣

凡そ是の如くにして、法の行はれ國の治るを求むとも得べからざるなり。聖君は則ち然らず。卿相は其私を剪るを得ず、羣臣は其親愛する所に辟するを得ず。聖君亦其法を明にして固く之を守る。羣臣修通輻輳、以て其主に事ふ。百姓輯睦、令を聴き法に道り、以て其事に従ふ。故に曰く、法を生ずるあり、法を守るあり、法を法とするあり。夫れ法を生ずる者は君なり。法を守る者は臣なり。法を法とする者は民なり。君臣上下貴賤皆法に従ふ。此を大治を爲すと謂ふ。故に主に三術あり。夫れ人を愛して私賞せず、人を惡みて私罰せず、儀を置き法を設け、度量を以て斷する者は上主なり。人を愛して之を私賞し、人を惡みて之を私罰し、大臣に倍き左右を離れ、専ら其心を以て斷する者は中主なり。臣に愛する所ありて、爲に之を私賞し、惡む所ありて、爲に之を私罰し、其公法に倍き、其正心を損じ、専ら其大臣に聽く者は危主なり。故に人主たる者は、人を重愛せ

也。法於法上民也。君臣上下貴賤皆從法。此謂爲大治。故主有三術。夫愛人不私賞也。惡人不私罰也。置儀設法。以度量斷者。上主也。愛人而私賞之。惡人而私罰之。倍大臣離左右。專以其心斷者。中主也。臣有所愛。而爲私賞之。有所惡。而爲私罰之。損

ず、人を重愛せず。重愛を失徳と曰ひ、重惡を失威と曰ふ。威徳皆失すれば則ち主危きなり。故に明王の操る所の者六あり。之を生し之を殺し、之を富し之を貧しくし、之を貴くし之を賤しくす。此の六柄は主の操る所なり。主の處る所の者四あり。一に曰く、文、二に曰く、武、三に曰く、威、四に曰く、徳。此の四位は主の處る所なり。人に藉すに其の操る所を以てするを、命じて奪柄と曰ふ。人に藉すに其の處る所を以てするを、命じて失位と曰ふ。奪柄失位ありて、令の行はれんことを求むとも得べからざるなり。法の平しからず、令の全からざるは、是も亦奪柄失位の道なり。故に爲にするありて法を枉げ、爲にするありて令を毀るは、此れ聖君の自ら禁する所以なり。故に貴も威す能はず、富も祿する能はず、賤も事ふる能はず、近も親く能はず、美も淫する能はざるなり。

● 聖也、愛也 ● 臣之を愛せず、君又從つて之を愛せず、是れ威也 ● 權は威也 ● 奪は失也、説文に奪は手に性を持ち之を失ふなりとあり

其正心。專聽其大臣者。危主也。故爲人主者。不重愛人。不重惡人。重愛曰失德。重惡曰失威。威德皆失。則主危也。故明王之所操者六。生之殺之。富之貧之。貴之賤之。此六柄者。主之所操也。主之所處者四。一曰文。二曰武。三曰威。四曰德。此四位者。主之所處也。藉人。以其所操。命曰奪柄。藉人。以其所處。命曰失位。奪柄失位。而求令之行。不可得也。法不平。令不全。是亦奪柄失位之道也。故有爲枉法。有爲毀令。此聖君之所自禁也。故貴不能威。富不能祿。賤不能事。近不能親。美不能淫也。

植固而不動。奇邪乃恐。奇革而邪化。令往而民移。故聖君欠度量。置儀法。如天之地之堅。如日月之明。如四時之信。然故令往而民從之。而失君則不然。法立而植固而不動。奇邪乃恐。奇革而邪化。令往而民移。故聖君欠度量。置儀法。如天之地之堅。如日月之明。如四時之信。然故令往而民從之。而失君則不然。法立而

還廢之。令出而復反之。枉法而從私。毀令而不全。是貴能威之。富能祿之。賤能事之。近能親之。美能淫之也。此五者。不禁於身。是以羣臣百姓。人挾其私。而幸其主。彼幸而得之。則主日侵。彼幸不得。則怨日產。夫日侵而產怨。此失君之所慎也。凡爲主。而不得用其

怨を産するは、此れ失君の慎ふ所なり。凡そ主と爲りて其法を用ふるを得ず、其意に適せず、臣を顧みて行ひ、法を離れて貴臣に聽くは、此れ所謂貴にして之を威すなり。富人は金玉を用ひ、主に事へて來む。主は法を離れて之を聽く。此れ所謂富にして之を祿するなり。賤人は服約卑敬を以て悲色あり。其主に告懇す。主因りて法を離れて之を聽く。此れ所謂賤にして之に事ふるなり。近き者は偏近親愛を以て其主に求むるあり。主因りて法を離れて之を聽く。此れ所謂近にして之に親むなり。美なる者は巧言令色を以て其主に請ふ。主因りて法を離れて之を聽く、此れ所謂美にして之に淫するなり。治世は則ち然らず。親疎遠近貴賤美惡を知らずして、度量を以て之を斷ず。其の人を殺戮する者怨みざるなり。其の人を賞賜する者徳とせざるなり。法制を以て之を行ふこと、天地の私なきが如し。

● 心能く獨立するをいふ ● 奇邪の人、惡を改め善に變れば則ち復た化をふまざるものなし、故に命出で、民移りて之に従ふと也 ● 其主に幸を求むる也 ● 願と通ずたがよ也 ● 求の願 ● 服約は服屬の約也 ● 法廢也

法。不適其意。願臣而行。離法而聽。貴臣。此所謂貴而威之也。富人用金玉。事主而來焉。主離法而聽之。此所謂富而祿之也。賤人以服約卑。敬悲色。皆怨其主。主因離法而聽之。此所謂賤而事之也。近者以偏近親愛。有求其主。主因離法而聽之。此所謂近而親之也。美者以巧言令色。請其主。主因離法而聽之。此所謂美而淫之也。治世則不然。不知親疎遠近。貴賤美惡。以度量斷之。其殺戮人者。不怨也。其賞賜人者。不德也。以法制行之。如天地之無私也。

是以官無私議。論士無私說。皆虛其匈。以聽於上。上以公正論。以法制斷。故任天下而不重也。今亂君則不然。有私視也。故有私聽也。故有私聞也。有私

是の以に官に私論なく、士に私議なく、民に私説なし。皆其匈を虚しくして以て上に聴く。上は公正を以て論じ、法制を以て斷す。故に天下に任じて重しとせざるなり。今の亂君は則ち然らず。私視あるなり、故に見ざるあるなり。私聽あるなり。故に聞えざるあるなり。私慮あるなり、故に知らざるあるなり。夫れ私は、壅蔽失位の道なり。上、公法を捨て、私説を聴く。故に羣臣百姓、皆私を設け方を立て、以て國に教ふ。羣黨比周、以て其の私を立て、請調任舉、以て公法を亂る。人、其の心を用ひて、以て上に幸ふ。上、度量の以て之を禁する無し。是の以に私説日に益して、公法日に損す。國の治らざるは此れより産す。

慮也。故有不。知也。夫私者。壅蔽失位之道也。上舍公道。而聽私說。故羣臣百姓。皆設私立方。以教於國。羣黨比周。以立其私。請調任舉。以亂公法。人用其心。以幸於上。上無度量。以禁之。是以私說日。益。而公法日。損。國之不治。從此產矣。夫君臣者。天地之位也。民者衆物之象也。各立其所。職以待。君令。羣臣百姓。安得各用其心。而立私乎。故遵主令而行之。雖有傷敗。無罰。非主令而行之。雖有功利。罪死。然故下之事

夫れ君臣は天地の位なり。民は衆物の象なり。各、其の職とする所を立て、以て君令を待たば、羣臣百姓、安ぞ各、其心を用ひて、私を立つるを得ん。故に主令に違ひて之を行はば、傷敗ありと雖も罰無し。主令に非ずして之を行へば、功利ありと雖も罪死す。然る故に下の上に事ふるや、響の聲に應ずるが如し。臣の主に事ふるや、影の形に従ふが如し。故に上令して下應じ、主行ひて臣従ふ。此れ治の道なり。夫れ主令にあらざして行ひ、功利ありて因りて之を賞するは、是れ妄舉を教ふるなり。主令に違ひて之を行ひ、傷敗ありて之を罰すれば、是れ民をして利害を慮りて法を離れしむるなり。羣臣百姓、人、利害を慮りて、其私心を以て舉錯すれば、則ち法制毀れて令行はれず。

● 胸也、わね ● 道也、即ち名その道たる所を立て、以て人に教ふと也 ● 人、君の心を以て一心となさず、各々其心を用ひて上に幸すすと也 ● 舉は初也、行也 ● 進退也、動作也

上也。如響之應聲也。臣之事主也。如影之從形也。故上令而下應。主行而臣從。此治之道也。夫非主令而行。有功利。因賞之。是教安舉也。違主令而行之。有傷敗。而罰之。是使民慮利害。而難法也。羣臣百姓。人慮利害。而以其私心舉錯。則法制毀。而令不行矣。

明法第四十六

區言一

所謂治國者。主道明也。所謂亂國者。臣術勝也。夫尊君卑臣。非計親也。以執勝也。百官識非也。刑罰必也。故君臣共道。則亂。專授則失。夫國有四亡。令求不出。謂之滅。出所謂治國なる者は、主道明かなるなり。所謂亂國なる者は、臣術勝つなり。夫れ君を尊み臣を卑むは、親を計るにあらざるなり。以て勝を執るなり。百官の識、恵にあらざるなり。刑罰必ずすればなり。故に君臣道を共にすれば則ち亂り、專授すれば則ち失ふ。夫れ國に四亡あり。令求めて出でず、之を滅と謂ふ。出でて道に留る、之を擁と謂ふ。下情求めて上通せざる、之を塞と謂ふ。下情上りて道に止る、之を侵と謂ふ。故に夫の滅侵塞擁の生ずる所は、法の立たざるに従ふなり。是の故に先王の國を治むるや、意を法の外に淫さず、恵を法の内に爲さず。動きて法にあらざる者無きは、過を禁じて私を外にする所以なり。

而道留。謂之擁。下情求不。上通。謂之塞。下情上而道止。謂之侵。故夫滅侵塞擁之所生。從法之不立也。是故先王之治國也。不淫意於法之外。不爲惠於法之內也。動無非。法者所以禁。過而外私也。威不兩錯。政不二門。以法治國。則舉錯而已。是故有法度之制者。所謂治國なる者は、主道明かなるなり。故に國治る。臣術勝てば則ち私事立つ、故に國亂る。君臣相調むを計るにあらざる也。本文に謂とあるは疑の誤か。臣、君の事を行ふをいふ。威柄を専ら臣に授くれば亡ぶと也。求めて命を出さずは則ち下、棄くる所なし、故に滅すと也。中道にして制止す、故に擁と曰ふ。下情、上通を欲すと雖も中道にして左右の止むる處となる、此れ則ち臣上事を侵すと也。臣、君の威をり。威、兩錯せず、政、二門ならず。法を以て國を治むれば、則ち舉錯のみ。是の故に法度の制ある者は、巧るに詐僞を以てすべからず。權衡の稱なる者は、欺くに輕重を以てすべからず。尋丈の數ある者は、差るに長短を以てすべからず。今主は法を釋て、譽を以て能を進めば、則ち臣は上を離れて下比周す。黨を以て官を擧げば、則ち民は交を務めて用を求めず。是の故に官の其治を失ふは、是れ主、譽を以て賞となし、毀を以て罰を爲せばなり。然らば則ち賞を喜び罰を惡むの人、公道を離れて私術を行はん。比周以て匿すを相爲す。是れ主を忘れて死交し、以て其譽を進めん。故に交り衆き者は譽多く、外内朋黨す。大姦ありと雖も、其の主を蔽ふこと多し。

不可巧以詐
 僞。有權衡之
 稱者。不可欺
 以輕重。有尋
 丈之數者。不可差以長短。今主釋法。以譽進能。則臣離上。而下比周矣。以黨舉官。則民務交。而不求用矣。是故官之失其治也。是主以譽爲賞。以毀爲罰也。然則喜賞惡罰之人。離公道。而行私術矣。比周以相爲匿。是忘主死交。以進其譽。故交衆者譽多。外内朋黨。雖有大姦。其蔽主多矣。

行ふをいふ 臣、政を出すをいふ 行止也、法の行はる、所は之を行ひ法の止むる所は之を止め而して
 國既に治ると也 欺也 輕重を欺く能はずと也 誤也 互に黨をつくるをいふ 主其
 の姦たるを知らざるをいふ

是以忠臣死
 於非罪。而邪
 臣起於非功。
 所死者非罪。
 所起者非功。
 也。然則爲人
 臣者。重私而
 輕公矣。十至
 一人之門。不
 一至於庭。百

是の以に忠臣は非罪に死して、邪臣は非功に起る。死する所の者罪にあらず、起る所の者功にあらずるなり。然らば則ち人臣たる者、私を重んじて公を輕んぜん。十たび私人の門に至るも、一たびも庭に至らず。其家を百慮するも、其國を一圖せず。屬數衆しと雖も、以て君を尊ぶにあらずるなり。百官具ると雖も、以て國に任ずるに非るなり。此を之れ國に人なしと謂ふ。國に人なしとは、朝臣の衰へしにあらざるなり。家は家を興し、相益するを務めて、君を尊ぶを務めざるなり。大

慮其家。不
 圖其國。屬數
 難衆。非以尊
 君也。百官雖
 具。非以任國
 也。此之謂國
 無人。國無人
 者。非朝臣之
 衰也。家興家
 衰。於相益不
 務。於相損不
 務。尊君也。大
 臣務相贊。而
 不任國。小臣
 持祿養交。不
 不自度也。故
 間明別。明別
 則易治也。主
 雖不身下爲
 而守法爲之
 可也。

臣は相貴ぶを務めて國に任せず、小臣は祿を持し交を養ひ、官を以て事と爲さず。故に官は其能を失ふ。是の故に先王の國を治むるや、法をして人を擇ばしめて、自ら舉げざるなり。法をして功を量らしめて、自ら度らざるなり。故に能ありて匿れて蔽ふべからず。敗ありて飾るべからざるなり。譽むる者進む能はずして、誹る音退くる能はざるなり。然らば則ち君臣の間明かに別つ。明かに別てば則ち治め易きなり。主、身下りて爲さずと雖も、法を守りて之を爲せば可なり。

● 公庭にて朝廷をいふ ● 官各々能を失へば則ち人なしと同じきなり ● 法がゆるせば之をあげ法がゆるさざれば之を擧げずと也

持祿養交。不
 不自度也。故
 間明別。明別
 則易治也。主
 雖不身下爲
 而守法爲之
 可也。

正世第四十七

區言三

古之欲正世
 調天下者必
 先觀國政料
 事務察民俗
 本治亂之所
 生知得失之
 所在然後從
 事故法可立
 而治可行夫
 萬民不和國
 家不安失非
 在上則過在
 下今使人君
 行逆不修道
 誅殺不以理
 重賦斂竭民
 財急使令罷
 民力財竭則
 不能無侵奪
 力罷則不能

古への世を正し天下を調へんと欲する者は、必ず先づ國政を觀、事務を料り、民俗を察し、治亂の生ずる所を本づけ、得失の在る所を知り、然る後に事に従ふ。故に法立つべくして、治行ふべし。夫れ萬民和せず、國家安んぜざるは、失上にあるにあらざれば、則ち過下に在り、今人君をして逆を行ひ、道を修めず、誅殺理を以てせず、賦斂を重くし、民財を竭し、使令を急にし、民力を罷れしむ。財竭れば則ち侵奪なき能はず、力罷れば則ち墮倪毋き能はず。民已に侵奪墮倪す。因りて法を以て隨ひて之を誅すれば、則ち是れ誅罰重くして亂愈起る。夫れ民、勞苦して不足に困めば、則ち禁を簡にして罪を輕んず。此の如くんば、則ち失、上に在り。失、上に在りて上變せざれば、則ち萬民、其命を託する所なし。今人主、刑政を輕くし、百姓を寬くし、賦斂を薄くし、使令を緩む。然るに民、淫躁私を行ひて制に従はず。智を飾り詐に任じ、力を負みて争ふは、則ち是れ過、下に在り。過、下に在るも、人君廉して變せざれば、則ち暴人勝へ

す。邪亂止まず。暴人勝へず、邪亂止まざれば、則ち人に君たる者勢傷れて、威日に衰ふ。故に人君たる者は、勝より責きはなし。所謂勝とは、法立ち令行はる。之を勝と謂ふ。法立ち令行はる、故に羣臣法を奉じ、職を守る。百官常あり。法、繁匿せず。萬民敦懇、本に反りて儉力す。故に賞は必ず以て使ふに足り、威は必ず以て勝つに足る。然る後に下従ふ。

● しばく、宿役を起すをいふ ● 弱は情也、倪は恥也、邪視也、惰りて他の財をうちやむをいふ ● 慢也、輕んずる也 ● 其政令を變ぜざるをいふ ● 恃也 ● 多きにたへざるをいふ ● 賤は邪也 ● 人をして善に従はしむる也

母墮倪。民已
 侵奪墮倪。因
 以法隨而誅
 之。則是誅罰
 重而亂愈起
 夫民。勞苦困
 不足。則簡禁
 而輕罪。如此
 則失在上。失
 在上。而上不
 變。則萬民無
 所託其命。今
 人主輕刑政。寬
 百姓。薄賦斂。緩
 使令。然民淫躁
 行私。而不從
 制。飾智任詐。
 負力而争。則是
 過在下。過在下。
 人君不廉。而變
 則暴人不勝。邪
 亂不止。則君人
 者勢
 傷。而威日衰矣。
 故爲人君者。莫
 貴於勝。所謂勝
 者。法立令行。
 故羣臣奉
 法守職。百官有
 常。法不繁匿。萬
 民敦懇。反本而
 儉力。故賞必足
 以使威。威必足
 以勝。然後下
 從。

故古之所謂

故に古への所謂明君は、一君にあらざるなり。其の賞を設くるや、薄あり厚あり

明君者非一君也。其設賞有薄有厚。其立禁有輕有重。迹行不必同。非故相反也。皆隨時而變。因俗而動。夫民躁而行僻。則賞不可不以不厚。禁不可以不重。故聖人設厚賞。非侈也。立重禁。非戾也。賞薄。則民不利。禁輕。則邪人不畏。設人之所不利。欲以使人。則民不盡。

り。其の禁を立つるや、輕あり重あり、迹行必ずしも同じからざるは、故らに相反するにあらざるなり。皆時に隨ひて變じ、俗に因りて動く。夫れ民躁にして行僻なれば、則ち實は以て厚からざるべからず、禁は以て重からざるべからず。故に聖人、厚賞を設くるは侈にあらざるなり。重禁を立つるは戾にあらざるなり。賞薄ければ則ち民、利とせず、禁輕ければ、則ち邪人畏れず。人の利せざる所を設けて以て使はんと欲すれば、則ち民、力を盡さず、人の畏れざる所を立てて以て禁せんと欲すれば、則ち邪人止まず。是の故に法を陳し令を出して民従はず。故に賞勸すに足らざれば、則ち士民、用を爲さず。刑罰畏るゝに足らざれば、則ち暴人輕しく禁を犯す。民は威殺に服して然る後に従ふ。利を見て然る後に用ひらる。治められて然る後に正し、安んずる所を得て、然る後に靜なる者なり。夫れ盜賊勝へず、邪亂止まず、彊は弱を劫し、衆は寡を暴すれば、此れ天下の憂ふる所、萬民の患ふる所なり。憂患除かざれば、則ち民其居に安んぜず、

力。立二人之所不長。欲以禁。則邪人不止。是故陳法出令。而民不從。故賞不足勸。則士民不爲用。刑罰不足畏。則暴人輕犯。禁。民者服於威殺。然後從。見利然後用。被治然後正。得所安。然後靜者也。夫盜賊不勝。邪亂不止。彊劫弱。衆暴寡。此天下之所憂。萬民之所患也。憂患不除。則民不安。其居。民不安。其居。則民望絕於上矣。夫利莫大於治。害莫大於亂。夫五帝三王。所以成功立名。顯於後世者。以爲天下致利除害也。事行不必同。所務一也。夫民貪行躁。而誅罰輕。罪過不發。則是長淫亂。而便邪僻也。有愛人之心。而實合於傷民。此二者。不可不察也。

民其居に安んぜざれば、則ち民望上に絶つ。夫れ利は治より大なるはなく、害は亂より大なるはなし。夫れ五帝三王の功を成し名を立て、後世に顯るゝ所以のもの、天下の爲に利を致し害を除くを以てなり。事行必ずしも同じからざるも、務むる所は一なり。夫れ民貪り、行躁にして誅罰輕く、罪過發せずんば、則ち是れ淫亂を長じて邪僻に便するなり。人を愛するの心ありて、實は民を傷るゝに合す。此の二者は察せざるべからざるなり。

● 五帝三王の如き明君の多きをいふ ● その行の迹也 ● 中正を失ふ也 ● 人情にもとるをいふ ● 上の用也 ● 罪過ある者の誅罰せざるをいふ ● 淫は貪也

夫盜賊不勝。則良民危。法禁不立。則姦邪繁。故事莫急於當務。治莫貴於得齊。制民迫則窘。迫民迫則窘。窘則民失其所以。緩則縱。縱則淫。淫則行私。行私則離公。離公則難用。故治之所以不立者。齊不得也。齊不得。則治難行。故治民之齊。不可不察也。聖人者。明

夫れ盜賊勝へずんば則ち良民危し。法禁立たずんば則ち姦邪繁し。故に事は務に當るより急なるは莫く、治は齊を得るより貴きは莫し。民を制すること急なれば則ち民迫る。民迫れば則ち窘む。窘めば則ち民其の葆んする所を失ふ。緩なれば則ち縱、縱なれば則ち淫、淫なれば則ち私を行ひ、私を行へば則ち公を離れ、公を離るれば則ち用ひ難し。故に治の立たざる所以の者は、齊得ざるなり。齊得ざれば則ち治行ひ難し。故に民を治むるの齊は、察せざるべからざるなり。聖人は治亂の道に明かに、人事の終始に習ふ者なり。其の人民を治むるや、民を利するを期して止む。故に其齊に位つや、古へを慕はず、今に留らず、時と變じ俗と化す。夫れ人に君たるの道は、勝より貴きは莫し。勝なり、故に君道立つ。君道立ちて然る後に下従ふ。下従ふ、故に教立つべくして化成るべきなり。夫れ民、心服體從せざれば、則ち禮義の文を以て教ふべからざるなり。人に君たる者は、以て察せざるべからざるなり。

● 理に合するをいふ ● 期に同じ、緩急宜しきを得るをいふ ● 保に同じ、安也 ● 今を謂として國執せざるをいふ ● 能く臣民に勝ち然る後君道立つと也 ● 體從とは四體の心に従ふが如きをいふ

於治亂之道。習於人事之終始者也。其治人。民也。期於利民而止。故其位齊也。不慕古。不留今。與時變。與俗化。夫君人之道。莫貴於勝。勝。故君道立。君道立。然後下從。下從。故教可立。而化可成也。夫民不心服體從。則不可下以禮義之文。教上也。君人者。不可不以不察也。

治國第四十八

區言四

凡治國之道。必先富民。民富則易治也。民貧。則難治也。奚以知其然也。民富。則安。鄉重。家。安。鄉重。家。則敬。

凡そ國を治むるの道は、必ず先づ民を富す。民富めば則ち治め易きなり。民貧しければ則ち治め難きなり。奚を以て其の然るを知る。民富めば則ち郷に安んじ家を重んず。郷に安んじ家を重んずれば、則ち上を敬して罪を畏る。上を敬して罪を畏るれば、則ち治め易きなり。民貧しければ則ち郷を危くし家を軽んず、郷を危くし家を軽んずれば、則ち敢へて上を陵ぎ禁を犯す、上を陵ぎ禁を犯せば、則ち

上長罪。敬上長罪。則易治也。民貧。則危。輕家。則危。輕家。則敢陵。上犯禁。陵上犯禁。則難治也。故治國常富。而亂國常貧。是以善爲國者。必先富民。然後治之。昔者七十九代之君。法制不一。號令不同。然俱王天下者何也。必國富而粟多也。夫富國多粟。生於農。故

治め難きなり。故に治國は常に富みて、亂國は常に貧し。是の以に善く國を爲むる者は、必ず先づ民を富して然る後に之を治む。昔者七十九代の君、法制一ならず。號令同じからず。然れども俱に天下に王たりし者は何ぞや。必ず國富みて粟多ければなり。夫れ富國多粟は農に生ず。故に先王之を貴ぶ。凡そ國を爲むるの急なる者は、必ず先づ末作文巧を禁ず。末作文巧禁すれば、則ち民、游食する所なし。民、游食する所なければ、則ち必ず農。民、農を事とすれば、則ち田墾く。田墾くれば、則ち粟多し。粟多ければ則ち國富む。國富めば兵彊く、兵彊ければ戰勝つ、戰勝てば地廣し。是の以に、先王は衆民彊兵。廣地富國の、必ず粟より生ずるを知るなり。故に末作を禁じ奇巧を止めて、農事を利す。今末作奇巧を爲す者は、一日作して五日食ふ。農夫終歳の作は、以て自ら食ふに足らざるなり。然らば則ち、民は本事を捨てて末作を事とす。民本事を捨てて末作を事とすれば、則ち田荒れて國貧し。

先王貴之。凡爲國之急者。必先禁末作。

文巧。末作文巧禁。則民無所游食。民無所游食。則必農。民事農。則田墾。田墾。則粟多。粟多。則國富。國富者。兵彊。兵彊者。戰勝。戰勝者。地廣。是以先王知衆民彊兵。廣地富國之必生於粟也。故禁末作。止奇巧。而利農事。今爲末作奇巧者。一日作。而五日食。農夫終歲之作。不足。以自食也。然則民舍本事。而事末作。民舍本事。而事末作。則田荒。而國貧矣。

● 安んぞざるをいふ ● 末作は所業工業の如きをいひ、文巧は奢侈品をいふ ● 農業を務むと也 ● 一日の利を取りて五日の食に供すべしと也 ● 農業者務むと也 ● 一日

凡農者。月不足。而歲有餘。者也。而上徵暴急。無時。則民倍貸。以給上之徵矣。耕耨者。有時。而澤不。必足。則民倍貸。以取庸矣。秋糴。以五。春糶。以東。

凡そ農は、月に足らずして歳に餘ある者なり、而るに上徵暴急時なければ、則ち民倍貸して以て上の徵に給す。耕耨する者時あり、而も澤必ずしも足らざれば、則ち民倍貸して以て庸を取る。秋糶に五を以てし、春糶に東を以てするに、是れ又倍貸なり。故に上の徵を以てして民に倍取する者四。關市の租・府庫の徵・粟什一・厮輿の事、此れ四時亦一倍貸に當る。夫れ一民を以て四主を養ふ、故に逃徙する者刑せられて、上止むる能はざる者は、粟少くして民に積なきなり。常山の東、河汝の間、蚤く生じて晩く殺る。五穀の蕃熟する所なり。四種して